

081.5-Sa45ウ



1200500724727

081.5
A45



始



419

内務省
9.7.18
正本

叢書
號 453
永久保存



081.5
SA45



象山全集

卷



081.5
SA45

増訂象山全集序

象山全集修正増補成る。時を費すここ三歳、博く搜り深く討ね、前版の誤あるを訂し、疑あるを解き、又新に蒐集する所極めて多し。是に於てか全集の名首めて完きを得たりと謂つべし。

象山先生の人と爲りは、遺稿を通じて詳なり。先生は實に世界的偉人にして、新日本の先覺者たり。余後進、先生の遺編を繙き、毎に感ずる所あり。即ち先生は西洋文明に心酔するが如くにして、而も寤寐の間も祖國國體觀念を把持して忽せにせざるのみならず、卻て東洋道徳を以て五洲を救はんとするの概ありき。

明治維新の創業に當り、英俊傑物競ひ起りしも、皆西洋文物に眩惑し、我が建國の精神、善美なる傳統等顧みるに違あらずして、百

序

一

序

凡例

碑文

佐久間氏略系

象山先生年譜

象山先生小傳

省譽錄

象山淨稿

礮卦

象山先生文稿

四書經注旁釋(大學)

般の制度文物、只一意彼れに摸倣するあるのみ。其の結果、今日國を擧げて其の弊竇に桎梏せられて脱出する能はず、嘆すべき哉。若し地下の先生をして之を見せしめば、果して何さか云はん。惜むべき哉先生中道に斃れ、只新文明の先覺者たるの名を垂るるのみにして明治文明の完成に參畫し能はざりしを。先生逝いて七十年、國家の現状今日の如き時に當り、信濃教育會は象山全集の改訂を企て、苦心經理今や其の功を終へ、之を先生の靈前に供へ、先生の志を新にするを得たるは、以て先生の靈を慰むる所以にして、亦世道人心に補益する所多大なるを信ずるものなり。象山先生嘗て力士雷電の碑に辭を系けて曰く、信山崇峻 信水清駛 神氣所鍾 迺生瓌偉。此の語移して以て先生に致すべ

きか。嗚呼偉なる哉。

本書成るに當り、聊か所感を記して序とす。尙ほ本書の編纂は、松代藩士三井圓二郎専ら其の任に當る。茲に附記して其の勞を多とす所なり。

昭和九年三月

信濃教育會長 佐藤寅太郎

序

象山佐久間先生、一たび逝いて五十年、先見の明は、世と與に光を添へ、偉人の名は、年と共に高きを加ふ。是に於てか、斷簡零墨も幾多の家寶と爲り、片言隻語も後昆の典刑と仰がるるに至る。嗚呼、亦盛なる哉。然れども、先生の世に傳へらるる所、單に盛名赫灼の餘光にして、其の之を致せる所以の苦心慘憺たる實迹に至りては、蓋之を先生の遺稿に求めざるべからず。惜むらくは、先生の遺稿、年を閱するに伴ひて、或は散逸し、或は湮滅して、之を獲るに難く、また、空しく二三故舊の祕庫に藏せられて、汎く世に布くに至らざる、是吾人の最も遺憾とすることろなり。

本會の此の慨を懷くや、深く且切なるものあり。夙に先生の遺文

を天下に公にして、長へに先生の實迹を後世に傳へんと欲し、拮据勵精、博く搜り、深く討ね、數年を閲して、漸く「象山全集」の編纂を畢り、今茲先生五十年祭の忌辰に際りて、之を刊行するに至れり。其の輯むる所、省督録以下、上書、文稿、詩歌、書簡に至る迄、凡そ二十篇、二千七百頁。先生が衷心國を思ふの赤誠は、全卷に溢れ、一世を率ゐんとする抱負は、歴然として字句の間に躍る。其の文稿や、高邁の識、卓拔の議、諤諤の論、また憚るところなく、其の詩歌や、鬱勃の情を寄托して、慷慨淋漓、若し夫れ平日の書簡に至りては、趣味横溢、理路井然、寔にこれ近代の範、一讀先生の風丰を彷彿せしむるに足る。

顧ふに、先生は、世に謂ふ所の經學者、道學者、はた洋學者の匹儔にあらず。單に之を學者と見るも、其の智、古今東西に互りて、發明創見の説に富めること、當時の儒流と著しく撰を異にせり。況んや、其の卓見博識、夙に五世界の大勢を曉りて、開國の止むべからざる所以を説き、確乎不拔の自信、國を擧げて其の歸嚮するところを知らしめんとする先覺の明と、人格の崇高とに至りては、正にこれ百代の師表たり。先生の偉大なる所以、蓋しここに存す。先生曾て詩あり、曰く、「東洋道德西洋藝。匡廓相依完圈模」と。又自から稿を輯め、之に敘して曰く、「以て知己を後世に俟たん」と。今や、我が國歐米諸邦と相伍し、學藝文物、長短相補ふの時、「象山全集」の刊行、豈徒爾ならんや。吾人が、先生身後の知己として、在天の靈に對ふる所以、蓋之に過ぐるものあらざるなり。

大正二年九月

信濃教育會

凡例

一 前版は、大正二年十月の象山先生五十年祭を期し程を急ぎて出版せるが爲に、原稿の査閲、印刷の校正等に於て、遺憾の點多多あるを免れざりき。よりて今回これに訂正を加へ、且つ更に新材料を蒐集して之を増補したり。

一 今回増補せるは、四書經注旁釋^{大學部}と、新に蒐集したる詩文、和歌書簡とにて、就中書簡の數は頗る多きに達せり。又此の他に、象山先生小傳、及門錄、象山先生史料雜纂、各種索引とを加へたり。及門錄以下は之を第五卷の末に附したり。

一 漢文漢詩は、此れを讀み易からしめんがために返り點を附したり。

一 同題の詩文も、揮毫の時期により字句一定ならざるものあり。前版には、單に其中の一を掲げたりしが、今回は之を改め、揮毫の時代を考へ、其の時期の判然せるものは後年のものを採り、然らざるものに至りては、一方を欄外に注し又は旁注することとせり。

一 書簡及上書は、年代を按じて之を排列せり。又詩文、和歌にも、成るべく其の作年を注記したり。然れども、其中推定の誤れるものなきを保し難し。後人の更に研究是正せられんことを望む所なり。

一 本書原稿中、省譽録、歐學圖編、象山先生詩鈔、女訓は、刊本ありてそれに據り、迅發擊銃圖說、歐卦は、先生の版下本ありてそれに據れり。

一 今回増補したる四書經注旁釋大學之部は、京都帝國大學圖書館に祕藏せる先生の自筆本にて、特に乞ひて寫真版としたるものなり。

一 詩文、書簡、和歌の一部は實物につき之を謄寫し、其の他は悉く寫本に據りたるものなり。

一 文章、書簡等に用ひられたる闕字は此れを廢したり。

一 書簡及び假名交り文に於て、外國語の他は原本一切濁音の假名を用ひず。然るに今之を改めたるは、讀み易からんことを主としたるによるなり。省譽録中の和歌に振假名したるが如きも、此の趣意に外ならず。

一 先生の著書、本書收むるところの外に、増訂荷蘭語彙、琴錄、文公短牘、邵康節先生文集、春秋辭命準繩、春秋占筮書補正、洪範今解、度學津梁、雨災雜記等あり。然れども、春秋占筮書補正以下の書は、逸して傳はらざるが如く、其の他も、種種の都合により此れを割愛したり。

昭和九年三月

贈正四位佐久間象山先生碑（長野縣埴科郡松代町象山山巔に在り）

元帥陸軍大將正二位大勳位功二級侯爵 山縣有朋題額

勅選議員正四位勳三等文學博士 重野安繹撰

予視於百餘年來儒流。得先見之士二人焉。一爲仙臺林子平。一則松代佐久間象山。子平以寬政癸丑歿。當其時。天下乂安。四海無虞。士大夫率狃宴安。而子平獨論邊防。慷慨著書。以此獲罪。禁錮終身。象山後子平四十餘年。夙憂外事。策時務。而述遭轍軻。終斃於奇禍。二子洞觀時勢。其言皆有驗乎後。所謂先天下之憂而憂者。君子韙其志識。而歎其不遇。而象山之事。最可悲矣。初天保中。英人致我漂流民。乞互市。幕府拒而不納。俄修海防。令諸藩爲之備。象山深於儒學。兼通海外兵制。乃獻言當路。指陳大勢。幕府未之信也。迨嘉永癸丑。米艦果入浦賀。幕吏始服其先見之明。米艦遂要求通商貿易。期以明年。幕府下議諸藩。問和戰利害。象山又獻時務十策。言皆天下大計。而幕府不能用也。安

政甲寅。米艦再來。申前約。促開港。幕府擬以伊豆下田。而米艦繫在橫濱。象山聞之曰。下田僻遠。且有天城日金之險。緩急難應。不若直以橫濱之爲愈也。其洞見利害如此。當是時。四方志士。爭倡鎖國攘夷。陰擁朝紳。而迫幕府。象山注意大局。其所主。在立自強不敗之地。以擴開國進取之計。長州志士吉田松陰。深服其言。欲航海外。以探事情。象山賦詩送之。事露下獄。象山連坐。尋各幽於其藩。象山已廢。而時事益非。憂世之念。不能自禁。竊託人。進說朝紳。會朝廷勅諸藩。上意見。象山受藩命。草上書案。滔滔數萬言。聳動天下耳目。其名隱然重乎朝野。元治甲子春。大將軍家茂公在京師。辟象山。人或危之。象山曰。國事方急。微軀何足惜。是志士效力之秋也。四月至京師。屢進謀議。周旋朝廷。幕府之閒。而其所說。非開國貿易。則公武合體。頗爲時人所忌。遂殞命。兇手實是年七月十一日也。年五十四。葬京師妙心寺。往時鄂羅之擾北疆。外事初動。而衆人未知其可憂。子平乃大聲疾呼。以警醒之。迨英米出歿東海。外患既迫。上下

洶洶。不知策所出。象山講之方略。爲之措置。如燭照而數計。竟定他日之國是。蓋二子學該識明。通達內外。故先天下之憂而憂。而命運不至。不得後天下之樂而樂。可勝慨夫。象山卒之後四年。王室中興。海宇一變。遂致今日之盛。推其所淵源。二子之功。寧可沒哉。於是朝廷旌褒。竝有贈位典。死者而有知。可以瞑矣。象山名啓。字子明。信濃埴科郡人。世仕松代侯眞田氏。以其生象山麓。故自號象山云。屬鄉人謀建碑山巔。徵文於予。方今兒女。猶識象山。何待敘述。乃特表其大節。係以銘。銘曰。

東洋道德	西洋藝術	精粗弗遺	表裏兼該	因澤民物
以報國恩	卓哉斯語	百世可師	爰揭爰示	以代銘辭
象山之巔	有屹豐碑			

明治三十五年在壬寅七月正五位日下部東作書

田鶴年鐫

象山佐久間先生遺澤の碑(長野縣下高井郡穂波村に在り)

信濃の國高井郡佐野村はもこの松代領なり此地よもに山めぐりそがうち平に天のかたちまごかなりゆへに艸木茂りここによねつくるによろし其民おのづからすなをにして古の風を存せり象山佐久間翁藩に在せし時いたく此地をめでやがて住ばやご思はれけむ詩に詠じ文を賦して其志をよせられけらしまた郡治の弊せる民の苦を察ししばしば其主に申いたく攻ただされし事共あり是等のこといまはむかしご成りにしを此民誠ある心から猶其惠をたたへてやまず終に石にゑりて其澤を永く世に傳へむごはかり予が一言を乞ふ予も亦其まごころに愛

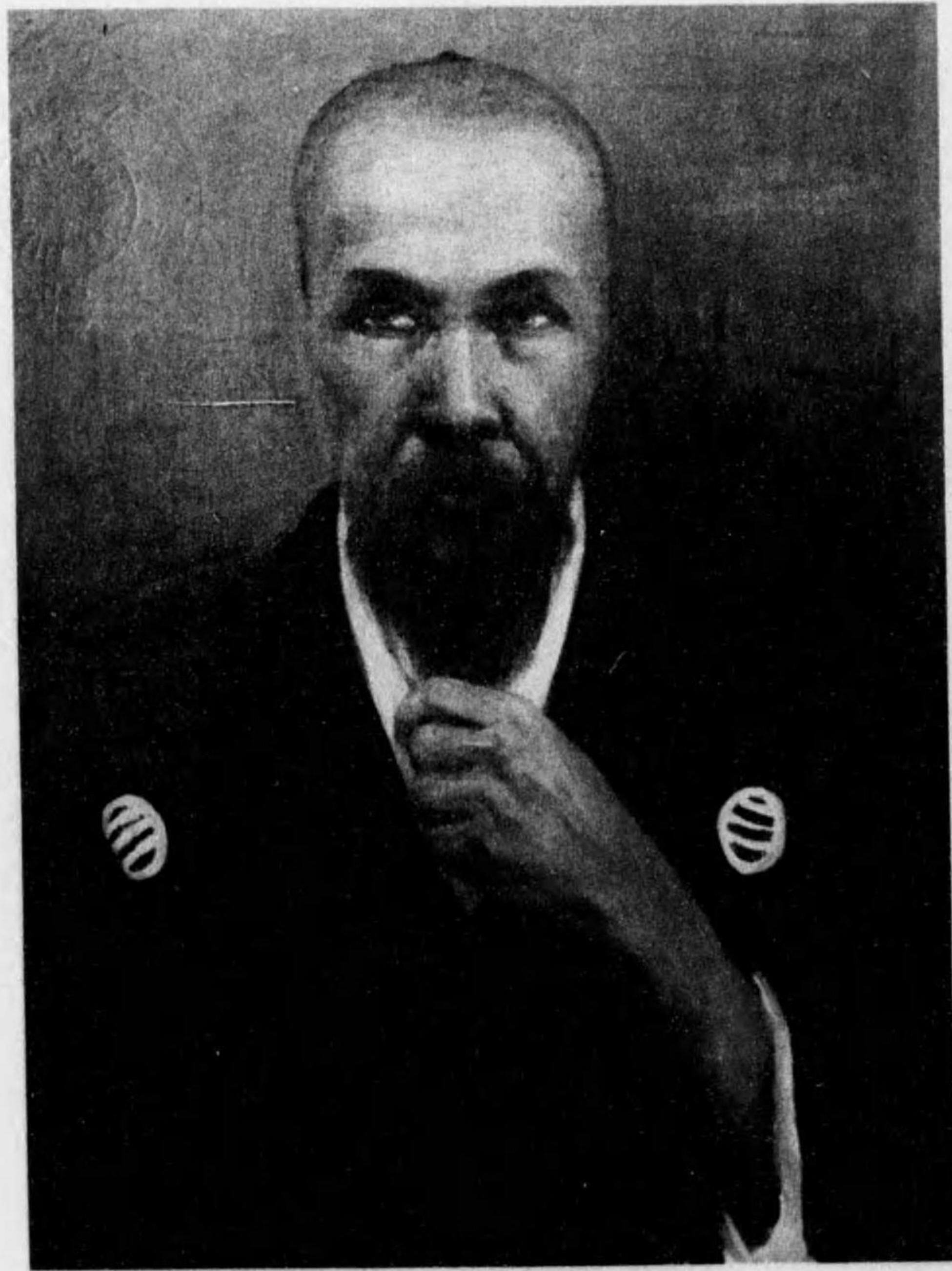
佐久間象山先生遺澤の碑

で拙を忘れその需に應ずるになむ

明治十二のとし初秋海舟勝安芳誌

詞藻。

五二平少且知る。雖二只辦一以五七。謂難尋會
意見を來ゆ中村不世刃の聯泰サる前畫より。大
状主の寫寫を辨辨と「門入」より「入」知刃の
遊入間象山状主首翁



佐久間象山先生肖像

先生の寫眞を根據とし、門人たりし久保成氏の
意見を求め、中村不折氏の揮毫せる油畫なり。大
正二年七月成る。縦二尺、横一尺五寸。信濃教育會
所藏。



感應公肖像

松代藩主眞田幸貫公の肖像なり。三村晴山の原
圖、川上冬庄の臨摹によりて成りたるものなり。
原本は、縦四尺二寸五分、横一尺六寸七分の絹本
にして、眞田伯爵家所藏。



雄 飛

感應公の筆なり。原本は、縦四尺五寸、横一尺八寸の紙本にして、松代町矢澤一頼道氏所藏。

櫻 賦

揮毫の歳次判然せざれども、賦は萬延元年五十
歳の作なれば、晩年の筆なること知るべし。此の
賦と望岳賦とは、最も先生得意の作にて、世に象
山の二賦と稱せらる。櫻賦は、曾て天覽の榮を蒙
りたるより、一層著聞するに至れり。全文文稿に
出づ。原本は縦五尺八寸三分、横三尺二寸二分の
紙本にて、眞田伯爵家所藏。

櫻 賦

有 皇國之名華鍾元陽之靈和爾列樹 萃萼鮮標枝之加稟妙之於自然煙妍茂而無疵冠萃卉而特秀亘終古而
不差故詠浪津於 皇嗣命爾耶於 邦媛國舅忘光於 榮殿 王如感於法院既乃惠風微動沖氣清塵州始標百鳥和
鳴於是紅苞舒榮燦葉吐芳光之炫耀時望幽 醇飛丹霞之晴輝散白日之景灼滋鮮麗於晨露欽詢采於夕暉遠而望之
爛如所垂垂翠微近而睇之深如珠珠凝林隙赫乎暎之煜乎輝 爾其帶而軍煙翻風驚日網傑倚浦縹緗鬢絲旖旎以陸離
郁晚慶而秘靜既的皦以冰淨漢紫盈其木雪來難松柏 葱菁靚峰嶺之欲碎吐朱闌於遠寺高單樓於高林沿水溪而蔚
映繞巾而垂露園千家而萬趣難得而修禪於是和安皇子任麗季女瓊姿停態湖都治國倚羅於西林步 騎驕於東野慨春
之不長憐芳亦易墮折鐵枝以相授尋殘葩而一宮若過宗堂由 樹駭女詞賓尊 酌醴登素鱗冰鏡賦其副萬華陳而嘉
樹坐錦茵金翠輝的觸巡蒼藻思以向麗馳妙祥而競新願餘霞之散綺淡雲月之飛輪以有天涯遊子深園少憐感和氣之潤溫
此驚陽節之曠煦惜秋垂之桂芳恨輝期之屬誤羨黃鸝之耦飛如粉蝶之曼舞涉夷園以從倚憑華陰而撥首望所思而不見僅長嗚而
遠慕更有慷慨之志士個儻之豪傑時方野而大息哀 皇業之不振臨真淵而仿徨欽士得之烈駿志為德之刊輪題片言而暗道難
誠之未報水無慟乎王蓋方華榮之感時和物佳之運對落葉之懷份懷感慨而自奮奮是都都等輩老少皆意觀斯華夫莫不自愛而也悅
神感而情動是其勝地宜則有寧樂故都巉巖氣出融湖白河小倉大原與夫武之全井德之墨川此皆都人之所周覽士之所遊觀逮乎動感實
浦之浪岐巖是極之巖有慕名賢之風雅思優煥而歸返去何茲樹之身植派業譽於菴漢捷於日域橫壯觀於神向資豐塚標碑
應 皇化之煥煥宜儀光之獨異宜寓力之莫先散浩類而美考望地乎之其算乃作頌曰
貞樹綠服青 神州兮受命特立終不低兮華藻在殿室不可喜兮窈窕自持章天地兮浩然不街嘉賓乘兮 帝宮神寓兮
非可深林窮谷膺 天光聞其無人自芬芳兮

蒙山平發子剛手録

象山記並説

安政二年四十五歳の筆蹟と推定す。嘉永甲寅とあるは、蝨居中を憚りて殊更に其の以前の干支を用ひたるものなれば、據る可らず。文は天保十年二十九歳の作なり。全文淨稿に出づ。原本は、縦五尺八寸三分、横二尺三寸五分の紙本對幅にて、大正天皇東宮にて御座せし時、台覽の榮を賜はりたるものなり。東京市宮本仲氏(松代町出身)所藏。

象山記

象山在信之松城西而數百步之外前低而後高其狀似象因謂之象山中明僧水庵歸仁嘗居于此是山之麓名曰慈明六、象山一名獨島、其東南俯竹成林相聯綿望如雲生以二名山夫象山脈自西南而橫出中間之陸三利北延而直其最高者乃南峯其峯石中嶺低者曰北阜一溪從山勢南來遇其東而北四神田之川水甚清激其流急近激石而噴響十佩五其流甚急可怖也故其上有二道並行於北阜而皆由山溪莫能辨其其一曰溪是稱水中心石錯落澗之而注西崖即云山也傳小徑而上至皆蒼林鬱鬱時時雜草不知有幾道半徑山溪峻峻乃披蘿打葛僅傳一失是狀外過十數里而折而南徑漸坦夷徑東有古松樹大皆連抱阿曹盤旋於斯者恒傳殆不可收每與風濤高聲震撼其根摧地一二尺墻底成於若松其林可坐而觀且自此復折而西上乃出于北阜一而其一溪流而北水能飲飲其行去其流比力必重言行不過二百步誠如向廣一橋下流流注於平野而水亦行其口先被微噴作聲似度橋橋聲聲而行乃得山麓之北隔一徑不絕十步石時宜自乃一小口羅山其上蓋古木蒼蒼蒼翠中有一洞神祠焉是殿二階殿更可觀自山麓曲折而上均可二百步而洞神祠山巔極絕路旁又多黃精杜鵑其草可食而復上三十步忽得中臺是為北阜眼界極明迤西眺清野村落并落處可指於東望清瀨居巖清山松杉蒼蒼飛瀑一溪傳為民屋布其類甚多而於洞神祠西連寺之松木甚多種火仁一樓榭而城榭望遠見於茂樹主陸之間其外到疏摩北區屏水而西行數十里夫寬衍平博如視法堂上而想中想戰事甚詳授命處有石塔感慨云此稱尸後種唐一劍物主于青華密雲居其石位德主分世所誦劫年而其下樹葉丹青同體於蒼蒼地也北阜南阜皆從洞神祠也且上數十尺孤松傑立年蓋佛堂且下稍冲細草而地可盤旋而遊其上危崖墮時曰天狗窺島二文欲乾舞交封青碧以織間生蓮草竹為大觀其性度其前而二仙山也此

底使人愕然不能自保道經年而履以遠西入漢界五十餘里山中嶺之下古松怪石攢植列列如畫之奇茂紛疑恍若畫圖前為山西奇峯但病山其陰不可其
 耳中嶺地勢頗峻峭北有小丘狀如卧素駝上生疎松蒼翠夏常鮮其東即為竹林西邊翠光而紫照人衣袂固可愛既而其下不長長望西惟諸村於
 端尤為林蔭而等又直其前負秀清園也古士拱揖而立可敬而不可畏其於古亭以賞其勝如何敬祖進仙詩語名曰懷貞而未遠也猶在背左現係入會諸
 步之下而道乃抵南華之巔平處不無散文四壁皆新絕不生雜樹自多草如扇倚坐坐外無非宜者蓋是山惟不其為於此而四顧則致群之種玉時在杖屨之下
 而遠近諸山僅獻秀氣半巔層層不可盡數雖其峻峯巖峯皆六指六足少一而不敢不視之方知是山之神奇奇持固不可不盡山此擬也予家世住於山之東北距其
 林麓百步而近所謂中嶺者當堂之高峻以似一山之洪勝不煩拍呼大抵為吾所愛領之天賦而時明之此煙霞之態一至於遊人之喜其舍身一飛吟則一日之清悅惚恍不
 可得而窮之而者講學於其間適意以適其自適樂以修身但所憾者地非舟車之會故觀四方景傑之士而未由也之歲之夏東遊於江都而此天下之所播種可以觀四方
 之士乃寓居焉而是山之勝固不可忘焉之夢寐至一可其遐想因無間記其大畧時而觀之自疑矣殆二年不往遊適於其間覺其蹤跡極恍惚與到春處之清
 一曰不若於懷也夫物不可並得非天道之幸乎的四方景傑之徒見誰不在是山其與樂也蓋多吾固可以正憾矣然此亦不可期焉蓋是山之勝何時而止也哉

此山在山西平定縣之北其地甚高且廣其山頂有古松一株其葉如扇倚坐坐外無非宜者蓋是山惟不其為於此而四顧則致群之種玉時在杖屨之下
 耳中嶺地勢頗峻峭北有小丘狀如卧素駝上生疎松蒼翠夏常鮮其東即為竹林西邊翠光而紫照人衣袂固可愛既而其下不長長望西惟諸村於
 端尤為林蔭而等又直其前負秀清園也古士拱揖而立可敬而不可畏其於古亭以賞其勝如何敬祖進仙詩語名曰懷貞而未遠也猶在背左現係入會諸
 步之下而道乃抵南華之巔平處不無散文四壁皆新絕不生雜樹自多草如扇倚坐坐外無非宜者蓋是山惟不其為於此而四顧則致群之種玉時在杖屨之下
 而遠近諸山僅獻秀氣半巔層層不可盡數雖其峻峯巖峯皆六指六足少一而不敢不視之方知是山之神奇奇持固不可不盡山此擬也予家世住於山之東北距其
 林麓百步而近所謂中嶺者當堂之高峻以似一山之洪勝不煩拍呼大抵為吾所愛領之天賦而時明之此煙霞之態一至於遊人之喜其舍身一飛吟則一日之清悅惚恍不
 可得而窮之而者講學於其間適意以適其自適樂以修身但所憾者地非舟車之會故觀四方景傑之士而未由也之歲之夏東遊於江都而此天下之所播種可以觀四方
 之士乃寓居焉而是山之勝固不可忘焉之夢寐至一可其遐想因無間記其大畧時而觀之自疑矣殆二年不往遊適於其間覺其蹤跡極恍惚與到春處之清
 一曰不若於懷也夫物不可並得非天道之幸乎的四方景傑之徒見誰不在是山其與樂也蓋多吾固可以正憾矣然此亦不可期焉蓋是山之勝何時而止也哉

礮卦

先生著述中の一大奇書と稱せらるる礮卦版下
本の第一頁なり。嘉永五年十月成る。松代町長谷
川五作氏所藏。

礮卦

象山平啓

又大星
字子明著

夫易廣矣大矣以言乎遠則不禦以言乎
邇則靜而正以言乎天地之間則備矣故
達人物橫四海亙古今而無有乎不準無
有乎或違者也故未有卦畫之前所有之
物其象固存乎易已有卦畫之後所有之
物其象亦存乎易見易而制器卦固未始

余年二十以後。乃知^チ匹夫^ル有^ル繫^{コト}一^ニ國^一。三十以後。乃知^チ有^ル繫^{コト}二^ニ天下^一。四十以後。乃知^チ有^ル繫^{コト}三^ニ五^ニ世界^一。聚遠樓時代の筆にして、省譽録中の語なり。原本は、縦四尺、横一尺三寸の紙本にして、松代町堀内きそ氏所藏。

オウラフネシナドノカヒノウミフカバケダシワチミテオナムモノカセ
歐羅船科戸迺風乃海吹者蓋打見而怖物鴨
題^{スル}多帆船圖^ニ一歌 平啓
御使者屋時代の筆なるべし。原本は、縦三尺七寸五分、横一尺四寸五分の紙本にして、東京市宮下幹氏(松代町出身)所藏。

余年二十以後乃知匹夫有繫一國
三十以後乃知有繫天下四十以後乃
知有繫五世界
翁年子明

歐羅船科戸迺風乃海吹
者蓋打見而怖物鴨
題多帆船圖歌 平法

佐久間氏略系

○佐久間平大夫 村上浪人 與左衛門 眞田氏ニ仕フ 三左衛門 彦七 宮下氏ヨリ 三五郎 若死 斷絶

○佐久間安政 一女 飯山城主

女

岩間市兵衛清重 長沼ニ仕フ 岩間治郎左衛門清村 長沼ニ仕フ

岩間與作清繼 長沼ニ仕フ

女

○岩間一學國品 眞田氏ニ仕フ百石 幾彌 林氏ヨリ 岩之進 斷絶

養子

岩之進

○佐久間三左衛門國品 岩之進死後特ニ再ビ召出サレ五人扶持ヲ給セラル 彦兵衛國正 村上氏ヨリ養子、實ハ三左衛門ノ甥ノ子五兩五人扶持トナル 一學國善 長谷川氏ヨリ養子

前稱岩間一學

修理 百石トナル

あやめ天
恭太郎天
恪二郎天
惇三郎天

(右略系は象山全集編纂の際左の五書を参考して編したるものなり)

佐久間氏略系

參照

一、佐久間氏略譜

象山

稿天保五年の
作なるべし

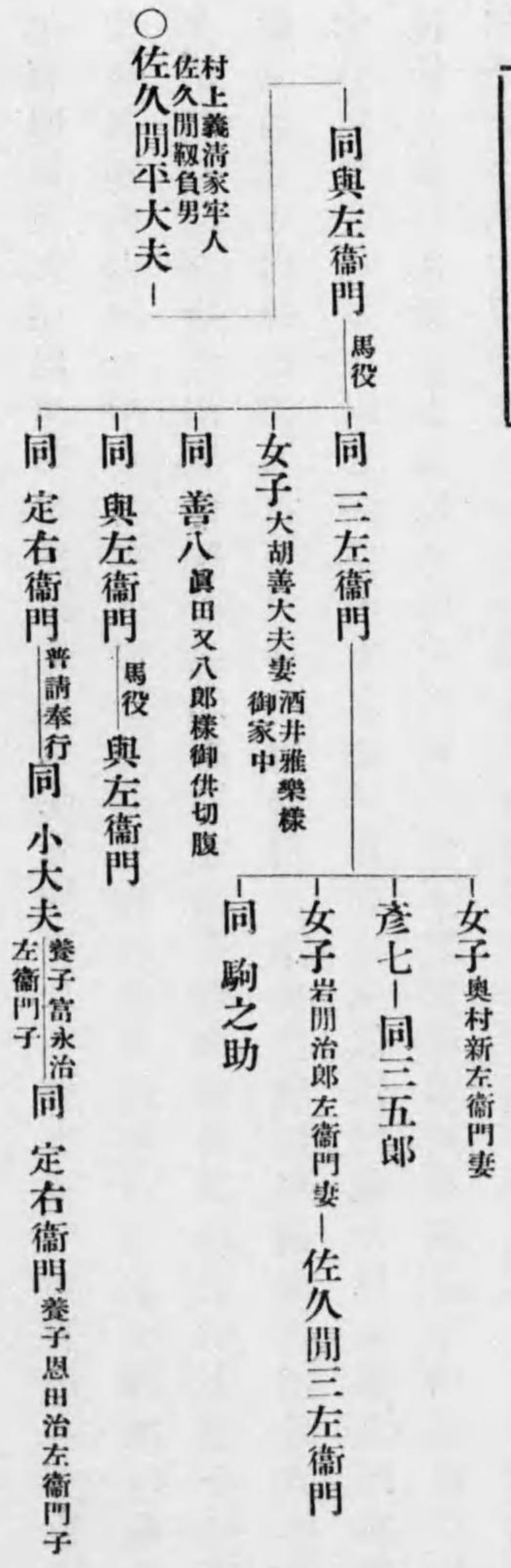
佐久間氏之先高望王之後也。王桓武帝皇子葛原親王之孫實高見王之子也。寬平元年八月始賜平姓。尋任上總介。王生良文。爲鎮守府將軍。良文生爲通。從五位下長門守。處於相模國三浦莊。由是爲三浦氏。爲通生爲次。稱平太郎。勇武絕倫。名振關東。從源義家。伐清原武衡。有功。爲次生義次。爲相模介。稱三浦介。義次生義明。稱大介。爲人剛毅。守信義。治承末。源賴朝擿起兵。傳檄關東。義明謂族子曰。兵衛佐君。我累代之主室也。今奉院宣。舉義兵。不可不與。竭力也。乃帥衆赴賴朝之軍。未至。聞賴朝敗死。引而歸。據衣笠城。鄉畠山氏之兵。城陷。終戰亡。時年八十九。義明生義春。稱多多良五郎。義春生家村。稱太郎。知安房國佐久間莊。於是爲佐久間氏。無子。因以從兄和田左衛門尉義盛之孫新兵衛朝盛。爲嗣。朝盛生家盛。稱與六。家盛生爲盛。稱兵衛尉。爲盛生朝村。稱與六。朝村生常朝。稱兵衛尉。常朝生爲明。稱與六。爲明生宗朝。稱兵衛尉。宗朝

生朝明。稱與六。朝明生朝次。稱與六。朝次生安盛。稱兵衛尉。安盛生盛通。稱與六。盛通生朝次。稱久六。朝次生盛次。稱久右衛門。後更久六。爲尾州犬山城主。從織田信長。於美濃之役。屢有功。江州箕作城之役。先登蒙賞。蚤卒。盛次娶柴田勝家姊。有長子曰盛政。玄蕃允。次曰安政。稱久右衛門。次曰勝政。稱三左衛門尉。從舅氏襲柴田氏。次曰勝之。皆以勇武聞天下。勝之始爲勝家之義子。稱源六。後佐佐內藏介。以女妻之。因襲佐佐氏。及從豐臣秀吉。復爲佐久間氏。敘從五位下。大膳亮。爲信濃國長沼城主。領一萬三千石。娶秋元佐渡守女。生勝高。慶長中。勝之歸于大朝。爲相伴衆。寬永甲戌歲。爲駿府警衛。是年冬卒於府中。勝高嗣。補藏人。娶松平因幡守姊。生勝豐。稱權之助。勝高卒。勝豐嗣。從五位下。備中守。後爲安房守。娶本多美作守女。有子曰大膳。天。因以秋月佐渡守種信之第四子勝親。爲嗣。勝豐卒。勝親嗣。元祿中。有故國除。先是。當勝之招士之時。有宮崎新兵衛者。驍勇而才能過人。嘗仕武田信玄。受俸三十貫。與鄰境之主有仇。斬之。亡。伏匿。更姓稱曰岩間市兵衛清重。終歸於勝之。勝之以其兄備中守安政之女。女之祿四百石。擢爲大老。無男。因女妻鶴田清右衛門之子。與作清繼。以爲嗣。清繼有勇名。大阪之役有功。矢城越中守證之。獎賜二百石。因使長子清政。爲清重之嗣。自受

新賜。襲氏如故。萬治二年夏。清繼卒。次子清村嗣。稱次郎左衛門。元祿中。佐久間氏絶。藩臣離散。清村守節。不欲再仕。卒于江都。清村次子曰三左衛門國品。享保初。仕真田信弘公。受俸百石。國品不任懷舊之思。遂從曾祖母。爲佐久間氏。及老無男。乞林覺左衛門子幾彌。以爲嗣。以女女之。無何幾彌沒。子岩之進嗣。天家絶。府廷憫國品多年之勤。一旦而滅。別以五口米賜國品。國品因請其姊之出。村上彦九郎之男。彦兵衛國正。以爲嗣。國正加受俸金五兩。無子。以長谷川千助之次子一學國善爲嗣。

二、松代藩略系圖

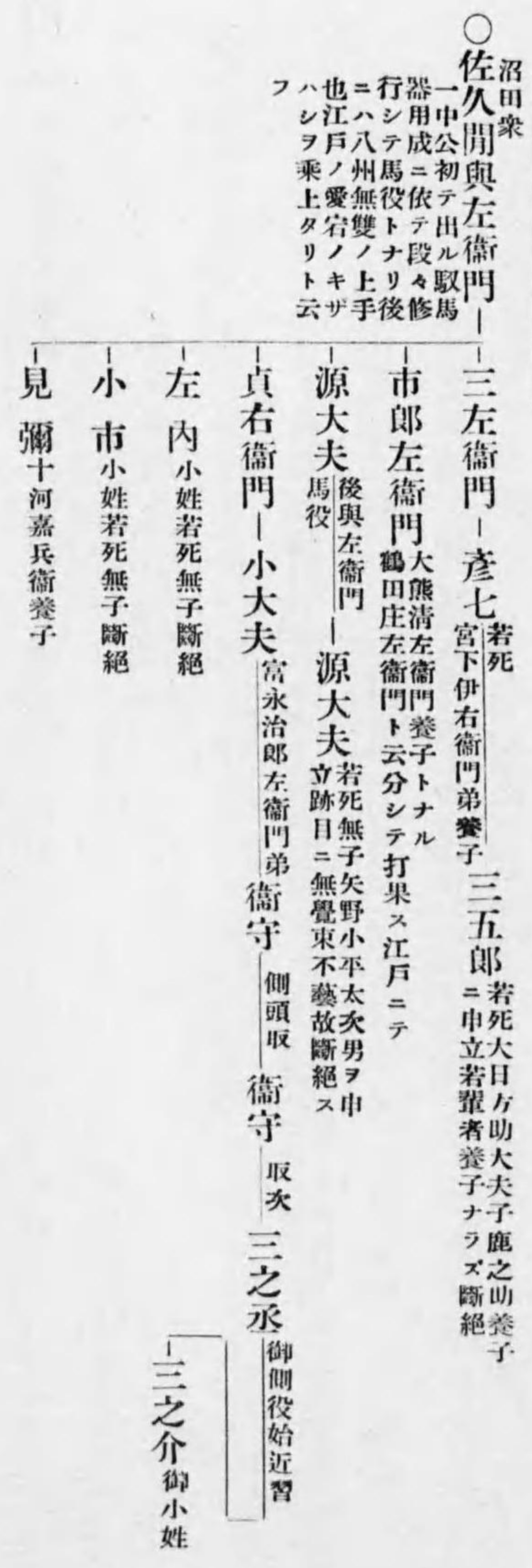
竹内郷左衛門軌定著享保年間の作なるべし



- 同市郎左衛門大熊清左衛門養子 喧嘩
- 同小市
- 同監彌十河加兵衛養子
- 同左内
- 女子市川彌兵衛妻

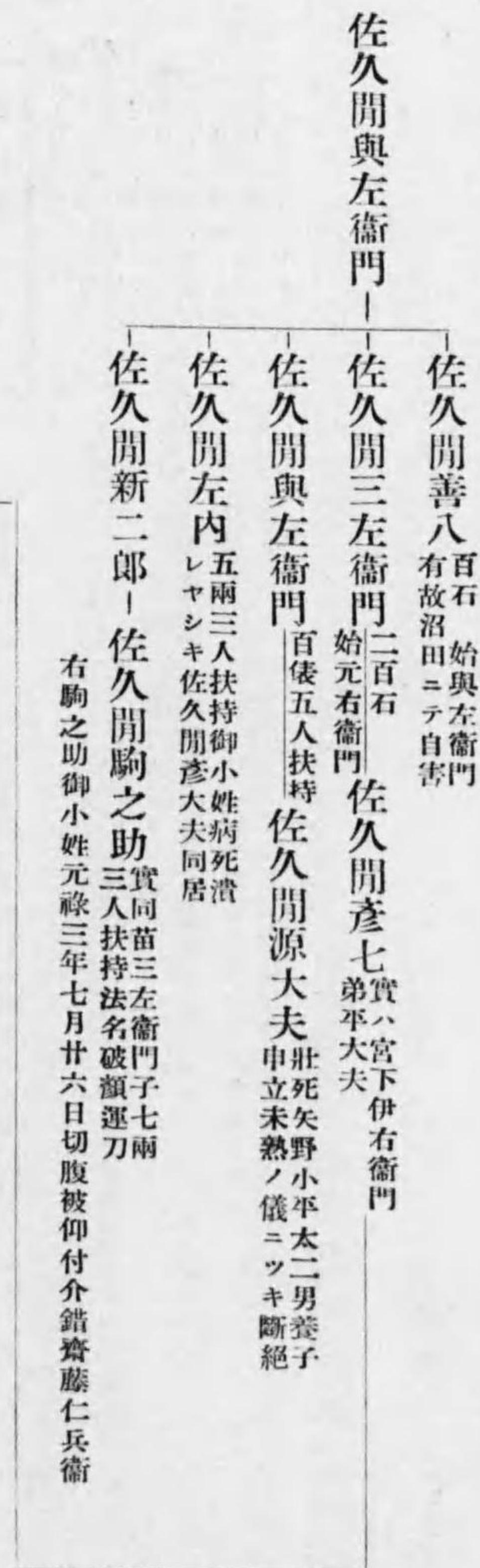
三、松代家中系譜

落合保考撰大日方直貞補享保初年頃の作なるべし



四、本藩廢古諸家略系

著者不明



佐久間三五郎三五郎病死ノ處太田助大夫子鹿之助申立家滅ヤシキ殿町石 川吉右衛門又樋口淺右衛門又青木勘之進又榎野左門今ノ

五、松代藩監察日記

享保十三戊申年八月九日の條

岩間一學

母方之名字佐久間と相改め名三左衛門と改度旨願之通被仰付

佐久間象山先生年譜

文學博士 飯島忠夫校訂

三井圓二郎編纂

文化八年辛未年(二四七二)

一歲



○二月出生日は口碑に 信濃國埴科郡松代町字浦町 現今有樂町の生る通
 稱は修理初め啓 名は啓又大星幼名 國忠 字は子明初め 子迪 象山文字を以ふ と號す 塾居中書
 簡には其の年代と對手とにより變化あるも概して星、大星、明、吳、灣又は
 吳安とあん などと稱し或は子恪二郎の名を借りたり 松代藩士にして祿百石
 初め五兩を食み 職郡中横目付督學に至り 後幕府に徴されて京都に出
 五人扶持 海陸御備向掛り手付雇四十人となる

○修理と脩理とは混用せり

○吳灣、吳安は塾居中松代御安町に寓居せしを以て其の町名の音を
假借したるものなり 大星、星、明は名の啓より聯想して選びたるも

のなり

○ 滄浪、觀水、清虛、懷貞、養性齋又稀に曲水、負郭、北阜、左翼、信狂等の別號を用ひたり

○ 名の字は啓ひらなれども國歌には衡樹ひらきの字を用ひたること多し

○ 象山ざうざんの號を用ひたるは天保七年春以來の如し

○ 字は天保八年までは子迪、九年以後は子迪、子明を混用し嘉永三年以後専ら子明を用ひたるが如し

○ 大星は嘉永四年六月平大星子明と望岳賦に署して八田氏に與へたるを初見とするが如し

○ 父通稱は一學いっがく名は國善、字は之祥、一字を淡水といひ神溪と號す同藩士長谷川千助の次男にして佐久間彦兵衛の爲に養はる妻相澤氏を娶りたれども故ありて之を去る天明元年結婚 寛政七年離別天保三年七十七歳にして歿す祿五兩五人扶持を食み職側右筆兼表右筆組頭に至る象山文淨稿神主 佐久間府君

年譜に詳なり

○ 母名は埴科郡東寺尾村荒井某の女文化二年父一學の妾となる後年藩主幸貫

佐久間邸に臨みたる時謂をとりたるより以後正妻の資格となれりといふ文久元年八十七歳にて歿す象山の

生れしは實に父五十六歳母三十七歳の時なり

○ 姉三人あり内二人は相澤氏の出にして早く亡す一人名はは同母文化

五年に生れ文政九年同藩醫北山林翁に嫁し一女名はりう和田二男安世、年之助に嫁す藤三郎を生む天保七年寡婦となり明治三年歿す

○ 子、男三人女一人ありしも次男恪二郎の他は皆夭せり恪二郎は十七歳

の時父に随つて上京父横死の爲め知行並びに屋敷を沒收せられ各地

に流浪せしが明治三年赦されて新たに家祿七十石を給せられ六年司

法省に出仕し後愛媛縣判事となりしが十年二月二十六日任所に歿す

年三十

文化九壬申年(二四七二)

二歳

○ 松平定信退隱して樂翁と稱す
○ 高田屋嘉兵衛魯船に捕へらる

文化十癸酉年(二四七三)

三 歳

○魯船嘉兵衛を返す
○蒲生君平歿す
○大槻勢水歿す

○六十四卦の名を誦んじ(殿)又人の背にありて某寺門前の禁字を覺え書きし事ありといふ 案ずるに此の寺は惠明寺ならんか前版に大林寺とせしは「禁葦酒」と刻める禁牌石の同寺に存せしが故なり然れども其の寺の位置が浦町より相當の距離に在ると禁牌石に刻せる文字は複雑なりとにより首肯し難き點ありより更に考ふるに禁牌石に刻せる文字は各字齊しく禁字と稱すべく必ずしも特に禁の字のみと限るべきにあらざれば象山は幼時其の家より餘り遠からずして當時輪奐の美ありて境地の幽邃なりし惠明寺に常時伴はれ門前に在る「不許葦酒入山門」に何時となく視入りて不の字を覺え書きたるを傳へたるにはあらざるか此の事も亦臆斷たるに過ぎざれ共較自然なるを以て記して以て後考を待つ

○坪井信道より贈れる丙午送別の詩に「三歳作字已稱奇」の句あり

文化十一甲戌年(二四七四)

四 歳

文化十二乙亥年(二四七五)

五 歳

○父大數の法を教へ萬萬正を載といふに至つて止む象山足れりとせす重ねて問うて曰く然らば萬萬載は如何と父神溪咲つて此れを奇とす

文化十三丙子年(二四七六)

六 歳

(文稿 雜文)

○イギリス船琉球に來りて互市を乞ふ

○和蘭商館長ドールマ成る

○英船浦賀に來る伊能忠敬歿す

○英船浦賀に來りて互市を乞ふ

○水戸藩主大日本史を朝廷に獻す

○英船浦賀に來る
○四月三日長野美波留歿す(四八)

○始めて學に就く(與須田 澹山書)

○藩儒林單山の門に入れりといふ説もあれど確ならず恐らくは家庭に於て句讀を受けたるなるべし

文化十四丁丑年(二四七七)

七 歳

文政元戊寅年(二四七八)

八 歳

文政二己卯年(二四七九)

九 歳

○八九歳の時戶外に遊び天然石の硯を拾得す父一學以て他年大名を成すの祥となす(天石硯 銘井序)

文政三庚辰年(二四八〇)

十 歳

文政四辛巳年(二四八一)

十一 歳

文政五壬午年(二四八二)

十二 歳

文政六癸未年(二四八三)

十三 歳

年 譜 文化十四、文政元、二、三、四、五、六年 七、八、九、十、十一、十二、十三歳

五

○七月十三日

佐久間一學

其方先年殿様御劍術申上其上及老年候ても不絶門弟共へ稽古等も致し遣奇特之事思召候依之格段の御趣意を以一生之内玄米三人御扶持別段被下置之(記 藩日)

○勝安芳生る
○八月二十日藩主眞田幸致仕し幸貫嗣ぐ實は松平定信の第二子なり初め伊豆守と稱し後信濃守と改む
○鎌原貫忠(桐山)藩政に參す

文政七年甲申年(二四八四)

十四歳

○二月老公幸專大喚五十誕辰の賀詩詩稿を上つる作は前年の冬にかかる

○英船常陸に來る又薩摩の寶島に寇す

恭奉壽老君侯臺下五十初度應教
邸第琅玕知幾年。清陰翳鬱玉堂前。
今春五十長生始。貞節此君何羨仙。

佐久間國忠誠恐頓首拜上

○八月九日

佐久間一學

側右筆表右筆組頭兼帶申付之

御用部屋書役、御座敷見廻役、御用部屋小僧役、表坊主役、右兼帶御役にて

○六月幸貫始めて入國す北澤源次兵衛(蘭醫)爾津左盛等を用ひて學制を立て社倉を創め倭約を亦拔山の父一ふり文武の蒙る大に振是松

可被致支配候

御側御右筆は御膳番の次、表御右筆組頭は御目付次席と可被相心得候

(記 藩日)

○此の年頃より文事に志す(天保八年五月 學政意見書)

文政八乙酉年(二四八五)

十五歳

○二月二十六日

佐久間一學
同 啓之助

其方妾腹の男子啓之助嫡子仕度旨願之通被仰付之(記 藩日)

○四月十五日始めて藩主幸貫感應に謁す(記 藩日)

○易を讀み其の辭象を玩んで夜を徹することあり(讀宋氏風論 喜而作の詩)

文政九丙戌年(二四八六)

十六歳

○藩老鎌原桐山の門に入り經義文章を學ぶこれより癸巳遊學の年まで

常に其の門に出入せり(天保元年 藤月念八 日桐山に呈する書)

○町田源左衛門に就き算數を學ぶといふ(北澤正誠著佐久間象山先生年譜 による以下「北年」と書するもの皆

年 譜 文政八、九年 十五、十六歳

七

○頼山陽の日本外史成る

○二月幕府攘夷令を發す
○山寺源大夫近習仙之助(麻左衛門)小姓役となる

(同)

○三月十四日姉けい藩醫北山林翁に嫁す(藩日記)

文政十丁亥年(二四八七)

十七歳

○頼山陽其の著日本外史を松平樂翁に呈す

○父一學督する所の千曲川築堤乙酉の歳に始まり此の歳功成る藩主衣を賜ひてこれを賞し又自ら『磊々落落』の四字を書してこれを賜ふ

(磊々落落)庶民築堤城西邊の詩は父の歿後此の堤を望み先考を追慕して作(々跋)れるものにて此の時の作とせるは誤れり(詩稿)望不崩堤追慕先考)

○始めて招かれて藩老恩田頼母の邸に至るこれより締交甚だ深し(恩田柳泉)

(像贊)

文政十一戊子年(二四八八)

十八歳

○十月十三日

御側御右筆

佐久間一學

同 啓之助

○七月十七日幸專江戸の邸に卒す(五七七)法號大曉院殿八月十三日松代に歸葬す

一學老衰往々御奉公難相勤付願之通御役御赦免隱居悴啓之助へ只今迄拜領之御切米金五兩玄米五人御扶持被下置家督無相違被仰付之老年迄出精相勤候付銀壹枚被下置之(藩日記)

○五月松平樂翁卒す(七二)
○六月近藤守重歿す(五九)
○正月北澤源次兵衛致仕す

○十一月二十五日

佐久間啓之助

木村縫殿右衛門組へ御番入(藩日記)

文政十二己丑年(二四八九)

十九歳

○元旦百韻詩を賦すといふ(北年)

○五月宮下主鈴を伴ひ石川山に遊ぶ七絶四首あり(稿詩)

天保元庚寅年(二四九〇)

二十歳

○正月讀管子の詩あり(稿詩)

○閏三月藩内能樂盛んに行はれ隨ひて文武兩道の衰退するを慨し亂舞論を草して之を貶す(閏三月二十二日山寺宛手簡に據る此の書齋害多きを以て書簡の部に載録せず)

○五月友人藤田五美歿す誄を作つて之を哭す(文稿)

○六月鎌原桐山江戸に赴く序を作つて之を送る(文稿)

○七月側役兼世子側役菅沼九兵衛江都に赴く序を作つて之を送る(文稿)

○八月二十一日書を鎌原桐山に贈り桐山の與へたる作文上の注意に關し異見を陳す(二十歳文稿)呈鎌原先生)

○八月四日吉田松陰生る
○正月十一日恩出頼母家老職となる
○七月菅沼九兵衛目付より側役に轉ず
○九月山寺源大夫

○九月廿九日岡野
學校普請用掛と
なる石城歿す(八六)

○九月十五日學業勉勵の廉により藩々銀三枚を賞賜せらる(二十歳文稿)

○同二十九日祭岡野先生文稿父一學、師桐山、何れを作る岡野石城に學ぶ

○十月僧活文を常田ときたに訪ひ鳳山禪師文稿序及岩鼻記文を作る活文は松

代の人嘗て長崎に學び又支那に遊び支那音に通じ且つ琴を善くす神

川村龍洞院の住持なりしが老して文政七年いばかど岩門村今の神科に居り後

上田城南常田村今の上田市内に移る象山は岩門時代よりこれに従つて支那

音及び琴を學び數年閒頻頻往來せり

○冬藩力石村の農某に命じて庶民の爲に領内各地に心學の講話をなさ

しむ象山之を不可とし藩老恩田頼母に書を呈して此れを止めんこと

を陳す(呈恩田頼母書)

○十二月二十八日一年内の作文百首に滿つ乃ち書を師桐山に呈して謝

意を述べ(呈鎌原先生書)

○全集文稿中に收めたる二十歳文稿と稱するは此の百首中のもの

なり

天保二辛卯年(二四九一)

二十一歳

○九月廿五日北澤
源次兵衛歿す
(六〇)

○三月二十三日

御番士 佐久閒 啓之助

御近習役被仰付之 詰中若殿様之方御用專可相勤候

○五月十三日

佐久閒 啓之助

御近習役御免被仰付之(記藩日)

これは専ら學業を修めんために退職を乞ひて許されたるなりといふ

○冬師鎌原桐山の印を刻す(桐山印譜)

天保三壬辰年(二四九二)

二十二歳

○四月二十一日

佐久閒 一學

去月二十八日劍術一覽之節其方門弟名面書不敬の儀有之付認直候様

悴啓之助へ及差圖候之處我意申張及違背候右は其方も同意之由不埒

之至思召候依之嚴重之御答可被仰付候處先非存付恐入候趣相聞其上

老衰に及候旁格段之以御宥恕慎被仰付之

無役 佐久閒 啓之助

其方常々恐慎薄氣隨之行有之趣相聞如何敷事候其上去月廿八日劍術一覽の節父一學門弟名面書不敬之儀有之認直候様及差圖候處我意申張及違背候段不埒之至思召候依之嚴重之御咎可被仰付候處先非存付恐入差控相伺候付厚以思召閉門被仰付之

○八月十七日

無役 佐久間 啓之助

父一學大病之處此節必死之症に相聞候に付容易難被成下御赦免義候へ共格段之御情を以閉門御免被仰付之
父大病付閉門被成下御免候向後萬端厚心懸可申旨被仰付之

啓之助父 佐久間 一學

慎御免被仰付之

佐久間啓之助親類共

佐久間啓之助儀父一學大病之處此節必死之症に相聞候付容易難被成下御赦免義候得共格段之以御情閉門御免向後萬端厚心懸可申旨被仰付候親類共申談急度心底相改御奉公大切に相勤候様厚教示可有之候

○三月山寺源大夫
江戸に上りて長
野豊山を聘す

(藩日記)

○八月二十日深更父一學歿す年七十七(神溪佐久間父君年譜)法號蒼龍院淡水日映居士(過去帳)松代蓮乗寺日蓮宗に葬る象山喪に居り禮を盡し四鄰感動せりと云ふ

天保四癸巳年(二四九三)少年時代、一齋塾時代

二十三歲

○夏毛奇齡の春秋占筮書を讀み其の補正すべきの點あるを認め自ら得る所の者を蒐録して一卷とし名づけて春秋占筮書補正と云ふ(春秋占筮書補正)
正序に據る今は逸して傳はらず

○秋長野豊山松代に來り孟子を講ず象山文を作つて其の吾我の辨を駁す(呈長野君書)豊山畱ること百餘日にして去る豊山の松代を去れるは専ら象山の論駁に因すと傳ふるは當らざるが如し

○十月綿貫新兵衛の需めにより其の息の縁談に關し筮占を行ふ(十月望手)

○十一月下旬許可を得て江戸に遊學し林家の門に入り學頭佐藤一齋に

學ぶ蓋し松代藩文學を以て遊學の許可を得し者の嚆矢とす(桐山の送序)

○學資は矢澤監物より借用し又藩主の手許より特に密々補給せらる(五年五月一日 矢澤監物宛手簡)

○『題一齋先生遺墨』の文に曰く『余少時師事一齋先生。灑掃門牆兩歲。頗承愛育。嘗聞作文之訣。余於言下釋然。……但先生主張王學。不好窮理。余則專承當程朱之規。以窮天地萬物之理。爲斯學起手。……』と

○又天保八年に於ける象山が學政意見書には自己の經歷を述べて『近來まで程朱の正學に不志罷在候』といへりされば象山が程朱學を標榜せるは江戸遊學の時を以て其の初となすべきに似たり

○徳川齊昭蝦夷を開拓し邊に備へんことを建言す
○冬梁川星巖神田お玉ヶ池に卜居すし玉池吟社を起す

○元旦師一齋に次韻し讀易謾言の詩を賦す稿詩

○五月一齋言志後録草稿を象山に示し意見を言はしむ象山逐條批評を加へ録して之を呈す(五月二十日 一齋宛手簡)されども其の一二の他は皆原文のままにて剗削に附せらる此の月竹庵文公壽序稿淨を作る又一日矢澤監物

に贈れる書に『此節は日夜専ら文章に精力を盡し……』とあり

○八月林樗宇熱海に遊ぶ象山序を作つてこれを送る稿文

○秋より麾下の士仁木三岳に就き琴を學び歸藩の年に及ぶ星巖の紹介によるなり(仁木三岳先生碑文)又始めて藤田東湖と交りを締す(十月十九日 山寺宛手簡)

○十一月神溪先生年譜稿淨を作る佐久間氏略譜系略も此の時の作なるべし

○此の年故園の友人宮本櫟齋今井寒泉宮尾温卿等歿す祭宮尾温卿文あり稿淨

天保六乙未年(二四九五)一齋塾時代

○天文方足立左内のロシヤ辭書翻譯成る

○十二月辛貫の嫡孫幸教生る

○新年作『自歎天涯遊學身。東風再負故園春。元知馬鄭非通士。爭奈由求亦具臣。經國志存從蚤歲。益民術就念何辰。不才如舊年空長。深愧窓梅秀色新。』

稿詩

○正月遊梅墅記稿文あり

○九月東里澄一齋同門の先輩、長門長府の人象山の需によりて漁樵問對節著を書す

○十二月二十二日

無役 佐久間 啓之助

其方儀御在所御城に於て月竝講釋助被仰付候林丈左衛門(單山)へ申談可被相勤候依之來正月十五日此表出立同十九日可有歸著候(江戶日記)

○十二月十九日一齋より桐山へ宛てたる書簡に『佐久間事毎度出精文詞も上達に御座候但其爲人從來六ヶ敷候へ共夫なり穩にも可相成候……來春は一先歸國可然と存候……』とあり

天保七丙申年(二四九六)一齋塾時代浦町時代

二十六歳

○正月歸藩これより毎月二回城内に經を講じ旁ら自宅に於て講書竝びに武藝の師範をなす

○歸藩に際し仁木三岳琴の祕譜を授け友人渡邊華山墨竹を畫きて箴す題して曰く丙申正月二十日滄浪佐久間盟兄欲發索畫官事鞅掌撥冗作之心遽體畱所謂五乖因萃時也兄恕之社弟登頓首と又本田伯楸は送序を與へて専ら朱學を張るべきを論じ象山を勵ます

○此の月晦專精寺(東福寺村にあり住持空山は親しき詩友)を訪ひ詩を書す

○三月滄浪漁者の名を以て玉堂琴譜を改訂す

○水戸齊昭砲臺を助川に築く
○正月松代藩歌學の師木島菅磨江戸に歿す
○二月十二日鎌原桐山家を辭し尋で三月二十八日隠居す
○三月二十九日立田梅齋歿す
○四月十日藩儒林單山歿(七一)
○十二月九日眞田圖書家老兼世子(幸良)傳となる
○十二月十日山寺源大夫世子傳となる

○此の歳眞田幸貫十二支砲を鑄る

○四月鎌原桐山山寺常山(源大夫)と交循環して詩の贈答をなす名づけて鼎餽異味(又名品といふ詩稿)

○此の時の桐山の詩中『於戲象山子滿腔盡芬芳』の句あり當時象山の號ありしを知るべし此の月上田に活文を訪ふ途上偶作『山遠煙村縹緲』あり(稿詩)活文の庵室に於て始めて林大輝に會し終に其の家に宿す此れより締交頗る密なり『竹庵訪老釋』の詩あり(稿詩)

○五月雜說(初題を云説を作る稿)

○九月九日桐山に隨ひ東條山に遊び重陽登高記を作る(稿)此の月藩主幸貫書する所の『磊々落落』に跋す(稿)

○此の歳饑饉民大に艱むこれより先き賑給の法を策して上言せしが未だ行はれず十一月復び前言を繰返し又藩の用達八田嘉右衛門に勸めて資を獻せしむ是に於て藩其の言を用ひ大に貧民を賑はす領内爲に飢餓の民を出さず(八田養井翁壽序)

○十二月廿八日

佐久間啓之助

月次經書講釋被仰付置候處打續出精罷出太儀思召候依之銀一枚被下置之(藩日記)

天保八丁酉年(二四九七)浦町時代

二十七歳

○二月大鹽平八郎亂を起す
○四月將軍家齊職を退き家慶將軍となる

○四月本多伯楙に書を與へて陽明學の弊の恐るべく學統の正しくせざる可らざる所以を論じ相與に斯道に盡さんことを述ぶ稿淨又聖像贊尼仲之道を作る稿文

○四月下旬世子傳山寺源大夫定府となる

○此の月下旬傳山寺源大夫世子幸良に隨ひ江戸に移る象山饒するに直の卦及び五絶『往我作直卦』稿詩を以てす又山寺の述懐の詩に次韻して之を送る

○五月學政意見書を藩老に呈す要は新に就學の規則を定め藩の子弟をして悉く學に就かしめ嚴に程朱の正學に則らしめんといふにあり又學制なき現状にては教學の效尠ければ寧ろ己の現職を免じ暫く江戸に於て尙ほ修業の功を積み然る後再び藩の爲に盡したきの意を副へて情願す

○八月上田藩林大輝、加藤彦五郎號天山、字士成松代に來りて象山を訪ひ彦五郎は其弟勵次の教育を象山に託せんことを乞ふ

○仲秋更科山に遊び月を観る翌朝歸途雨に逢ひ七絶二首を得『昨夜山樓弄月光』『倦策歸來路未央』稿詩

○九月江戸再遊學許可の内意を得たるを以て十一月朔改めて出府修業の願書を差出す然るに許可の指令遲滯せるを以て十二月二日更に情願をなす

天保九戊戌年(二四九八)浦町時代

二十八歳

○三月長崎興福寺の僧末山松代に來り時惠明寺に開基良寂の百五十年忌法要あり大導師を仙臺の松代に來りて長崎に般若寺に請ず大念寺の住持來ることを得ず適く末山大念寺に在りて長崎に般若寺に宿す象山これと唱和す當時末山に就いて賦の作法を問へりと傳ふるは事實に非ず(四月六日山寺源大夫宛書簡)

○閏四月藩の内用を帯び越後に遊ぶ新潟、水原、新發田に至り轉じて彌彦、柏崎、今町を経五月末日松代に歸る北遊亂稿稿詩あり

○五月佐藤一齋を江戸の松代藩邸に聘して月次講釋を始む

○此の時新潟町奉行小林誠齋象山門下二虎の父象山を觀謂へらく當今我が兒を託すべきもの天下此の人あるのみと乞うて異日の諾を受く(遺稿)

○六月廿八日山寺に返書し一齋の江戸藩邸に於ける月次講釋の不徹底なるを評して曰く「彼翁の得所は餘姚にて程朱の説には不甚深依之天下を易んと欲する所は餘姚の學也而して藩邸にては朱義のみにて講義候事所謂以所賤事親也是僕の不滿なる所以に御座候御序も御座候はゞ啓之助は簡様申候と曖翁へ御質被下度候」と

○九月二日 無役 佐久間 啓之助

其方劍術槍術腰廻り師範一段之事思召候段被成下御意之(御酒被下記)

○十一月五日 無役 佐久間 啓之助

學問修行願出出府付月次講釋御免被成下候是迄出精罷出相勤候付銀一枚被下置之(藩日)月次講釋の後任には宮下主鈴申渡さる

○十一月十一日 佐久間 啓之助

修理と改名願之通被仰付(藩日)

○此の月琴録十篇三冊を撰す寫本信濃教その序に象山平啓子明書とあるは子明の初見なるが如し

○冬易を讀まんには朱子の本義よりすべきを斷じ七絶を作る稿詩又張仲純の易象圖說中の九宮圖は未だ盡さざるものありとし就て之を補ふ

(早一齋先生書)又門弟藤岡伊織の爲に勉齋説を作りて與ふ

○此の歳伊豫奥山存中象山の廬を訪ひ朱王の學を論ず(北年)

天保十己亥年(二四九九)浦町時代、玉池時代 二十九歳

○正月赤澤氏の爲に石龜歌を作り醉翁八十誕辰の賀をなす稿詩

○春澁谷秀軒の爲に東坡の畫像に贊す稿文

○二月十二日再び江戸に遊學す故舊子弟百餘人これを城外に送る上田に到り師活文の草庵に翌十三日は林大輝の家に十四日は加藤天山方に宿し此の地の諸友と會談し十五日上田を發し十九日江戸に入る東遊紀行あり稿詩此の行詩友東福寺村專精寺空山別を惜みて上田まで行

○支那鴉片の變此の年に始まり壬寅に終る
○渡邊華山高野長英獄に下さる
○九月仁木三岳歿す(七)
○十一月星巖居を象山と相鄰す
○正月長谷川龜吉(深美)世子幸良の近習となり江戸に出づ

○菅沼九兵衛職奉
行を罷む

年 譜 天保十年 二十九歳

を送る

○鎌原桐山其の他の送序あり

○六月朔神田お玉ヶ池に卜居す象山書院といふ五柳ありよりて又五柳
精舎と稱す生徒を集めて教授し傍ら一齋の門に出入す又普く天下の
名士と交はり名聲漸く著る

○夏矢澤監物男子を擧ぐ祝するに圓玉一顆を以てし賀詩并序を作つて
贈る稿文 ○晚夏卜居五吟あり邵子を慕ふの句見ゆ稿詩

○八月山口菅山と鬼神を論す往復六篇十月に至る要するに象山は靈魂
を有とし菅山は無と斷じたるものなり稿淨 ○此の月觀魚記を作る稿淨

○九月文公短牘を編す其の意諸生をして誦讀せしめ書札の範を取らし
めんとするにあり長野岡川五郎氏藏 ○此の月十六日琴の師仁木三岳歿す象山
其の墓銘を撰す稿淨

○九月十九日綿貫新兵衛に贈れる書簡に『此度出都以來も正學再興の
爲め所を不嫌聞人さて相尋ね見候所都下廣しと雖も屈服可致人も今

以見當不申……』とあり

○此の歳風雨時を得五穀よくみのる十一月會羣鶴千曲川に來り止まる

こと三日朝野抃賀す象山羣鶴應瑞賦を作りて藩主に上つる稿淨

○此の歳象山記を作る(文意と)

天保十一庚子年(二五〇〇)玉池時代

三十歳

○春發行の江戸名家一覽に象山の名載録せらる戲に三絶を作る(春鎌原
桐山宛
簡手)

○三月八田養井翁壽序を作る稿淨

○九月邵康節先生文集を編す東京立田
革氏藏す

○冬星巖詩集序を撰し稿淨特に同藩士金兒雪庵に乞ひ代書せしむ(二十一日
十一月)

○冬杉本生名字序、跋朱子答王近思書を作る稿淨

○十一月二十日綿貫新兵衛の『老母の孝養を如何にするか』との問に答
へたる書簡に『形の如く五十里外隔居仕最早兩年にも及び候故朝暮

○蘭書及譯書取締
令出づ
○鈴木春山「西洋
兵制」を著す
○二月二十九日詩
友專精寺空山寂
す
○四月二十二日山
寺源大夫世子傳
を罷め町奉行と
なる
○六月二十一日望
月主水家老とな
る

年 譜 天保十一年 三十歳

一三三

雨陽風雲月露につき候ても慕はしく且心元なくも存候へば此表へ引取も致し度候所……』とあり

○冬澁谷秀軒の長女貫受の内談略ぼ調ふ立田玄迪・竹内八十五郎の勧めによる(十一月二十日 山寺宛手簡)

○女訓は此の年の作なるべし(天保十一年十二月九日 竹村金吾宛手簡)

天保十二年(二五〇一)玉池時代

三十一歳

○正月感春賦 朱先生賦を作る(閏正月十九日 山寺宛手簡)

○澁谷家との縁談矢澤監物の死去により頓挫す(閏正月十九日 山寺宛手簡)

○閏正月山水畫を作り鎌原桐山に呈す

○三月星巖東遊せんとす象山大沼枕山と共に之を送つて行徳に到る

○春書加藤生卷、琴記、詠史百絶序を作る稿淨

○夏望岳賦稿淨成る萬延元年作の櫻賦と對して象山の二賦と稱せらる

○前將軍家齊薨す
○水野越前守薨す
○改昭七二門の
○巨類を鑄るの
○佐藤一齋幕府の
○儒員となる高島秋
○五月九日高島秋
○帆徳丸ケ原に洋
○式大砲を演ず江
○川太郎衛門下
○曾根金三郎等其
○の門人となる渡邊
○十月十一日渡邊
○華山自刃す
○正月十日藩老矢
○澤監物歿す
○四月朔竹村金吾

○望岳賦の作年前版には卅一歳とある書簡文久二年 松田某宛に據り天保十一年作としたれどもし三十歳とある書簡文久二年 松田某宛に據り天保十一年作としたれども

○郡奉行兼馬奉行
と成る
○八月廿八日側畫
師三村晴山年來
直言輔掖の功を
賞せらるる
○八月十三日吹上
馬場に於て世子
幸良乘馬上覽を
受く

猶ほ考ふるに此の松田宛手簡中に在る『其頃より防海の事に致心配』の語より察すれば卻て之を天保十二年とする方較事實に合ふべく考へらるるにより更に此の年に移したるなり

○五月九日

無役 佐久間修理

四書音訓相正上木可被仰付御舍付右御用被仰付之

文武館に於て右御用被仰付

右相勤候中定府被仰付之(江戸日記)

○これ藩特に象山を優遇し江戸滞在の名義を與へたるなりといふ

○四書經注旁釋大學之部は京都帝國大學に藏し本全集に收めたり

論孟中庸の部は所在明ならざれ共察するに四書全般に互りて著されたるものなるべし

○此の月象山書院學約を定む稿文

○六月十三日藩主眞田幸貫老中となる此の夏大旱民皆以て憂となす此の日適大降雨あり象山喜んで一詩を作る『嘉澤滂浸浹四隅。旱禾秀發

民亦蘇。正是吾公登閣日。先看祥兆滿寰區。』稿詩

○九月二日

無役 佐久間修理

學問所頭取申付之 席之儀御取次次席と可被相心得候(藩日記)

○此の月松代學問所に功課簿を頒ち學習者に毎日其の學習事項を記入

し空疎に流れざらしむ(功課簿序)

○十月幸貫に上書し武事偏勝に陥らざらんことを述べ書上

天保十三壬寅年(二五〇二)玉池時代

三十二歳

○夏永思賦稿淨成る(意文)

○四月十一日

佐久間修理

御咎人御預人有之節親類之外面談仕閒敷儀は勿論之事候處去月十五日池田鶴殿方へ見廻に罷越候段相聞候付月番内意申聞候處其後も恐慎無之尙又見廻罷越候段相聞重々不埒之事思召候依之嚴重被仰出方も有之處此度は以御情慎被仰付之

○池田鶴殿は勤直の士にて江戸勤番中同僚等が時折出入する花柳

○七月文政八年の
攘夷令を撤すこ
れ幸貫の發議に
本づけりとにい
相總沿海の防備
を厳にし羽田奉
行を復す下田奉
實作(蘭の和蘭
文典)ガランマ
キス) 誠刻成る

界などには一切謝絶して同席せざるを愚直とせられ屢嘲弄を蒙りたるより鬱憤禁せず三月九日當番の夜關係者二人を斬殺し一人に重傷を負はせ取調中親類預けとなり居りしを象山は士道上より大いに同情し禁を犯して見舞ひたるなり

○五月十一日

佐久間修理

慎御免被仰付之(藩日記)

○六月藩の學制の依然として確立せざるに付焦心に堪へざるの意を藩老に申送る(六月十五日恩田頼母宛手簡) 此の月塾生蟻川某歸郷す象山序を作つて送る稿淨

○九月七日砲術師範江川太郎左衛門に入門し翌十四年二月六日免許を受く(江川門人録) 後麾下の士下曾禰金三郎に就き高島の傳書數冊を寫し又田原藩士村上貞平に交はり益を受く(弘化二年六月二十七日八田宛手簡)

○江川坦庵は此の年八月二十日砲術師範の聽許を幕府に申請し九月許可を得たり象山の入門は其の第一日にして實に列藩士負笈

の權輿なり世に象山が坦庵より破門せられしが如く傳ふるは事實ならず此の頃松代藩士金兒忠兵衛温伯中俣一平、片井京助等凡そ四十人亦幸貫の命によりて江川の門に入る

○秋藩主幸貫海防掛となる象山に諭して務めて當今の急務を講じ顧問に供せしむ(天保十三年十月九日)
(加藤米谷宛手簡)

○十月海防八策を建て幸貫に條陳す(十月九日)
(加藤米谷宛手簡)又世子幸良の爲に有斐亭記を作る稿淨

○十一月二十四日更に海防策を詳論して幸貫に上書す上書

○十二月二十八日 學問所頭取 佐久間修理

其方内願之通御役御免被仰付之(藩日記)

○此の歳妾菊を納る(天保十四年五月)菊は淺草藏前札差和泉屋九兵衛の女十六なりと云ふ(菊の子高木濟庵の妻りき子談)

天保十四癸卯年(二五〇三)玉池時代 三十三歳

○正月十八日江戸を發し葦山に赴き滯留四十日二月二十九日江戸に還

○四月將軍日光廟に参拜す世子幸

良扈從す 中野正野 忠邦老なる 弘老田幸勝 五日眞田幸勝 手掛となる 天文臺譯海上砲 術全書成る 三月藩の職制を 改め郡奉行(租 税)郡奉行(租 税)郡奉行(租 税) 員四郡奉行とし 三月廿日山寺源 大夫郡奉行とな 十一門佐久間 左衛門武具奉行 命をせり松代最 初に砲術代最 病を二月六日幸 掛

る其の閒又幸貫の内命により伊豆の沿岸を視察す(三月五日山寺宛手簡)

○四月十一日母疾ありと聞き急遽松代に歸り十三日家門に入る到れば母疾已に癒えたり母子相歡喜す五月九日松代を發し同夜上田に一泊十二日玉池の寓に入る『我久客江門』の詩あり詩(四月十四日山寺宛手簡) 鈔(五月十五日八田嘉右衛門手簡)

○此れより以後母は御安町北山家に同居す(五月十四日山寺宛手簡)

○妾菊は象山の歸郷中に宿元へ退去す(同前)

○六月羽倉簡堂官事を以て大坂に赴く象山序を作つてこれを送る稿文

○秋海國兵談を繕きこれに跋す稿文

○十月七日 佐久間修理

郡中横目役申付之(藩日記)

○冬測量器械を製せん(十二月)
(老宛手簡)

○十二月二十日 御郡中御横目 佐久間修理

存旨有之是迄之宛行舊祿百石相直遣之(藩日記)

○十二月二日風邪を押して江戸を發し七日松代に著し廿二日又松代を發し廿六日江戸に入る此の時西洋學によりて藩利を興すの議を建て有司の同意を得其の再び江戸に入るは主として之が準備の爲なり(二十月廿八日江川太郎左衛門宛及び同月藩老宛書簡)

○『經濟本風尙。自惜不肯輕。感時謀報國。奮衣出茅衡。拯弊豈無術。及物只
有誠。蕃山是何人。廁走稱其名。』これ當時の感懷なり

弘化元甲辰年(二五〇四)玉池時代

三十四歳

○六月廿一日より蘭學者黒川良庵を同居せしめカステレーンの書中にある土性を説く部分の口授を受く之を象山が蘭書研究の最初となす(七月七日山寺宛并びに弘化二年六月廿七日八田宛手簡)

○象山初め良庵と洋漢學の交換をなししが後幸貫別人を選んで漢籍を良庵に授けしめ象山をして蘭學に専らなるを得しめたるよし良庵の談話に見えたり當時象山は良庵の有爲の人物なるを察し此れを藩に薦め藩も其の説を納れて十五人扶持にて抱へんと

○五月十三日眞田幸貫病を以て老中を辭す
○六月水野忠邦再び老中となる
○七月オランダ使節外交につき忠告す
○二月十二日世子幸良卒す大雲公と諡す
○八月九日長谷川深美代官となる

せしが開もなく加州に仕ふるに決して果さざりき

○『漢土與歐羅』鈔詩『壯年貴苦學』稿詩の詩あり象山の見識を窺ふに足る

○七月の頃和蘭百科全書シヨメールによりて硝子製造を試む(七月廿八日塚田源吾宛シヨメールの硝子製造篇手簡)は文化七年の翻譯あり

○九月阿片始末に跋す稿文

○十月初旬内用を以て松代に歸る(弘化二年六月廿七日八田宛手簡)十六日郡中横目役として沓野村下高井郡にあり松代領に出張三ヶ村地方の民情を視察し奥御林の踏査、坪根新堰の見分を遂げ同月晦日松代に歸れり此の行一汁一菜嚴に酒を禁じ痛く吏風を刷新し以後此れを例となせり(沓野村黒岩氏文書)書 佐野村文書

○十一月十三日 御郡中御横目 佐久間修理

佐野湯田中沓野三ヶ村利用掛被仰付之(謹日)

○此の月興利社弊目安書を作り藩老に呈出す

○十一月下旬松代を發し十二月三日著府(十二月八日山寺宛手簡)九日より又良庵につきて始めて和蘭文典を學び翌年二月中旬に至りて卒業す(弘化二年三月廿五年)

日山寺宛手簡

○此の年藩費にて購入の洋書シヨメール十六冊代四十兩眞田伯爵家に現存
ボイス十冊代十五兩カステレオン三冊代三兩測量用三針土圭一
基代十二兩二分なり(弘化二年正月九日 小山田宛手簡)

弘化二乙巳年(二五〇五)玉池時代

三十五歳

○正月新砲臺を浦賀に築く
○二月水野忠邦罷め阿部正弘代る

○五月廿八日活文
○八月廿八日綿貫新兵衛中横目役となる
○十二月九日藩老眞田圖書退職
○此の年金兒忠兵衛業成りて江川の執より歸る

○正月書を藩老に贈り天下に率先して洋籍特に兵書火術書を購入し頼りて國利を興し世變に應ずるの策を建つべく而も其の爲に投する費用は決して吝むべからざることを力説す

○三月是より先黒川良庵の去るや續いて深川邊坪井までも麴町邊誰ならなまでも通ひては不審を質し専ら蘭書の研究に刻苦す當時主として繙讀せしは百科全書シヨメールとチールケの兵書にて特に兵書に力を用ふ(五月十八日竹村金吾宛手簡)

○三月廿五日山寺源大夫宛手簡中鳥居耀藏の獄に關し述べて曰く『小弟には上の御在職中に既に此の獄を興し候て奸邪を退け朝廷をも致

一洗上の御功績をも顯し申度彼此手掛をも拵へ候所にて御存知の仕合にて其の地勝手等被仰付其の事空しく相成候ひしが此の度如此にて愉快に存候事に御座候』云云

○五月藩の海防出役人数武器書上に付意見を上書す

○五月二十日女菖蒲生るあやと妾蝶十六の出なり(女菖蒲)蝶は芝久保町

田中安兵衛の女なり天保十四年菊解雇の後納れしが如し(天保十四年五月十四日 母宛手簡、松代町戸籍簿、安政元年藩より江戸町奉行所へ差出調書)

○夏大いに早す六月恩田頼母に答へて救荒準備として杏野山中其の他薄地に馬鈴薯栽培を進言す(六月六日恩田頼母宛手簡)

○六月カルテンの砲術書を得て之を閲し江川の傳ふる所の言ふに足らざるを悟る(六月廿七日 山寺宛手簡)

○此の月星巖京都に歸らんとす象山哀しんで楚聲を歌ひ文稿又序を作つて行を送る稿淨

○七月英船長崎に來りしと聞き應接擬答書を草す(嘉永六年九月八日 山寺宛手簡)

○八月是より先歩砲兵の蘭書を有せしも未だ騎兵書を獲ざりしが是の月遂に騎兵書三卷を獲たり(八月廿九日 山寺宛手簡)

○十一月三十日菖蒲天す曠記を作る稿 淨遺骸を松代蓮乗寺に葬る法名梅香妙雪童女(過去 帳)

○此の年象山屢歸藩を迫らるれども歸らず専ら時世に適切なる西洋智識の蓄積に懸命す

弘化三丙午年(二五〇六)玉池時代、御使者屋時代

○正月泰西海戦圖竝に泰西陸戦圖に跋す稿 淨

○春川路聖謨奈良奉行となり將に發せんこす象山特に寛卦を作り之を贈る稿 文

○五月磐溪詩鈔に序す稿 文此の月始めて菊地溪琴に會す月末種豚を松代に贈る

○閏五月松代に歸る此の行先年一度暇を與へし妾菊をも再び抱へ入れて隨ふ(嘉永二年三月八日 雨宮左京宛手簡)浦町舊宅頽破して住居にたへざるを以て請

○仁孝天皇崩す
○二月孝明天皇踐祚
○英佛船連りに琉球に來る
○米艦浦賀に來る
○佛艦長崎に來る
○此の年藩砲學局を開き正月十一日佐久開庸左衛門鐵砲奉行兼と
○五月金兒忠兵衛高島流砲術指南書古開始

○七月廿五日幸貫江戸を發し日光沼田を經地蔵峠を越えて八月八日松代に還る

ふ所あり藩の用地御使者屋他藩よりの使者を宿泊せしめし建物を借りて此れに入る(御使者屋に入りしは八月廿九日なるが如し)

○閏月十日坪井信道華山の畫幅を餞し并せて送別の詩あり

○六月藩五十斤砲を鑄るの議あり象山其の不可を論じベウセルを引き小砲の卻て利あるを説けり(弘化三年六月 竹村宛手簡)

○六月廿三日桐山より一齋に贈りし手簡に象山に關し『兔角故態の剛復は除兼候様子氣の毒に存候』と申送りしに對し一齋より『此人亦良醫藥物之一、決非可棄』との返辭あり

○七月廿三日内用を帯びて別所温泉に遊び廿六日同地を發し更級郡六ヶ郷を經て廿七日歸宅す『題安樂寺壁』あり淨(七月廿五日八日 田嘉助宛手簡)

○七月上旬男恭太郎生る妾蝶の出なり(八月九日八日 嘉右衛門宛及安政五年四月廿八日 柳左衛門宛手簡)

○九月五日男恭太郎天す蓮乗寺に葬る法名賢龍法進童子(過去 帳)

○九月十八日杳野村に出役二十九日まで滞在す(杳野村名 主日記)

○十一月豊藤熟之の乞により其の著止戈類纂に跋す稿 淨又佐野村をして



彌津左盛時代以來の新田に關する負債の償卻方を解決せしむ(佐野村文書)

○此の歲蘭書造物疏ヤバタビ及析術開端英人ヘンリ二書を得て沈潛玩味しこれより分析の學に志す(洋籙合壁跋)

○十二月十五日藩主幸貫の藩老小山田壹岐に與へし書簡に『食事と申處へ又舍人出申候修理いろ／＼あれをかしくもあり又舍人石見など大困りにて候』とあり

弘化四丁未年(二五〇七)御使者屋時代

三十七歳

○四月藩老河原舍人の囑により地震山崩れの爲閉塞せる犀川の成行如何に付筮占し豫斷適中舍人をして『修理の判斷能く當れり』と言はしむ(蟲倉日記)又近く犀川の汎濫横流すべきを豫想し川中島地方の民に豫め米穀を高燥の地に移しおくべく警告せん事を主張す(四月八日山寺宛手簡)

○六月八日幸貫より川路聖謨に答へたる手簡に『佐久間修理も何分可惜者に候處種々の義有之蘭學之弊も交り申候何卒無滯召遣度と心配申候が如何か日本遊歷之願ひ出申候これも尤之事も有

○三月二日坂木村の歌人瀧澤公庵歿す(七五)
○三月廿四日信濃地大に震ひ歴死するもの多し且岩倉山崩壊犀川壅塞すること三有九日四月十三日決潰川中島に汎濫す損害莫大にこれより藩の財政紊る
○十月十三日山行源大夫鐵砲奉行助被仰付

○十二月二日金兒忠兵衛葦山へ出張を命ぜらる

之候へども修行心事のかた居合ひ申候はば國家有人と可相成やにて遊歷も可然やなど考居申候若し右様とも相成候はば其地なごへも罷出申事も可有之か才智と申非常の人物に候處可惜明德暗くそれ故に衆人と擗合皆敵となり一團の和氣と申場は遠く有之候』とあり

○八月中旬過下手三ヶ村に出張し佐野村笠嶽の麓を巡視して歸る歸後ロイマチス病に艱む(祭鞆野山文、八月廿八日山寺宛手簡)

○八月廿五日藩より長袴一具を賞賜せらる大地震の砌度度出役殊に格別の見込申立云云の廉によるなり(藩日記)

○十月羽倉簡堂其の著書三律撫要を添へ遠く書を象山に寄す

○十二月廿五日 御郡中御横目 佐久間修理

御役御免被仰付之(藩日記)

○此の年顔眞卿の争坐位帖を獲て始めて之を學びこれより毎日數百字を書し遂に其の堂に入る古來和漢を通じて顔行に習熟せし者此の如

きは他に比類なしと云ふ(嘉永元年正月十日争坐位帖 跋及安政五年十一月跋自書)

嘉永元戊申年(二五〇八)御使者屋時代

三十八歳

○米船蝦夷に漂著
佛船琉球に來る
○十一月坪井信道
歿(五四)

○元旦試筆『我有靈刀不可試。試時解斫奸邪頭。匣中重襲不曾出。紫氣猶能
衝斗牛』詩新年作『罷休不受當時責。嘯月眠花得便宜。況復太平開歲首。金
樽倒盡在茲時』詩

○前年より本年に互り藩命により十二搦人砲三斤野戰地砲十三搦天砲

を鑄る地砲は蘭人ベウセルに據り人砲天砲はブランドトの書により
推算工夫せるものなりこれより屢々松代の西郊道島ぢまに於て之を試む

(弘化四年十月廿二日川路聖謨宛
手簡及萬延元年大銃改造意見書)

○正月顔魯公争坐位帖跋數篇を作る(正月十日八田
慎藏宛手簡)又和田正誼字敍を作

る稿文

○三月春雨賦淨を書したるものあり作年
未詳

○三月沓野村の上林桑山などの薄地に試に薬用人參を播種せしむ發生
よろし(轅野
日記)

○五月村上英俊に勧めて佛書を讀ましむ英俊感奮始めて佛文典を閲し
遂に我が國佛蘭西學の泰斗となる

○六月九日沓野村に出役七月七日歸る此の行たる甲辰視察の及ばざり
し處を究めん爲にて深山に起臥して境界を察し鑛石を探り其他企
畫する所多し沓野日記あり

○八月十日沓野の民集りて藩地に到り代官所に訴ふる所あらんとす象
山の施設につき意志の疏通せざる事ありしに因るなり象山往きて之
を鎮す

○九月十八日頃再び出役入山村に四泊廿三日沓野村より歸る(轅野村名
主日記)
此の時手習師匠孝右衛門に同人より子弟に諭さしむべく慶安御觸書
を示して同人をして傳寫せしめたるもの現に同家に保存せらる

○此の月王羲之の樂毅論を臨す(松代町八田
彦次郎氏藏)

○十一月十一日次男恪二郎生る(嘉永二年四月十九日雨宮
左京宛及安政五年四月廿
八日柳左衛
門宛手簡)

○十一月十五日ドーフのハルマを藩藏版とすることにつき有司に説く所あり(同日竹村金吾宛手簡)

○十二月『書頼子成邊防諸策後』を草し山陽の器局の小なるを憾み須らく眼界を世界に擴め意を領海に注ぐ可きを述ぶ稿同二十日羽倉簡堂に復書す書中『雨災雜記稍成條理。因欲其卒業乃馳呈求教。然資性不敏。加之公私多故。未能脫稿……』の句あり去歲十月の信に復するなり

○此の年より子弟に大砲打方教授を始む(五月十三日川路宛手簡)又國産甘草相場下落し金融梗塞の状あるを察し自ら資を投じ八田家の名義を以て試みに之を海路大阪に搬出す成績頗る見るべきものあり此れより人々に倣ふものあり(嘉永二年五月十日川路宛手簡)

嘉永二己酉年(二五〇九)御使者屋時代

○英米船連りに來る

○正月跋熊澤蕃山眞蹟、跋李太白詩、跋三岳先生墨蘭、恭跋台德廟賜祖先安政札、跋背刀、跋背旗、書太古遺音後書、吁戒卷後以上淨稿を作る

○二月藩主に答へてハルマを藩業にて開版せんことを陳す上途に行は

れず

○三月美濃小原鐵心星巖を介して兵制を問ふ象山計畫之に答ふ

○三月下旬薬用人參、茶種時付指導監督の爲と雪渡りの時期を利用し祥

慶山象山發見の銀亞鉛礦所在地に命名への直路發見の目的にて鞆野村に出張す(三月廿九日竹村金吾宛手簡)

○五月更に藩主に上書して自らハルマを出版せんとするの志を述べ資

金貸與を乞ふ上書

○此の月廿六日松代南郊海善寺馬場に於て三斤野戰銃の射撃を試む(五月廿八日中侯一平宛手簡)

○六月廿一日杳野村へ出役廿四日同村を發し同夜は上州入山村に宿泊

廿五日暮方祥草山同祥山に著翌朝より前年來試掘中の各坑を巡檢し廿

九日歸途に就く途中大雨の爲草津に逗留七月二日鞆野村に著し四日夜松代に還る越えて八月九日藩より事業中止を命ぜらる(七月藩老宛手簡に據る)

此の手簡蓋損甚しく本文の事實を推讀し得るのみにて手簡の部に掲ぐる能はざるを惜む

○七月藩よりハルマ出版資金千二百兩の貸與を得(藩老恩田頼母宛證書)

○八月増訂荷蘭語彙序を草す稿淨

○九月師鎌原桐山の本朝鈴家智囊に序す稿淨

○十月山極高明退筆銘を作る稿文

○此の月上旬丙午歸藩後始めて(祭中村)出府し(十月二日認八)深川藩邸に

寓し(嘉永五年津田轉よ)ハルマを本とし且つ數種の辭書を參酌し増訂

和蘭語彙の編纂に著手し其の第一卷を淨書し出版伺書を幕府天文方

に差出す増訂和蘭語彙A部一此の閒又力を盡して砲術兵學に關する蘭

書の斬新なるものを購ふ千八百十五年荷蘭刊行の歩兵訓練書亦其の

中に在り象山兵を練る一に其の式に依り西洋眞傳と稱す

○此の時肥前侯より痘種を得十二月藩に歸り直に恪二郎に試み又知人

の幼兒に施す次いで領内一統にこれを施すの意見を獻せしが行はれ

ず

嘉永三庚戌年(二五一〇)御使者屋時代

○六月蘭人長崎に

來り英米二國が

通商を乞ふ企あ

るを告ぐ

○八月二十五日吉

田松陰九州に遊

ぶ

○九月蘭書濫りに

翻譯すべからず

との合あり

○十月高野長英自

殺す(四七)

○二月松代城南花水澤に天砲を演じ記演天砲を作る稿淨

○三月深川藩邸に在り二十一日老中阿部正弘に上書し増訂荷蘭語彙出

版許可遅延の事につき陳情す書上

○四月増訂荷蘭語彙出版不許可の報を得三日怏怏として江戸を去り鎌

倉に遊び轉じて八王子、荒崎、城島、劍崎、大浦、千代崎、觀音崎、猿島等諸家の

砲臺を視察し其の實用に足らざるを慨し十二日邊防意見を書して幕

府に上らんとせしが藩主幸貫其の忌諱に觸れんことを恐れ命じて此

れを止めしむ『洋船那知無賊計。突來倭去不勝煩。邦人未念黔驢戒。高築

砲臺護海門』の詩あり稿詩

○増訂荷蘭語彙出版の不許可となるや象山更に皇國同文鑑荷蘭部の名

を以て出願する所あらんとし之を藩の有司に謀りしが亦成らず

○四月廿七日側繪師三村晴山に書を贈りて増訂和蘭語彙出版頓挫の事

を告げ事爰に至りては已むを得ざるが故に證書の如く世祿を返上し

暫く藩を離れ獨立して世に立たん事を希望するの意を陳す蓋し晴山

を通じて藩主に訴へんとするなり晴山苦慮五月十四日に至り密にこ
れを藩主に申す

○六月江戸に於て松代藩砲術一覽の舉あり象山亦藩中の門弟を率ゐて
此れに列す一覽の事了りて直ちに歸藩す男恪二郎病氣の爲なり(五月
廿九日付役宛竝に九月
十一日川路宛手簡)

○六月晦宮下主鈴に『春陵説太極』の詩を贈る、詩中『宜會東西言、以作一
家書』の句あり象山の大抱負を窺ふべし(宮下幹
氏藏幅)

○此の詩は『讀宋氏宇宙記』十首中の一なり其の詩の庚戌中に示さ
れたるは怪むべきが如くなれ共按するに十首を發表せしは其の
書を購ひ得し壬子の年なれ共書物は當時已に借覽を得たれば此
の詩は此の時已に出來たるものなるべし嘉永二年七月小山田壹
岐に差出したる報告書斷片中にも「此事ソナムルと申書にも見
え候此書は三宅老侯御秘しにて此節私借覽罷在候……」とあり

○夏壬寅の上書の稿に追記を施す蓋し砲に關する當時の見識の未熟な

りし點を訂せるなり(壬寅上
書附記)

○七月朔再び出府五日深川藩邸に著す諸藩士の就いて砲術を問ふもの
多く又塾生の寄宿するものあり(七月十日
母宛手簡)

○此の月旗下の士勝麟太郎及中津藩を首とする諸藩士七十餘名入門す
(七月廿六日母宛
手簡竝に及門錄)

○八月三日浦賀勤番砲術師範下曾根金三郎の囑に應じ其の門下に煩砲
使用法を授けん爲浦賀に赴く是より先き七月廿九日夜舟を靈巖
洲に懸す風に阻まるること三日 同行數
名金澤に憩ひ總宜樓題名あり後又三星亭に遊び心越禪師金澤八勝詩
卷に跋す淨象山浦賀に在りて大砲照準螺を製す吾が邦此の機を作る
初めなりといふ十七日浦賀を出發同日著府す此の月門弟柏木義武辭
して郷に歸らんとす乃ち序を作つて贈り免許の卷に代ふ淨(九月廿一日
稿)山寺宛手簡

○冬松前藩より十八ポンド長カノン十二ポンド短カノン鑄造の依頼を
受く

○十一月三男悖三郎生る(北)妾蝶の出なり(安政五年四月廿八日柳左衛門宛)
 ○十二月十八日門弟の特志者数名を随へて江戸を發し二十三日松代に歸る中途病を得遂に臥床す病間雜感數首あり或は世間の固陋なるを慨し或は遠略の志を述ぶ(雜感六首の注)

嘉永四辛亥年(二五一)御使者屋時代、木挽町時代

四十一歳

○正月廿六日

無役 佐久間修理

其方於江府砲術門人等多勢出來付江府住居仕度趣容易難被成下候へ共以別儀内願之通江府住居被仰付之(藩日記)

○此の恩命は藩主幸貫の宏量深慮と三村晴山、山寺源大夫、竹村金吾等の周旋盡力とによるなり

○二月十七、十八の兩日五十斤石衝ステインセル天砲二十九ドイムセルといふ金兒忠兵衛の監造する所を生萱村に演ず江戸より隨ひ來れる門弟等皆參加す演砲雜記あり稿文二十

六日再演す砲彈幕府の直轄地に墜落せりさて中之條代官と紛議を生ず(二月廿七日藩老宛手簡)

○鳥津齊彬封を襲
 技藝を興し西洋の
 晴山を介して幸
 貫と交る
 ○正月十一日村上
 英俊定府となる
 ○五月十一日眞田
 志摩鎌京伊野右
 衛門家老となる
 ○十月十一日長谷
 川深美郡奉行と
 なる
 ○十月十九日恩田
 頼母家老を免ぜ
 らる
 ○十一月八日菅沼
 九兵衛寺社奉行
 郡奉行となる

○三月藩主幸貫に上書し玉落の件に付陳情す藩の有司徒に事の紛糾せんとを懼れ象山の意に反し十七日中之條より彈を受取り十九日今後生萱村に於て演砲の節は豫め圖面を添へ通知すべきを約し局を結べり象山乃ち二十二日三たび生萱村に大砲を演ず此の地方杏樹滿村時方に開花の期其の間の演砲眞に奇觀たり『春野乘晴演大砲』詩の詩あり此の時用ひたる五十斤石衝天砲は當時浦賀平根山砲臺に据り此の所の一座の外は唯り松代藩の此の砲ありしのみと云ふ

○四月上旬家を攜へて江戸に到り深川藩邸に寓す(六月十八日山寺宛並に五月十八日竹村宛)此の頃吉田大次郎始めて來り謁し談漢蘭學藝の事に及び象山『春陵說太極』の詩を書して與へ反覆開示す(吉田松陰の辛亥五月廿七日玉象山先生感懷作并引)

○五月八日

無役 佐久間修理

佐野湯田中杏野三ヶ村利用掛御免被仰付之。
 佐野湯田中杏野三ヶ村利用掛長々相勤太儀之事思召候依之御小袖一被下置之(藩日記)

○此の月廿八日木挽町五丁目に卜居し砲術竝に經書を教授す(六月十八日竹村宛手)狩野家給所の南向側にて戸川彈正の住居跡を買取りたるものなり地主は旗本謙訪庄助の弟にて浦上四九三郎といふ此の交渉初め庄助異存ありしにも藩主幸貫特に直書を庄助に與へ又三村晴山(幸貫より晴山)象山の名聲天に内命して幹旋せしめなどして繼りたるなり(幸貫より晴山)象山の名聲天下に高し此の歳小林虎三郎吉田大次郎(七)等入門す(及門)

○十月廿三日吉田松陰玉木文之進に贈れる書簡に『眞田侯藩中佐久間修理と申人頗る豪傑卓異の人に御座候元來一齋門人にて經學は良齋よりも優れる由古賀謹一郎いへり良齋も數々是を稱す今は砲術家に成り候慮其入塾生砲術の爲めに入り候ものにて必ず經學をさせ經學の爲めに入り候ものにて必ず砲術をさせ候様の仕懸けに御座候西洋學も大分出來候由會日ありて原書の講釋いたし申候一遍やらきき申候』とあり

○九月浦賀に遊ぶ彌利堅棋譜を作る(稿)此の月川路聖謨大阪町奉行となり任に赴く序を作つて送る(稿)

○十月十五日礮學圖編稿を脱し翌年十二月刻成る(序文竝に五年十二月十八日山寺宛手簡)

○十一月上旬上總姉崎に於て中津藩より依頼せられし新鑄の大砲試發をなす友人大槻磐溪詩を賦して曰く『車如流水砲如龍十二斤彈新葛濃呼做將軍果然是猛威摧盡萬人鋒』と然るに砲身に故障ありて更に改鑄することとなり中津藩との間には何等紛議を生ぜざりしも此れが爲に松前藩よりの依頼にて著手中の鑄砲は破談せらるるに至る(五年三月十八日竹村宛手簡竝に十二月幸貫への上書)

○十二月藩主幸貫に上書し大砲鑄造の件に關し松前藩主へ情實を報せられんことを乞ふ(書)又門弟金子忠兵衛を破門す

嘉永五壬子年(二五一一)木挽町時代

○元旦試筆に曰く『硝磺驅邪太的端庭前爆竹覺枯寒吾家兼有老樞法不用梁皇卻鬼丸』

○正月藩より借用中の佛蘭辭書を返納す此れは曩に村上英俊の爲に自ら借用して轉貸しおけるものなり(正月廿三日中)

○閏二月佐賀侯の囑により十二ポンド新式野戰砲架、海岸砲架、維形各一

- 五月大森海岸に大砲演習場を設く
- 八月オランダ加比丹三たび忠告す
- 二月二十六日鎌原桐山歿す(七九)
- 四月七日藩檢約令を發し財政整理に著手す又藩

地に學校の經營
 始まる
 ○四月三十日那奉
 行長谷川深美世
 子側役を兼ね
 ○五月六日藩主幸
 貫致仕し孫幸教
 嗣ぐ
 ○十月廿二日山寺
 源大夫退役とな
 る
 ○十一月二日恩田
 頼母過寒を命ぜ
 らる

座を製す(閏二月廿九日)

○此の頃ソンの宇雷記を購ひ耽讀し詩十首鈔を作る又翌月跋を作
り天下の奇書五十五金敢て貴とせざる旨を述べ稿ソンの天文方及薩藩
府のに藏せるのみ(閏二月廿九日山寺宛手簡並に)

○夏石門頌跋跋漢孔文禮碑裏斜道石刻釋文及題記を作る稿

○五月廿八日六月一日の兩日藩の二十拇天砲同人砲を借用し大森海岸
にて演砲す

○六月三日(後室眞月院夫人の此の年十月三日小山田壹岐に與へ)眞田幸貫江
戸に卒す(行年六十二二十九日松代長國寺に歸葬す象山命せられて墓

誌銘を撰書す稿此の文後の雷電碑と共に名文と稱せらる書體は石門
頌と孔廟禮器碑とを兼ねたる漢隸なり(十一月七日伊木三)

○此の月十四日三男惇三郎天す蓮乗寺に葬る法號捨權歸本童子(過去)

○八月門弟下總の人齋藤利和辭して郷に歸らんとす象山序を作つて送
り慇懃するに新に騎兵を興さんことを以てす稿

○九月妾菊解雇(十一月廿七日)

○十月砲理を以て易象に擬し礮卦一篇を著す實に東西の言を會して一
家の言を成さんと言へる抱負の一端と見るべきものなり十九日上木
伺を昌平疊に出す十一月再び書を上りて其の許可を促し萬一差支あ
らば門人のみへ傳書として印刷配布することを許されんことを附願
す(礮卦絛竝に五年)上

○十一月二十三日

佐久間修理

其方儀勝麟太郎様御妹縁組仕度旨願之通被仰付之(藩日記)

○此の月藩主幸教先公手澤の遺硯を象山に賜ふ象山感泣して之が記を
作る稿

○十二月十五日妾順子を娶る順子は門弟旗下の士勝麟太郎安の妹なり

(十一月廿七日恩田)
伊木、山寺宛手簡

○冬川路聖謨海防掛となる乃ち三年四月の擬上書幕府に奉らんとしたる
幸貫に沮止せを出して之を示し注意を促す聖謨見て愕然たりしが遂
られしもの

に信せず明年米艦渡來の事起るに及び始めて其の先見に服せり(安政四年七月廿二日三村晴山宛手簡)

○此の歳幕府蘭人スチールチース著す所の陸砲書を購ふと聞き請うて之を讀み其の法に據り新に六斤地砲十二拵人砲を鑄翌六年春之を大森に演ず邦人の新式輕砲を鑄る此に始まる(萬延元年武具奉行を通じて差出せる意見書)

嘉永六癸丑年(二五一三)木挽町時代

四十三歳

○正月奥平公權の爲に格堂説を作る稿淨

○二月礮學圖編製本成り先づ一部を藩公に獻す(納戸役宛手簡)又『未見礮臺環海灣』幾載鯨鯢横遠海』詩『戎霧蠻雲黯海天』稿の詩あり

○三月三日蘭亭の會に因みて羽倉簡堂方に會飲す詩并引あり鈔詩

○四月十五日 無役 佐久間修理

○去年中感應院様御誌文相撰其上認方骨折太儀之事思召候依之銀二枚被下置之(藩日記)

○此の月昌平鬯より『佐久間修理筆記致候品上木之義は無用可仕候且

- 六月三日彼理浦賀に來る九日退去書提出十二日
- 六月七日毛利細川以下十藩に海警衛を命ず
- 六月廿二日將軍家慶薨じ家定嗣
- 七月魯繼長崎に來る
- 七月品川に砲臺を築く江川太郎左衛門之を督す
- 八月高島秋帆救
- 九月大船製造の禁を解き西洋砲術を習はしむ

又同人義砲術發明之說等門人共へ授與致候爲著撰致候はば傳書の體裁も可有之義に付向後右様體裁之著述は差止候様可仕候事』とて礮卦出版願卻下せらる仍て再び門人限り傳書として印刷配布すること寛容せられんことを乞ふ(四月十六日上書)

○六月三日米艦四隻駛せて浦賀に入る象山四日拂曉藩邸に建議し直に米艦視察の命を受けて浦賀に出發六日夜歸府す浦賀日記あり是より藩邸にありて武備を整へ九日藩の軍議役を命せられ御殿山警衛志願の事に奔走し(此の日象山自ら使者とし阿部邸牧野邸に到る)併せて藩地より出兵せしむる事を計畫す之が爲に寝ねざること前後七晝夜なりといふ然るに十二日米艦は退去し十八日藩地より家老鎌原伊野右衛門郡奉行長谷川深美著府し象山の行動は藩力を顧みざる輕舉なりと論じ藩主及び江戸家老望月主水を動かし象山を黜く象山服せずして屢々抗告す

○六月廿四日 佐久間修理 臨時出役軍議役御免被仰付之

- 二月藩西丸造營手傳を命ぜらる
- 五月朔藩城失火藩主の住居向鳥有に歸す藩益多事なり
- 八月十七日幸貫の後室卒す
- 十月八日眞田志摩家老を免ぜらる
- 十一月四日山寺源大夫郡奉行側役頭取となる
- 十一月廿五日鎌原伊野右衛門家老を免ぜらる
- 全日長谷川深美退られ十二日命ぜられ十二日廿九日憤を免ぜらる
- 十二月一日恩田頼母家老となる
- 十二月八日山寺源大夫軍議役となる
- 十二月十一日赤澤助之進家老となる
- 十二月廿一日幸教結婚
- 冬佐久間庸左衛門罷む

大銃打方の義在府御近習役御番士の内其方門弟に無之者は入門候様申渡教授之義申渡置候所右御用稽古之義は不用と可被相心得候

○七月五日

佐久間修理

其方内願之通江戸住居被仰付置候處御在所へ罷歸候様被仰付候用意果敢取早速可有出立候(藩日記)

○此の時『君恩洪大巨爲量』白石清泉入夢頻『虛名早已誤侯公』の詩あり詩鈔

○吉田松陰の八月十五日家兄に贈れる書に『佐久間修理聲名籍甚

に御座候て其本藩より被嫉編者曰く此の事藩政上の異論より來りたるものなり御國へ被返

候命下り候處水府公阿部公其他有志の人々河路左衛門尉羽倉外

記水府の義黨等深く是を惜み今此人なくば何人か西洋砲銃の事

に任じ可申哉國家の武備も爲是缺闕するとの論にて遂に阿部公

より眞田公へ相談の上江戸へ畱ることに相成候此を以て天下の

公論御察知奉願候』とあり

○夏薩藩象山に謀りて八十斤老ボンドボシカシ榎地礮を鑄んとす乃ち圖を作り跋を附

して贈る(熟銅八十斤老榎地礮全圖跋)

○秋川路聖謨を経て急務十條を阿部正弘に上書す雜(安政四年七月廿二) 說(日三村晴山宛手簡)

○九月門弟吉田寅次郎決する處あり長崎に赴かんとす象山の用聞の説

に感奮せるなり象山『之子有靈骨』詩の詩を作つて送別とす

○九月十五日松陰家兄に贈る書簡に『佐久間象山は當今の豪傑都

下一人に御座候朱に交れば赤しの説未知其何因慷慨氣節有學問

有識見藤盛鹽谷羽倉等皆知國體者辨大義者象山尤其人物なり』とあり

○九月廿四日深夜一場いちば茂右衛門を伴ひ桑名侯定永、幸貫の兄の邸に赴き藩政に

つき訴ふる所あり當時幸貫の後室卒去以來江戸藩邸は黨派的策謀行

はれ頗る混亂せしも尋で藩主の命により藩老小山田壹岐出府し其の

裁斷を以て一時の風波は鎮靜せりされどもこれより此の對立關係は

最後まで遂に解けず

○十月品川の臺場は海岸砲臺の式に當らざるを察し藩主より幕府に何書を出さしめんとし案を具して上つる行はれず

佐久間修理義井戸對馬守様にて御吟味中揚屋入被仰渡候其段相心得
同人家内之者可被申開候(藩日記)

○八日佐久間修理家内之者南部坂御屋敷へ引移候之旨此節柄別而
御締向嚴重相心得取計候様同所御目付へ申渡候

○同十五日佐久間修理畱守宅家財等取始末相濟候由に付塾生共儀
も南部坂御屋敷へ引拂候様親類共へ申渡候(藩日記)

○獄中より發したる書簡に四月廿七日友人山寺源大夫、三村晴山連名宛
のもの、五月廿六日甥北山安世宛のもの、及び月日宛名不明のものあり

○九月十八日

眞田信濃守家來 佐久間修理

其方儀和漢兵學西洋學砲術等師範致し罷在近年西洋之風教國力等漸
漸盛大に相成加之蒸氣を以走り候迅速之舶出來之趣先年書籍之上に
て發明致し自ら西洋も鄰候道理にて殊に異國船屢渡來致し候に付萬
一本邦を闕闕致し近海へ軍艦を進め候儀も可有之と業體へ對し實用
の場合専ら御爲を存じ海岸防禦者勿論必勝之籌策を考日夜苦心摧肺

肝候處戰者彼を知り己を知と申内當今之形勢は彼を知に止り候義と
研究致し候折柄門人吉田寅次郎義も其方同様海防策等之義を平常痛
心致し外國へ渡り開諜細作を用ひ度旨議論致し元來同志之申分にて
其器に當り候者に候得共異國へ渡り候儀重き御國禁に付官許は有之
開敷自然漂流の體に致し成手段を以て西洋へ渡り事情を探索致し候
はば歸國之功も可相立旨申聞其後同人儀九州筋遊歴として發足致し
候由にて暇乞に罷越右は渡洋之企と同人胸中を察し其意を含み送別
之詩作を送り候得共右手段は不被行立歸候後當春亞墨利加船浦賀へ
渡來致し主人信濃守儀横濱表應接所警衛被仰付候に付其方儀も軍議
役として同所へ出張致し候砌猥に異船へ近寄開敷旨別段被仰出も有
之候所水夫に紛れ異船へ可近付と吉村一郎へ相頼み或は吉田寅次郎
儀重之助俱々に宿陣へ尋參り異船へ可乗込と通辯の爲めに投じ候漢
文之書翰草稿を差出し候添削致し遣し殊に寅次郎儀異船へ寄候策
を索め候節是又吉村一郎へ頼みの文通認遣し終に寅次郎外一人儀下

田表へ相廻り同所において上陸の異人へ右書翰を投じ置夜中竊に異船へ乗込外國同伴相頼候得共不致承引被差戻候次第に至り候段専ら御國の御爲めを存量仕成候旨を申立候得共元來同志にて重き御國禁を犯し候段不届に付眞田信濃守家來へ引渡於在所蟄居申付

○佐久間修理御引渡に付轉津田轉藩の御請調印仕其節外腰掛に控居候途中警固人御徒目付御徒士下目付足輕等御門内爲繰込夫より御門前にて修理儀兼て用意の錠前付駕籠に爲乗御役方陽之助岡野陽之助、藩の目付守衛途中無滯召連夕七半時過引取付役象山の門弟

○津田轉儀は御用向有之付居残り兼て當四月中揚り屋入被仰渡候節御引揚相成居候修理大小并鼻紙入御渡付受取罷歸差出候付大小は御目付鼻紙入は親類へ引渡

○佐久間修理今日町御奉行所より御引渡付御供休息所被差置候間支配手附之者折見廻候様可申渡候

○右同人へ一汁一菜香のもの附御賄被下之

○佐久間修理今日御町奉行所より御引渡に付御供休息所に差置御徒目付御徒士等にて晝夜相守候へ共尙親類共にも一人づつ申合晝夜罷出候様親類依田甚兵衛へ被仰渡

○九月廿二日佐久間修理大小當四月中より一切手入無之付拭置度旨内々依田甚兵衛より申立付相渡之(江藩日記)

○九月廿四日門弟門倉櫻井へ宛て象山の江戸退去を通知せる文あり察するに門弟中親しき者へは一樣に通知を發せるものか注頭

○象山獄に在る半歳其の間密に書を山寺三村の兩友に寄せて救援を求め又他方當今の急務を上書せんさせしも許されず更に密書を獄外に發し其の意見を要路に致さんことを求む(四月廿七日山寺三村宛、月日不書稿)獄中得る所の詩歌文章は蟄居後此の年冬輯めて一卷となし名づけて省警録といふ

○四月十九日吉田松陰の白井小助に與ふる書中に『扱佐久間翁鄰

冷氣の節に御座候
爲此御座候
者此方御座候
奉行は去八日間
至日御座候
五段御座候
此段御座候
二九日御座候
子に白内密は白山邊
子に白内密は白山邊
御座候
松平伊賀守様
櫻門上屋敷守様
井倉傳次郎様
純藏様

牢にあり時、聲音は聞え候へども話も出来不申可嘆僕一身不足言翁は一時の人傑空しく囚繫に陥ることは亦僕が至らざる處其罪不知所謝也』とあり

○十一月二十七日松陰の家兄に贈る書の一節に『又序に申度事御座候象山對吏未練を申たる様申ものあり是聞違なり弟と濫生が口供には國禁は百も承知の前也古人所謂事成歸王事敗獨身坐耳と申心得にて事成らば上は皇朝の御爲下は藩主の爲にもなるべくもし事敗れ候へば私共首を刎らるることも不苦覺悟の上なりと始終申立候故甚立派にて吏も舌を巻き國に報ずる志さもあるべしと感心いたし候又象山は不然吏云其方十年來厚く爲國家外寇を患へ遂に此度の事に及び候段其志は感心なる事也乍去重き國禁を犯す段は恐入候か象山云御國禁は犯不申昨年寅等再遊の砌にも風に放たれ候て彼地へ渡る段可然と申候此段は乍恐私深く

苦心仕候儀御察奉願候十年來間諜細作の急務たる事は心附候得共重き御國禁を存候故曾て門人などへもおくびにも出したる事なし然る所昨年土佐の漂流萬二郎被召出候故私存候には間諜の事も追官許可有之候得共廟堂も御多事にて未だ其儀に及玉はず併漂流を永く禁錮するの一事は先御舊例を改められたる姿なり然れば志士外國へ出候も漂流ささへ名が付き候へば官にも其ものを御宥寛被成候道有之因て風に放たれ候様と申たる事に御座候竊に廟堂上を奉察候に古法古例に付無據も難被及御沙汰事有之故何とか術を設け海外へ出で功をなしかへり可立御役候へば法外の意に行はれ候様に苦心仕候儀に御座候且昨年來の變神州三千年來の大變故官にも亦格外の御處置可有之奉存候故寅等が所行可然と申候儀に御座候全く御國禁に背き候心底毛頭無御座候對州大怒曰萬二郎事に付て外國漂流のもの禁錮の法弛みたる

なご申は下として上を臆度する段甚不屈也是は上様如何なる御深慮被爲在候事に哉此方共も不奉存事也術を設け海外に出で漂流なご名を託し可申心底矢張國禁を犯すなり且非常の大變とても法例は法例なり云々此論往復甚激なり遂に象山申すにはかかる非常の節にも法は法例は例と被仰儀に御座候へば一も二も無之私國禁を犯す事明なりと寅毎對吏云寅等兩人自分のからだなり成は功敗は罪將身試法不復求全候修理は人のからだ也故に何ごぞ成敗共に全かれと千萬苦心仕候儀に御座候何卒所遇に因て情合の異なる所御深察を奉祈候と申候俗吏暗時務云々の詩爲是也然れども象山案定る日作詩云案成千歳無遺憾不辱君家與我名其志も亦可見夫を未練と申は僻事なり象山對吏の閒奉行を諭し幕府の陋禁を弛べさせんとの志なり其言慷慨過激なること多し夫故幕吏等も惡み未練の程申たるに可有之候象山遂亦不以爲罪

故其語曰若無罪下獄爲辱不義而富且貴亦在所榮歟』とあり

○九月廿五日江戸を發し松代に護送せらるる家族一同及塾生山田兵衛等同行す十月三日松代に著す途中母疫邪に犯され象山亦風邪にかかる母は頗る重患なりしも十一月中旬に至りて癒ゆ(十一月四日竝に十一月十日勝宛手簡)

○十一月四日午前松代にも地震あり此の時象山姉北山氏の家に寓し無事なり五日聚遠樓に移る樓は松代御安町にあり藩老望月主水の別墅にして地境幽邃眺望絶佳なり象山臨して聚遠樓と稱す(十一月五日八田宛同十九日村上宛手簡)

○十二月密に藩老恩田頼母に書を贈りて去年十月の獻策品川臺場の本年四月川路聖謨に贈りて海中臺場の事を論せし書稿、昨年秋の急務十條、本年の獄中擬上書を併せ示し藩の品川臺場警衛を陸地警衛と交替願出の策を勧め又藩留守居津田轉にも此の事に盡力せんことを勧む
○小原鐵心大垣藩老象山の歸藩するを聞きその獄中の作に次韻しこれを寄せて曰く『畢竟忠言似不平。惜曾翦燭夜談兵。開港相地議三失。

邊警見機誇兩明。訛係幽囚能忍冤。生還郷土亦恩榮。必然期是十年後。

相會都門繼舊盟

安政二乙卯年(二五一五)聚遠樓時代(塾居第二年目)

四十五歳

- 正月十六日(江川)正川殿歿す(五五)
- 三月三日(去年十月)二月の勅命によ
- 二月三日(去年十月)二月の勅命によ
- 三月三日(去年十月)二月の勅命によ
- 四月廿九日(松代)式武學校假開校
- 二月十二日(朔北)山安世表番醫と
- 四月廿九日(松代)式武學校假開校
- 六月三日(大)砲を鑄しむ
- 七月三日(大)砲を鑄しむ
- 八月三日(大)砲を鑄しむ
- 九月三日(大)砲を鑄しむ
- 十月三日(大)砲を鑄しむ
- 十一月三日(大)砲を鑄しむ
- 十二月三日(大)砲を鑄しむ
- 一月三日(大)砲を鑄しむ
- 二月三日(大)砲を鑄しむ
- 三月三日(大)砲を鑄しむ
- 四月三日(大)砲を鑄しむ
- 五月三日(大)砲を鑄しむ
- 六月三日(大)砲を鑄しむ
- 七月三日(大)砲を鑄しむ
- 八月三日(大)砲を鑄しむ
- 九月三日(大)砲を鑄しむ
- 十月三日(大)砲を鑄しむ
- 十一月三日(大)砲を鑄しむ
- 十二月三日(大)砲を鑄しむ

○正月杜鵑の啼くを聴き『谷口黄鸝未放聲』の詩あり鈔詩

○三月去歲十二月廿三日の詔書を読み喜んで自ら禁せず『一跌歸休深

鎖門』朝家預備未嚴森』の詩を作る鈔詩又玉煙堂顔帖に跋す稿淨

○夏方干魯墨を得て山水の畫を作る又湯子遺書跋、所臨醉翁亭記跋を作

る

○五月是より先き佐藤一齋乞はれて鎌原桐山遺迹碑文を撰す成るに及

び象山批正を加ふる所あり一齋聞いて悉く之を容れ特に自己の掌控

をも訂正す(五月九日一齋より山寺宛手簡並に十六日象山より山寺宛手簡)

○六月佐野村大帳を書す塾居を憚りて揮毫の歳次を嘉永癸丑とす

○七月海防臆測、善導傳、及石川丈山書に跋す稿淨

○八月是より先き吉田松陰遙に幽囚録を送り閱を乞ふ象山乃ち評を加へ挽金生詩を添へて返送す(松陰先生遺著幽囚錄)又大幅の畫を作り『罪譴亦渥

恩』の詩を題す鈔詩

○九月文稿を整頓して象山淨稿と名づく敍に曰く『士不幸中道而廢、可

以舉其心事、白之於天下後世者、唯文章已、於是竊有惜文之念焉……』と

○九月十四日佐久間修理不愼之儀公邊より御沙汰有之候に付尙以來取

締方嚴重相心得候様親類共へ申渡候其段相心得候様被仰渡候(譜日記)

○九月六日阿部伊勢守より藩主に次の申渡あり『佐久間修理事先

達引渡相成候以來愼居候へ共尋參候者へは面會も致し軍學砲術

教授に及入魂之向へは書翰往復等も致し候其方家來共より差留

候由に相聞候へ共尙此上他人面會書翰往復等致し候ては修理爲

筋にも不宜候間堅く差止當節之所は別て能く相愼居候様可被致

事

○十月二日江戸大震藤田東湖壓死す長詩二首を作つて之を哭す詩
 ○屏居以來デッケルの兵書を精讀す(安政三年三月廿二日勝宛手簡)又秋より詳證術(學數)は萬學の基本なりとてウキスキュンデを研究す(八月十五日勝宛手簡)

安政三丙辰年(二五一六)聚遠樓時代塾居第三年目 四十六歳

○二月蕃書訓所を
 九段坂に創む
 作阮市杉田成卿
 等教授たり
 江戸の兵備を西
 洋銃に改む
 ○七月松陰塾居中
 家學を授くるの
 許可を得松下村
 塾を開く
 ○十九日米使ハリ
 ス下田に來る
 ○十月二宮尊徳歿
 (七〇)
 ○四月十六日菅沼
 九兵衛寺社奉行
 を罷め宛行沒收
 の上塾居を命ぜ
 る
 ○九月十一日佐久
 開庸左衛門歿
 (四四)
 ○十二月廿八日片
 井京助新銃を發
 明して之を獻じ
 賞を受く

○春長歌『日本の本をやまこの國は』及び『信濃路はひなにはあれど』を作
 る(正月廿七日及二月廿二日山田宛手簡)
 ○三月二十二日勝麟太郎より航海中九死に一生を得たりこの報を得謹
 慎の例を破り密に長簡を送る
 此の月『櫻花三月滿皇州』の詩あり詩
 ○七月十日勝に簡しジャワに留學せんとする意志あるを賛し筆を極め
 て其の決行を勸む
 ○此の月幕府旗下竝に諸藩に令して銃陣を演習せしめ又老中の檢閲を
 行ふ當時象山の門派十一段込方を用ふ然るに蘭人より傳習を受けて

新に長崎より歸れるもの八段込方を用ひ議合はず監察土岐丹波守八
 段に従はしむ門人島津文三郎中津 蟻川賢之助等確實なる根據なきを
 以て従はず竊に書を象山に寄せて之を質す象山八段込方は陸軍の式
 にあらざるを察し書を作つて之を辨じ兼て一律を賦して答ふ『三歳
 屏居在古城』詩當時其の説行はれざりしが後果して象山の説の如し

○十一月牛痘種法のことわりを草す雜說
 ○十二月唐宋八家法帖の魯公筆法十二意に跋す稿文
 ○此の年甥北山安世放縱酷だしく象山苦慮し百方之を誠むれども悛め
 ず遂に義絶す(五月廿三日關口紋右衛門宛手簡其の他)

安政四丁巳年(二五一七)聚遠樓時代塾居第四年目 四十七歳

○正月題孔子畫像跋先考所匾聚星二字(正月十八日山寺宛手簡)稿示諸友稿文門弟子
 に示す雜說を作る

○三月アメリカ總
 領事ハリス交易
 を促す
 ○六月老中阿部正
 弘卒す

○十月廿一日米使
○登城將軍に謁見
○十月廿三日馬場
○田采女家老とな
○四月廿五日小山
○五月廿三日馬場
○彌三郎側頭取
○上勅裁を乞は
○學頭津田半三郎
○を以て外交を奏
○しむ

○二月宇宙記跋書常陸帶後を作る稿文

○三月古事記傳に跋し其の名物訓詁の引徴賅備を稱賛し其の大意は怪妄迂謬なりと斷ず稿文

○五月望遠鏡中望月歌を作る詩(安政四年五月廿一日全問) 鈔(五月五日の一山寺宛手簡)

○閏五月廿一日山寺宛手簡に日尾荆山の訓點復古及び一齋改點に關する見解を述べ且つ象山一家の讀方あることを云云す

○六月老中阿部正弘卒す象山傳聞して曰く『當時の御爲奉痛惜て可然や又は左までにも及ばず可然や』と(六月廿八日) 山寺宛手簡

○六月十九日附日下部伊三次より山寺源大夫宛手簡に象山につき記して曰く『象山隱君も定て御安健と奉察候自然御序に宜敷奉願候暫く御養心御著述等卻て可然と被存候也』と山寺此の書を象山に轉示す(六月廿八日) 日山寺宛

○六月末山寺より浪華砲臺略圖を示され其の杜撰を知りて慷慨に堪へ

○七月廿二日書を三村晴山に贈り其の幹旋によりて事前に之を沮止せんことを求む

○八月廿二日勝に贈りたる書に海軍局創設につき批評し魯土二國の外
人雇聘を引例して之に倣ふべきことを説く

○十月將軍の米使引見を聞き今猶ほ此の國より人を出して萬國の形勢
事情を探知するの策定らざるを嘆じ慷慨禁せず『忽傳虜使入都城』の
作あり詩(十月廿七日村上) 鈔(誠之丞宛手簡)

○十一月亡友林大輝の像に贊す稿文

○十二月三日山寺常山の外交に關する質問十七ヶ條に答へ長翰を贈る
○『外國のうがみは入れてわが國のうがみはやらすいかにせんごか』の

國風『幾年禁錮鬢如絲』『先知未用取人計』『四歲揜幽局』『屏居省謹此遲
雷』の詩は此の年の作なり詩鈔及 詩稿

○冬書經の洪範に注を施し洪範今解と名づけ之を萬言の上書に擬しト

策の官を立てて國家の大事を決定せしむるの要を辨す又春秋辭命準繩を著し外交に辭命の重んずべきを述べ以て時務に裨補あらしめん

とす(十二月三日及十日山寺宛手簡)

安政五戊午年(二五一八)聚遠樓時代(塾居第五年目)

四十八歳

○正月十五日依田源之丞の名を以て幕府に封事を上る事の許否を藩老に伺ふ許されず書上

○春三村晴山に書を贈り其の周旋に依り自己の意見を要路に通せられんことを求む(全年春晴山より象に贈れる返簡)察するに此の意見は幕府に上らんとせしものと同じきものなるが如し

○春二回門弟馬場常之助を京師に派し書を梁川星巖に送りて時事を陳じ往復數篇に及ぶ書中廣く人を選んで外國へ出し其の長ずる所を學ばせ其の形勢を探らせ又外國の名士を招いて本邦にあらざる藝術の師とし盛に諸學科を興し城制を變じ遊民を禁じ刑罰を省き器械學を

○正月幕府岩田正陸川路聖謨に遺修外を京に遺裁を乞はしむる四月五日著す四月五日著す老となる伊直弼大軍將軍家定薨六月露英佛の軍將軍家定薨七月家定薨八月家定薨九月家定薨十月家定薨十一月家定薨十二月家定薨

○三月九日長谷川深美病氣の爲め隱居す
○十一月廿二日原野右衛門を命ぜらる
○十二月廿二日山田壹岐家老退職命ぜらる
○同日鎌原伊右衛門命ぜらる
○命ぜらるる復命を仰付らる

盛にし工作場を開き大艦を多くし航海商法を復せん人を用ふるに門地に據らず其の材能を主とすべし又皇城は西洋の築城法により備を堅くし新に親兵を設けん等の策に及び堀田侯をして此等當今の急務を實行し以て勅許を経ずして條約に調印せる不調法の罪を贖はしむべく然らずして一概に其の責任を追求して遂に處決せしむるが如きは差向き邦家の損失なるを述べ其の書遂に九條關白の台覽に入る(梁川星巖との往復手簡)當時馬場の在京中粟田青蓮院宮へも伺候し宮より武田相模を以て『眞田の家に修理なるものあり皇國の爲に防海の義に付格別苦心罷在趣被聞召朝廷に於ても御力に被思召候一人に有之』との御沙汰あり象山之を承り感激『澤の邊に立てるあしたづ如何なれば雲井のよそに聲きこゆらむ』と詠す(文久二年十月十日白井宛手簡)

○四月これより先堀田閣老條約の勅許を乞ひ許されず象山これを聞き憂慮措く能はず乃ち勅許なきの理由を以て禍を轉じて福とすべき米

使應接の折衝案を書し堀田閣老の歸府して未だ米使と會見せざる前に藩主より幕府に上らしめ以て閣老の參考に資せんとす藩老望月主水等皆これを然りとし目付役齋藤友衛をして之を江戸に攜へしむ然れども障碍ありて其の事遂に行はれず單に藩主幸教の口上書を添へ此れを川路左衛門尉岩瀬肥後守の内覽に供したり(四月十五日望月宛手簡七月十九日星巖宛手簡)

○此の月望月主水異船渡來多艱の時節指揮行届きたる廉により加増せられたるを以て象山の勞を多なりとし賞賜俸米の内一人扶持を終身贈らんとすの意を通せしが象山は公事の爲に私報を受くべからずとし固辭して受けず(四月廿三日望月復手簡)

○七月人造磁珓を造る所謂地震計なるものなり(七月朔山宛手簡)

○此の月二十日山寺常山と絶交す事四月の上書の件に關す(七月横田宛手簡其の他)

○八月電池を作り之を試む(八月廿二日村上宛手簡)

○九月十六日三村晴山歿す五十長歌を作りて之を哭す(十月八日高田宛手簡)

○十月迅發擊銃圖説成る乃ちこれを大老井伊掃部頭に獻せしが翌年六月蟄居人の著述獻上不相成とて卻下せらる(文久二年九月十日白井の書名を以て上書の許否何書)

○十一月自書『頭上山洩雲』の五絶に跋す稿文

○十二月紀公遺墨跋を作る稿文

安政六己未年(二五一九)聚遠樓時代(蟄居第六年目) 四十九歲

○新年作『雪雷尼嚴嶺。春到海津城。畫船卜吉夢。短管學鶯聲。屠蘇朝共醉。鼓笛夜同鳴。寧識五畿外。海隅觸駭鯨。』鈔詩

○四月廿五日吉田松陰長門の獄に在り書を裁して門弟高杉晉作を象山に紹介し且つ教を乞ふ所あり書末『幕府諸侯何處可恃。神州恢復何處下手。丈夫死所何處最當。』の語あり(此の書簡久保來復氏所藏)晉作其の書を攜へ翌年九月松代に來る

○六月顏魯公爭坐帖跋、楊孟文石門頌跋、題漢碑後を作る稿文

- 五月二十五日松陰の檻與萩を發し七月江戸の獄に下る
- 八月川路學謨慎を命ぜらる
- 八月廿四日佐藤一齋歿す(八八)
- 十月廿七日松陰刑に死す
- 二月廿九日小山田壹岐家老とな
- 三月廿六日眞田志摩隱居の上蟄居を命ぜらる
- 六月廿二日望月主水家老退職慎

を命ぜらる

年 譜 萬延元年 五十歳

七六

○七月男恪二郎文武修行の爲には外出苦しからざる旨藩の重役より達せらる(七月廿一日村上誠之丞宛手簡)

○秋攀雲閣帖に跋す稿文

○冬ファンデルビュルクの窮理書を精讀す(九月四日村上宛及十月三日勝宛手簡)

○十一月頼母子講無盡を發起す通財義會趣意書の部あり十二月廿日山口屋甚右衛門方にて初會を催す 一口廿兩掛十四口(十二月十五日) 總金二百八十兩(八田宛手簡)

○此の年鑄砲の良書スチールチースの陸砲書を得(萬延元年武具奉行より文聰公に上る書)

萬延元庚申年(二五二〇)聚遠樓時代(塾居第七年目)

五十歳

○元旦作『ふねよせし四方のえみしもけふこそはわが日の本の春をいははめ』

○新年作『四海無波久太平。遠蕃土物賀新正。後人應紀今時盛。漢武周宣未足名。』詩 鈔

○正月藩の武具奉行より大砲改鑄、同鑄立、火藥製造等に關する意見書を

○正月十二日幕府使節を咸臨丸に乘らしめて米國に派す勝麟太郎船長たり
○三月三日櫻田の變あり
○五月五日勝等横須賀に歸著
○八月十五日水戸齊昭薨す(六一)
○二月二日恩田頼母家老を罷む

○二月十五日望月歸一郎家老となる
○二月廿六日側頭取長谷川三郎兵衛郡奉行兼側頭取となる側役齋藤友衛郡奉行兼側役となる
○七月廿八日矢澤將監家老となる
○十二月廿九日鎌原伊右衛門隠居の上盤居を命ぜらる

藩主幸教に呈す象山の起稿する所なり書上

○閏三月櫻賦竝に觀櫻賦成る(閏三月十七日恩田頼母宛手簡)

○歲晚詩『孤忠不報承嚴譴。歸臥家山已七年。世事渾如北流水。朝昏流下不曾旋。』

○九月廿一日高杉晉作松陰の書を攜へて松代に來る廿二日夜象山を訪ひ會談翌朝に達す(高杉晉作試撃行日譜)

○萬延元年十一月十九日高杉より久坂宛手簡に『僕事遊歷無恙歸國仕候閒御安意可被下候陳ば作閒加藤有隣横井平四郎皆得對面議論仕候作閒にては夜四ツ時過か曉六ツ時迄豪談仕候貴兄事も作閒門人を承居候由御座候對面する道は至て易く御座候淹留之義六ヶ敷かご存居候乍然對面も手づるも往かねば至て六ヶ敷候來春必御尋被成候得ば轉書爲致候僕は信州松代にて周旋して呉れる人有之大きに仕合申候……』

年 譜 萬延元年 五十歳

七七

文久元年辛酉年(二五二)聚遠樓時代(蟄居第八年目)

- 五月水戸浪士高輪の英國公使館を襲ひ二人を傷く
- 八月外國公使館を品川御殿山に置く
- 十二月和宮將軍に降嫁す
- 此の月竹内保徳等英船に搭じて歐洲に發す
- 四月廿九日眞田志摩長谷川深美蟄居を命ぜらる
- 此の日普請奉行磯田小藤太退役の上慎申付らる
- 長谷川深美皇道述義を著す
- 九月十八日望月主水隱居し歸一月郎嗣ぐ
- 十月十日藩品川砲臺守衛を免ぜられ更に神奈川横濱邊警衛を命ぜらる

- 正月『邊海荅開港中原未改途』の律詩あり鈔詩
- 春古鑑斗引鈔詩鑑斗考正跋三神鏡二跋米帖跋林緯乾墨蹟三の作あり以上稿文
- 五月題項易庵畫冊跋停雲館帖跋陳老蓮九歌圖跋停雲館摹勒子昂帖跋顏魯公三表稿帖を作る稿文
- 六月雷電碑を撰す(六月六日關爲)右衛門宛手簡稿文中十年前の作の如く記せるは蟄居中を憚りたるに因るなり此の文感應公墓誌銘と共に名文と稱せらる
- 此の月十七日勝宛書簡に外人の取扱に關し『中庸の九經にも柔遠人と申こゝ候柔を以て服し候故に柔すと申候剛を以て服し候と申事は御武備御全備の上と雖も有御座まじき義況や今に於てをや』の語あり

- 七月九日竝に十日聚遠樓の附近に落雷あり(七月十一日)八田宛手簡記落雷の文あり
- 八月七日朝母荒井氏歿す享年八十七法號圓滿院妙姓大姉葬儀を松代蓮乗寺に行ひ遺骸を西條村般若寺に葬る般若寺は黃檗宗にて蓮乗寺とは別宗なれ共蓮乗寺墓地は泉源淺く且つ佐久開家の墓地は極めて狹隘にして孝子の情此の所に葬るに忍びず特に理想的の地たる親戚長谷川家に縁故深き般若寺を選定せるなり然れども此の寺今は御喪に居り喪禮私説を著す九月成る

文久二壬戌年(二五二)聚遠樓時代(蟄居第九年目) 五十二歳

- 正月老中安藤信睦坂下門に傷けらる
- 四月伏見寺田屋の志士等島津久光の命士によりて同藩士に斬らる
- 五月島津久光勅使大原重徳を護る
- 六月關白九條尚忠能め近衛忠熙代る
- 八月島津久光の從士生麥に於て英人を斬る
- 同月京都に政變あり公武合體派

- 五月跋漢碑品題家藏漢碑跋跋顏魯公家廟碑あり以上品題家藏漢碑跋は書道に關する一家の見識を觀る可し
- 六月懷素帖跋及び書柳泉歌集後を作る以上稿文
- 九月一日夫人勝氏虎列刺病にかかる象山親ら看護投藥し十日間にして治癒す虎狼病治驗一則あり稿文
- 此の月十日時事を痛論して幕府に上らんとし稿成り門弟白井平左衛門をして上書の許否を藩に伺はしむ

○退ける
 ○八月松平容保
 ○京都守護職とな
 ○八月廿二日勅
 ○して参勤交代を
 ○ゆるめ諸侯の妻
 ○子を國に就かし
 ○九月オランダへ
 ○留学の爲め榎本
 ○等長崎を發す
 ○十一月勅使三條
 ○實美姉小路公知
 ○江戸に下り攘夷
 ○決定の勅命を傳
 ○十二月高杉等御
 ○殿山英館を焼く
 ○六月二十七日恩
 ○田頼母歿す
 ○十二月十四日長
 ○谷川三郎兵衛郡
 ○奉行専任となり
 ○齋藤友衛側役頭
 ○取となる

- 十月藩主より上書草稿内覽の命あり乃ち別に藩政に關する一書を裁して併せてこれを藩主に上つる
- 十一月下旬京信あり櫻賦天覽に入りしを傳ふ象山感喜五絶及び長句を作る詩(十二月六日)村上宛手簡
- 十二月六日江戸の義弟村上誠之丞に書を送りて時事を論じ村上の名を以てこれを幕府に建白せんことを勸む又同廿四日藩主の内問に對へたる書にも同様の趣旨を述べ此の意見は翌翌年京都に於ける象山の運動方針と觀るべきものなり
- 此の月十一日有志者を會して自己の赦免促進運動を起さんことを提議す
- 此の月精細なる獨逸版の世界地圖を得蘭獨辭書によりて此れを閲し世界各国の大勢を察知す(十二月廿八日)村上宛手簡
- 此の月幕府より攘夷の事につき諸藩の意見を徵するを以て藩老より

象山に内問あり象山乃ち攘夷の不可國力培養の急務なる所以を書して之を呈す此の意見は藩主の意見として幕府に進達せらる(十二月内文聰公に呈したる意見書及文久三年正月十日自薦書)

○下旬長土二藩各使を遣して象山を招く(十二月廿八日)村上宛手簡

○長藩は山形半藏宋戸久坂玄瑞を土藩は衣斐小平原四郎を遣し殊に土藩は其の藩主より松代侯にあてたる手書を攜へしめたりこれより先長土二藩主象山が國家有用の材を抱いて空しく伏蟄の厄にあるは天下の至計にあらずとしこれが赦免方を幕府に運動し此の事菅春風(錢太)郎の覺書による是に至りて赦免次第これを自藩に招かんと豫め内諾を求めん爲に來れるなり此の時長使は桂小五郎より象山宛の書面と縮緬の禮物とを攜へたり

○十二月大晦日松代にて山縣久坂兩名より長藩來島麻田に送れる書狀に當時の狀況を認めて『此度水府へ廻り直様松城へ罷越候

慮最早容堂公より御書翰を以て象山翁御招被爲在候段御乞合と
して御使者罷越居申候小生共公書持參も仕らぬ位に付公然役人
共へ論もならず當人へ公意丈けは達置申候内輪の舊弊一洗仕ら
ずてはならぬ事のよしに付追翁も此本藩に入用も可有之他に參
る事は六ヶ敷様子に候攘夷之儀は小生共考之處とは合不申候得
共何分兵制城堡砲艦の事より實に此大老先生無之ては不相叶い
かにも殘念之至也此後當分の處は有志の士を撰此藩に遣し此翁
に隨從して學問致させ度ものに有之候佐々木男也共妙ならむと
奉存候御親□などにも妙論有之可申何分寸楮の盡す所に無之に
付何も上京と存候……桂より御贈の島縮緬慥に落手翁殊の外感
喜之事に有之候後刻より發足先是而已』とあり

○翌年伊藤博文、井上馨等が其の思想一變して率先洋行するに至り
しも久坂等より象山の持論を傳承して開悟せしものなりといふ

(防長史談會に於け
る井上侯懷舊談)

○三年正月長州藩士來藩につき松代藩調役の報告書によれば『半
藏義去十二月廿三日歟此の表へ參候由同廿八日玄瑞竝に土州郷
士中岡光二一同參候由……』とあり又明治十五年眞田家にて取
調べ其の筋に差出せる高野眞遜履歷中に『壬戌の冬長州藩士久
坂玄瑞山縣半藏及土州の有志中岡慎太郎松代に來り佐久間象山
を聘せん』とあれば此の時中岡の同行せる事を察せらるれ
ども中岡は所謂有志にして正式の使命を帯びたるには非ざるが
如く又象山自筆の左記紙片の存するにより久坂等の出發後翌三
年早早福原乙之進の來訪せるをも推察せらるれども他には記録
の徴すべきものなし

福原乙之進

右信州松代に罷越山縣半藏久坂玄瑞一同佐久間修理へ相尋半

藏玄瑞申談三人之内兩人は直様京都へ罷登一人は江戸へ罷歸候様被仰付候事

十二月二十七日

右黄紙に認む彼御國にて御入用紙と申紙の由

○十二月廿九日

學校督學 佐久間修理

先達而不屈有之蟄居申付置候處京都より被仰出厚御趣意も有之付此の度御免可申渡旨板倉周防守様御差圖の旨町奉行淺野備前守様より御達有之候其の段可被相心得候(藩日)

○此の年長州の小倉健作榊取元彦の弟來つて象山を訪ふ(百瀬甚右衛門宛手簡)

○義之の十七帖を觀て頗る會する所あり之に跋す稿文

文久三癸亥年(二五二三)聚遠樓時代

五十三歳

○正月二日藩主幸教に謁見し藩政改革に關する意見を述べ三日城中に於て藩老等に對し其の無能を詰り五日更に登城して兵制改革を論ず

○正月關白近衛忠熙罷め鷹司輔熙代り十二月又二條齊敬代る

○二月長藩長井雅樂開國公武合體を謀りし故を以て藩より自殺を命ぜらる
○三月將軍家茂上洛す
○三月英艦横濱に來り生麥事件につきて強硬談判を行ふ
○同月廿一日松代藩主兵を率ゐて松代を發し横濱を警衛す
○五月十日を攘夷の期限と定む期に到り長藩馬關に外艦を砲撃す
○六月將軍大阪より海路江戸に歸る
○七月英艦薩摩を砲撃す
○八月十八日公武合體派勢力を復し七卿長州に走る
○十月御親兵を解散す
○十一月幕府鎖港の使節を外國に發す
○三月十三日永田町留守居蟻川賢

(正月十日) 日上市

○十日自薦めて學政及兵政に當らんとするの書を藩主に上つる

○此の月四日藩土州侯の乞を謝絶するに決し象山をして其の返簡を稿せしめしが俄に變じて八日出發用意の内命となり更に有志者の引留運動となり遂に又沙汰止みとなれり

○正月十五日藩主より象山に與へし書下文あり『其方此度國政向に付申立候趣赤心之程熟覽に及候然る處尙深慮候處も有之に付申立の趣取用に難相成最も右一條にては不及再目通其段可相心得候以上』

○正月十九日藩老赤澤助之進より切紙を以て次の通達あり『此程申立之出府の上板倉周防守様へ罷出申上候義御聞濟に付其段可被相心得候以上 正月十九日』と但し此は表面の取計にて内實は『修理より如何なる申出ありとも絶対に採用せざる様に』と豫

め板倉家へ諒解を求め置きたるものなり

○ 正月中旬藩政と自己の立場とに關して板倉周防守に上らんとする陳情書を草せしが有志者の勸告に任せ其の儘にして止む(二月朔有)書上

○ 春來騎馬にて頻頻郊外に出づ馬上雜興の詩頗る多し二月十二日馬を沓野村に驅り地獄谷に遊び一泊して歸り又佐野村に遊び寒澤の山林に入り大筒臺木を檢分して藩へ獻納せしめし事あり

○ 三月十三日藩主男子なきを以て世嗣の設定に關し有志と連名の建白書あり書上

○ 同月廿一日藩主幸教江戸に發せんとす象山一書を呈し是迄の建白見を採用せられんことを促す書上

○ 六月門人久保三郎後成と改む親軍に徵され京都に赴く象山文を作つてこれに贈る(贈久保)稿文

○ 七月正誼館恩田君遺像贊、書柳泉恩田君肖像後稿文を作る

之助鐵砲奉行武具奉行兼ねぬ
三月十九日使役
奉行兼ねぬ
三月十九日使役
志摩原伊野右衛門
七、伊野右衛門
は、伊野右衛門
も、伊野右衛門
と、伊野右衛門
四月高野馬場
命、高野馬場
織、高野馬場
共、高野馬場
諸、高野馬場
察、高野馬場
六月、高野馬場
御、高野馬場
九月、高野馬場
廣、高野馬場
十月、高野馬場
源、高野馬場
閉、高野馬場

○ 七月廿六日傳奏飛鳥井大納言より『信濃守家來佐久間修理義御用之儀も被爲在候に付御所表より被爲召候ても御請可申上哉否』と在京中の藩留守居役に内問あり八月十三日象山に内達せらる象山感激出發準備を整へて再命を待つ題伯顔像詩のの詩を作り以て自ら任す已にして朝廷十八日の政變あり九月下旬に至り『最早御用筋無之に付被爲召開敷』との沙汰ありて中止となる

○ 此の時の徵命に關し門弟北澤正誠は其の編する所の象山先生行狀明治十三年北澤正誠編中に述べて曰く『元治元年冬余西遊して廣島に至り其の藩士田中軍太郎に逢ふ軍太郎は慷慨氣節の士なり余に語つて曰く嘗て九州に遊び久留米を過ぎ牧某に逢ふ牧某曰く北國に伏龍あり象山佐久間氏と云ふ余が兄和泉之を朝に薦むと正誠又嘗て大和塔峯に登り竹林坊棘樹上人に逢ふ上人浮屠に隠ると雖憂國の士なり嘗て京師に上り公武合體の説を唱へ縉紳

家に入らず平岡圓四郎刺客に遭ふの後白刃身に迫ること數回去つて塔峯に隠る先生を朝に薦むる者は此の人なりと孰れか是なるを知らず録して後考を俟つ』と

○九月七日藩主より飛鳥井家へ差出せる書面に『此度家來佐久間修理と申者不奉存寄御用の儀も御座候に付從御所可被爲召哉之蒙御沙汰誠に以當家之面目無此上難有仕合奉存候然處右之者學術才略は御座候得共積年召仕相試候所其爲人不安心之次第も御座候に付是迄重用も不仕差置候義に御座候且又遮て申上候は如何に御座候へ共此上彌蒙御召候様罷成候節に至自然も家來之儘にて御用等被仰付候御様子柄にも御座候得ば同人取扱方萬端に付外家來共一統之氣向に相拘り候次第も御座候やと心痛罷在候之間奉恐入候得共罷成御義に御座候はば差上切に仕度前以て奉願候云云』とあり(眞田家文書)當時の藩情を察すべきなり

○十月十日夫人順子に歸寧せしむ十五日赤坂邸に著す是より先正月一日土州家の招きに應ずべく決せし時此の意ありしも其の事の中止と共に見合せ居り是に至りて決行せるなり(正月六日齋藤宛手簡)

○十一月玉川一學に書を託し小林虎三郎に謝意を致すこれより先八月徴召の沙汰あるや象山子恪二郎の教育を虎三郎に囑し其の諾を得て未だ遣さず已にして沙汰止となりしを以てなり

○秋來蘭書につき西洋馭馬の術を練習す當時調教を加へし馬は須坂丸山氏の所有にて翌年正月下旬迄象山の許に在り
江月と名づく

○石黒忠恵男の象山を訪問せしは此の年春のことなり

元治元甲子年(二五二四)聚遠樓時代、上洛時代 五十四歳

○二月四日 無役 佐久間修理

其方不應思召義有之候に付逼塞被仰付之(藩日記)

○門弟矢島源左衛門同小次郎の事に連坐せるなりといふ

○正月將軍上洛參内す
○二月松平容保を軍事總裁とし松平春嶽を京都守護職とす
○三月一橋慶喜禁

○四月廿四日七社
鎮を勅して横濱
防禦指揮となる
○四月廿九日家茂
の成功を祈る
○四月廿八日及
奉内目して皇室推
奏御増貢の事を
○五月七日將軍下
阪し繼いで海路
○六月五日一橋會
津の兵池田屋に
殺す浪士の
○六月廿五日中山
忠能等連署して
横濱鎮港を幕府
に督促せられん
○六月廿七日長州
浪士等嵯峨平天龍
寺に入る松平容
保禁門を鎖して
○二月六日藩老望
○三月本年七月よ
藩に禁裏南門代

○三月七日
以別儀逼塞御免被仰付之。

御用之品も有之候間早々上京可申付旨從公儀御達有之候付上京被仰
付候早速可有出立候

上京被仰付候付駕籠一挺馬一疋道中往來並在京中上下仕切御賄被下
置之京著之節酒井雅樂頭様水野和泉守様有馬遠江守様御旅宿へ可致
御届事御呈書等出立之節可相渡候。供連之義若黨貳人槍具足櫃分持合
羽籠草履取と可被相心得候(藩日記)

○出發に際し馬は藩より借らんとせしも叶はず竹村金吾の周旋に
より新に栗毛一頭を購入す馬具は洋装を用ふ(四月十一日齋藤宛五)

○三月十七日夕七ツ時松代出發木曾路より大垣を経由し小原鐵心に面
し久闊を敘し廿九日京都に著し六角通東洞院西入越前屋に宿す途中
『此行好時節』の詩あり鈔詩

○四月朔命ぜらる
美蟄居を免ぜら
れ藩地の入方と
其の狀勢を視察
○六月十日藩主
幸代を率ゐる
○八月十日入
松代を率ゐる
○八月十日入
馬之志摩高野廣
○六月二十九日
代藩別に又太松
口の警備を命ぜ
之を辭す

○四月三日 眞田信濃守家來 佐久間修理

海陸御備向掛手附御雇被仰付御雇中御扶持方二十人御手當金十五兩
被下之

象山此の命に接して心平ならず此等の小事は他人に命ずるも可なり
と謂へり然るに數日を経て其の驥足を伸すの時始めて至れり

○四月十日始めて山階宮に謁し時務を言上し御庭前にて洋式の馭馬を
台覽に供すこれより謁を得ること前後四回

○四月十二日一橋慶喜に謁し大に時務を論じ幕府從來の政策を難す已
にして慶喜登城の時刻となり論旨を盡す能はずして退く

○四月十四日一橋慶喜に上書す十二日の足らざる所を補ふなり此の日
堤町に轉居す家は鴨川東岸丸田町橋向ふに在りて故星巖の居に近し

○四月十六日藩の知人に書を贈り此の際天下の爲に一策を獻じ若し用
ひられざる時は直に退京するの意を述べ

○四月十六日

佐久間修理

右御用之品も有之候間當分在京可罷在候尤御雇中御手當之儀は四十人扶持に被成下最初被下候御手當二十人扶持並金十五兩は上り候間其段可申渡旨和泉守殿被仰渡候依之申達 子四月

○右に添へたる川勝丹波守の翦紙『別紙申渡書壹通御達申候右に付拙者方へ御請として御越に不及候且又御禮勤之義ハ御目付衆にて心得罷在候間何方へも御出に不及候此段申進候以上四月十六日』

○四月廿二日再び一橋慶喜に謁す

○四月廿三日山階宮に謁し始めて開港の説を陳す

○四月廿七日杉浦兵庫頭に面會す其の節朝廷一二の大臣を説破すべき内命を受く

○此の月京師警衛の策を述べたる上書あり

○五月朔始めて將軍に謁す

○五月三日始めて中川宮に謁すこれより謁を得ること前後三回

○五月十六日木屋町三條上るへ轉居す鴨川に臨める二階建にて間數多く眺望絶佳煙雨樓と命名す象山最後の居室なり

○六月十八日山階宮に謁し天下治平の策を獻す

○六月二十日付山階宮より中川宮に送られたる書に『佐久間修理參り此節の國體に付尤神妙の事共申出候へ其中私共の短才では何共難申候間貴王へ參上申上候様申置候定めし參上可及言上候間可然御勘考希入候佐久間の一策御用に相成候はば一先世上も治り候哉と被存候』(孝明天皇紀)とあり

○六月廿五日昨日長藩兵士河内平瀨より丹波路を経て嵯峨天龍寺へ入るこの風説あるを以て騎して往き實情を探索す

○六月廿七日夜馳せて大津に赴き此の日同地に著せる藩主幸教に獻策

する所ありしが藩論尊攘に決せるを以て行はれず又彦根藩の衛士と
談ずる所あらんとせしが要領を得ず翌未明空しく歸京す

○六月廿九日仙臺藩醫羽生致矯元甲日録の筆者來訪談主上遷坐の事に及ぶ(孝明天皇)

甲日録
紀引用元

○蓋し象山の此の見皆尊皇愛國の至誠より出でたるものにて一は
我が邦都城の制備はらず一朝事ある時皇城の守り難きを憂へた
ると一は攘夷論者を宮闕に近づかしむるは國家を危地に陥いる
る所以なるを信じたることにより此等の見地よりして比較的安全
なる地に主上の遷幸を仰ぎ奉らんとしたるものなり

○七月朔始めて二條關白に謁し時事を陳す

○七月四日佛光寺に於て藩主幸教に謁す

○七月六日再び二條關白に謁し大に時事を論す

○七月七日羽生致矯來訪し刺客警戒の事を勸む象山恬然たり(元甲日録)

○七月十日列藩有志の名を以て高辻錦小路等四五の公卿邸に投文
あり主として六月廿七日夜の象山の行動に就き會津藩竝に象山
を弾劾せるものなり

○七月十一日山階宮に伺候し歸途夕刻三條木屋町に於て害に遭ふ十三
日京都花園妙心寺内大法院に葬る法號清光院仁啓守心居士

○刺客に關しては『訂正補修忠正公勤王事蹟』に次の如き記事あり『長
州の方では何んでも幕府が鳳輦を彦根に移すさうであるが是は
佐久間修理が計畫したのであるとの評判があつたから彼奴を斬
り殺して了へといふ論が壯士の間に起つたそれで佐久間が西洋
馬具の馬に乗つて木屋町の三條上る所を通行する時松浦虎太郎
河上彦齋彦は玄の誤といふ二人の浪士が行つて斬り殺しました
長谷川鐵之助越後の人の日記を見ると長谷川と大樂源太郎が
佐久間を殺さうといふ志を起して久坂に相談をした處が久坂が
言ふにはお前達は別に用ゐる所があるからソナナ事の役目はせ

なくとも宜しい誰れか外の壯士に命ずるからと言つたといふことが書いてあります其内に今の松浦と河上とが行つて殺したものと見えます』又川上玄齋建碑事務所発行『河上玄齋』中に引用の松山守善記によれば『佐久間象山は幕府の密旨を受け屢山階中川兩宮を始め二條嵯峨の諸公卿に向つて開國論と公武合體説を勧誘し朝廷の討幕計畫をも阻止したりとの聞えがあつたので先生は之をきき大に憤り長藩の久坂義助と謀り因州の前田伊右衛門を誘ひ白晝木屋町に於て暗殺し直に斬奸狀を祇園社前に榜示した』と

○四月十八日島津久光退京す發するに臨み其の臣高崎兵部正をして細上布紙布縮各壹端を象山に贈らしめし事同日白井宛の書簡に見えたり又北澤正誠著年譜によれば久光の將に國に就かんとするや兵部をして象山に説かしめて曰く即今攘夷の説輦下に滿つ先生獨り之を奈何せんや若かず身を脱して藩に歸り時の來る

を待たんにはと先生肯せず云云

○大法院は藩祖眞田信之由緒の寺信之の孫女長姫千種大納言の簾中遺らる長姫此の金の中二千兩を寄進し大法院を建立すにて後幸貫にいたり特に歸依し院祿五十石を寄進せしことあり

○七月十四日

亡佐久間修理親類

佐久間修理此度被致切害候始末重々不應思召候に付御知行並屋敷地

共被召上之(藩日記)

明治三庚午年(二五三〇)

歿後七年

○二月廿二日

亡佐久間修理親類

山田兵衛罷出る

佐久間恪二郎去寅七月中尋之筋有之付御預申付置候處重御預中致脱走候條御藩法を不憚不屈至極之事候依之嚴重申付方有之處從朝廷被仰出之次第有之付出格之御寛典を以尋之義御流し脱走之罪被免候事

○二月廿三日

缺佐久間恪二郎

名代 和田 芳太郎
同道 山田 兵衛

亡父修理先年於京地被殺害家斷絶に及び候處先祖より數代奉仕之内には武藝出精之者も有之其上修理文武厚心懸殊に西洋砲術傳習未だ世間に稀なる時に當り獨り奮つて原書に就き研究し門弟共へ親切に致教授候より往々御用立候者共有之に至る其功勞不少々依之出格之寛典を以家名相建元高之内七拾石其適宜初五拾貳俵壹斗貳升五合差遣給人申付候事(藩口記)

明治廿二己丑年(二五四九)

歿後廿六年

○二月十一日正四位を贈らる

○此の贈位は特に思召より出でたるものなりと云ふ(信濃教育會長佐藤寅太郎氏談)

昭和六辛未年(二五九一)

歿後六十八年

○五月十六日象山神社の創立内務大臣より許可せらる

○社格は縣社社殿は出身地たる松代町に建設工事中なり

佐久間象山先生小傳

飯 島 忠 夫

象山ざうざん佐久間先生、姓は平氏、名は啓、字は子明、通稱は修理、象山は其の號なり。文化八年二月を以て、信濃國埴科郡松代城下なる浦町(今は有樂町と書す)の邸に生る。父を國善と曰ふ。通稱は一學、神溪と號す。母は荒井氏、名はまん。先生は其の長子なり。曾祖父名は國品、もと岩間氏、信濃長沼藩主佐久間氏の家臣なりしが、長沼没落の後、享保年間始めて松代藩主眞田信弘に仕へ、母家の苗字なる佐久間氏に改めて、平士に列し、初は祿百石を食みしが、祖父國正の時、故ありて五兩五人扶持となり、先生の中年に至りて、更に舊祿百石に復せり。

父國善豪傑の資あり、初め徂徠の學を修め、後に朱子の學に入り、易に精しく、劍術に達し、經世實用を以て其の志と爲せり。先生幼にして俊敏、人に屈するを屑とせず。六歳にして始めて學に就き、十四歳にして詩文を作ることに志し、十五

歳にして既に思を易學に潛む。時の藩主眞田幸貫は白河藩主松平定信の第二子にして、文政六年入りて眞田幸專の後を嗣ぎ、英明絶倫、能く乃父の衣鉢を傳へ、文武を奨勵して士風を刷新し、躬ら勤儉を以て臣下を率ゐ、藩政の施設盡く其の面目を改めたり。文政八年、先生年十五歳にして、始めて藩主に謁す。國老鎌原貫忠、桐山と號し、博學にして漢文を善くし、著書多し。先生十六歳の時、始めて桐山の門に入り、經書を學び、漢文を作り、又町田源左衛門に就きて和算を學ぶ。文政十一年十月、國善隱居し、先生其の後を承く。

天保元年、先生年二十、此の一年の間に作る所の漢文百篇に達せり。藩主學業勉勵を賞して銀三枚を賜ふ。此の年十月、先生生活文禪師を上田城外の居に訪ひ、之に就きて支那音及び琴を學ぶ。後屢馬に騎して之を訪ふ。活文はもと松代の人にして、嘗て長崎に遊學し、支那人と相交れり。冬、藩、更級郡力石村の農夫某を聘して、領内各地に心學の講話を行はしむ。先生國老恩田貫實に書を呈し、心學が多く佛教の旨を交へて儒學の眞意を誤るを論じ、之を止めんことを請ふ。先生が藩政に容喙せるは之を以て其の始と爲すべきか。後年其の著省譽録の

中に、「余年二十以後、乃知匹夫有繫一國」と言へるは、蓋し此等の事を指せるならん。先生初名は國忠、此の頃よりして啓と改めたるが如し。

天保二年三月、世子幸良の近習役として江戸の藩邸に勤務すべきことを命ぜらる。先生其の力を學業に専らにせんが爲に、之を固辭して許さる。三年三月、藩に於て諸士の劍術を檢閲するの事あり。父國善が提出せる門弟名簿、違式の點ありて改寫を命ぜられしに、先生固執して命を奉せず。先生之によりて閉門を命ぜられ、國善も亦謹慎を命ぜらる。八月、國善病篤し。故を以て謹慎閉門皆赦さる。同月二十日、國善歿す。年七十七。先生喪に居りて禮を盡し、四隣感動せりといふ。翌四年夏、易を讀むこと數十日、清人毛奇齡の春秋占筮書に本づきて一書を著し、名づけて春秋占筮書補正と曰ふ。此の書今亡佚せりと雖も、其の自序の文尙存す。之によりて此の頃に於ける先生の學問が未だ程朱を宗とするものにあらざるを察するに足れり。秋、長野豊山松代に聘せられ、國老河原綱徳の宅に於て、孟子を講ず。先生其の浩然之氣の章に於ける「吾」我二字の區別を説くを傳聞して慊らず、長篇の漢文を草して之を論駁す。豊山留ること百餘日

にして松代を去れり。豊山は夙に天下に其の名を知られし老儒なり。しかも先生が雄偉の氣魄と、其の學問に於ける自信とは、既に此の老儒を眼中に置かざりしなり。先生が世俗に伍して武士の常務に其の終身を捧ぐるを屑させず、専ら學業を大成して天下に雄飛せんとするの志は、確乎として此の間に樹立せられたりしを想ふべし。

天保四年十一月、藩に請うて江戸に遊學す。松代藩士が文學研究の爲に遊學を許されたるは先生より生まれり。先生江戸に至りて、林家の門に入り、學頭佐藤一齋に就きて學び、専ら力を作文に傾注す。一齋は王陽明の學を好み、先生は朱子の學に傾く。朱子は天地萬物の理を窮むるを目的とし、王陽明は自己の心中に固有する良知を發揮するを目的とす。先生の學は初め必ずしも朱子に従はず、其の朱子學を標榜せるは江戸遊學以後に始まると雖も、其の幼時より易を好み、天地萬物の理を窮むるを喜びたりしは、自ら朱子學に傾くべき素地を爲せりといふべし。是の故に先生は、經學に關しては一齋に従ふことを肯せざりしなり。先生が後年に及びて作れる「題一齋先生遺墨」の一篇は、よく先生の主張を

明にせるものなり。

余少時師事一齋先生。灑掃門牆兩歲。頗承愛育。嘗聞作文之訣。余於言下釋然。自是如平地得路。了無凝滯。雖未足以追蹤於古作者。而陳意記事。受用有餘。實先生之賜也。但先生主張王學。不好窮理。余則專承當程朱之規。以窮天地萬物之理。爲斯學起手。漢人所未窮知。則以歐羅巴之說補之。是則所以不能與先生不異者也。因觀先生之書。偶然及之。

此の文中、漢人所未窮知。則以歐羅巴之說補之。とあるは、先生が後年洋學を始めた時、其の態度を明にせるものにして、一齋の塾に在りし時の事にはあらずと雖も、之によりても、先生の朱子學に従へる動機が自然界の理法の研究を重んずるにありしを察するを得べし。しかも先生が、此の留學中に於て、渡邊崋山と親交ありしに徴すれば、洋學に對する理解も殆ど既に此の間に成立したりしなるべし。

天保五年、梁川星巖京都より江戸に來りて神田阿玉ヶ池に卜居し、玉池吟社を起す。先生始めて星巖と交り、其の紹介によりて、麾下の士仁木三岳に就き、琴を

學ぶ。先生江戸に在ること二年にして、六年十二月、藩より御城附月竝講釋助を命せられ、七年正月、歸藩す。先生が象山と號したるは此の歸藩の後なるが如し。先生の邸に近き所に丘陵あり。竹山と名づく。其の麓に明僧木庵の開基せる黄檗宗の寺あり。象山恵明寺と稱す。先生此の寺の山號に因りて直に山の名とし、取りて以て己が號となせり。これより以前には、初に養性齋と號し、次で滄浪と改め、其の間また清虛觀道士、觀水道者とも稱し、又象山の號に竝べては懷貞亭長とも稱したり。

先生歸藩の年天下の大饑饉に會し、米價暴騰して人民大に艱む。先生賑救の策を建言し、更に藩の用達八田嘉右衛門に勸めて、藩命を受けて賑恤を行はしむ。其の一日給する所二千餘人に及び、窮民歡呼せり。翌天保八年二月、大鹽平八郎窮民賑恤の事に因りて亂を大阪に起す。平八郎は陽明學者の巨擘なり。先生是に於て大に感ずる所あり。四月、一齋塾に在りし時の同門の先輩にして共に朱子學を奉じたりし山城淀藩の儒臣本多伯楨に書を與へて、大鹽が亂は畢竟自己の心のみを重しとして天地萬物の窮理を輕んずる陽明學の弊害に外ならざ

るを痛論し、天下の學術を正して程朱の學に統一せしめざるべからざるを主張せり。五月、學政意見書を藩主に上り、大に學政を振興して程朱の正學に本づきて藩の子弟を教育し、有爲の人材を養成すべきを論せしが、用ひられず。

天保九年閏四月、藩の内用を帯びて越後の各地を歴遊し、五月末日松代に歸る。先生學政振興の容易に行はれず、且つ天下の學術を正さんとするには一藩の中に跼蹐すべきにあらざるを以て、前年以來屢、再び江戸に遊學せんことを請ひ、終に此の年十一月に至りて其の許可を得、月次講釋を免せらる。十一月十一日、通稱啓之助を改めて修理とす。又此の頃に於て字子迪を改めて子明となししが、後數年間はなほ兩者を混用せり。此の月、琴錄十篇三冊を撰す。先生は前に活文、三岳を師として琴を學び、今又此の著書あり。先生が琴に關する趣味と造詣とは頗る大なるものありしが如し。

天保十年先生年二十九、宿志始めて達し、二月十二日、再び江戸遊學の途に上る。上田に滞在すること三日、活文を訪ひ、又諸友と正學復興を談す。十九日江戸に著す。此の時に作られたる東遊紀行と題する長篇の詩は以て先生が正學復興

の抱負を窺ふに足るべし。先生江戸に抵り、神田の阿玉ヶ池に塾を開きて生徒に教授し、名づけて象山書院といふ。傍に五柳樹あるによつて又五柳精舎と稱す。其の居は梁川星巖と相隣す。先生程朱の正學を復興するを以て獨り自ら任じ、眼中殆ど江戸の儒者無し。象山書院學約の中に曰く、

凡在此中者、以聖賢之學爲志。除去世俗浮華之習。讀書務以小學爲先。次四書。次五經。以及周程張邵朱諸子之書。務在循序致精。毋得鹵莽躐等。非理無益之書。不許妄看。

立志卑陋。以聖賢之事爲不可爲。舍其良心。甘自暴自棄。唯以工文詞博記誦爲能。存心欺妄。不知爲己之學。好爲大言。互相標榜。修飾外貌。專務虛名。營營一生。枉爲小人者。世間比比有之。諸生可以自訟。

蓋し先生は詩文に巧なるを貴ばず、博覽を重んぜず、只管程朱の學によりて道德を磨礪するを以て主となす。又特に邵康節の學を貴び、天地萬物の理を窮むるには、先づ此の學より入るべしとなし、邵康節先生文集を編纂し、自ら序を作る。其の中に曰く、

余未見昧於物理、而周於人倫日用者也。

其の周張程朱の四子に加ふるに、邵子を以てしたるは之が爲なり。邵子の學は易に本づき、朱子の易學は邵子の説を傳ふ。而して當時の學者特に邵子を説く者なし。之によりて先生の學風が當時の儒流間に一種の異彩を放てるものなるを知るべし。此の年闇齋學派の老儒若狹の小濱藩の人山口菅山と靈魂の有無に關する論争を爲す。先生は之を有りとし、菅山は之を無しとす。論文前後三篇あり。蓋し先生自ら持すること極めて高く、從來の程朱の學に更に一新生面を開きて、天下の學風を一變せんことを期せしなり。先生が三十以後、乃知有繫天下、といへるは、正に之を指せり。

天保十二年(一)に曰く十一年(夏)富士山を望むの賦を作り、望岳賦と題し、竊に其の抱負を寓す。一齋之を評して、古今人の望岳の諸作中、最も富瞻にして力量ある者となせり。此の年、藩より四書の音訓を正して出版することを命せられ、其の閒定府を命せらる。定府とは江戸に永住して藩邸に勤務することなり。六月十三日、藩主眞田幸貫幕府の老中となる。九月、先生藩邸の學問所頭取を命せ

らる。先生が藩命によりて著せる書を四書經註旁釋といふ。今は僅に大學の部を存するのみ、他は佚して傳はらず。十月、幕府の新政が、武事の獎勵に傾きて、文學を疎外するを慨し、藩主に上書し、文武偏廢すべからざるを論ず。

松代藩主眞田幸貫が徳川齊昭の推舉によりて大老水野忠邦の下に老中となり、幕政の一新に盡力せし時は、恰も東洋の形勢の一轉せんとする重大時機に會せり。何ぞや。所謂鴉片戦争是なり。天保十一年、支那が鴉片の輸入禁止の事によりて英國と戦端を開きし以來、支那は頻に利を失ひ、英國の軍艦は終に揚子江を溯りて、南京を陥れんとするに至れり。これ東洋の大國支那が歐洲諸國に脅かされたる初にして、此の戦争は天保十三年に至りて終を告げ、其の結果は香港の割讓となり、上海、厦門、福州、寧波の開港となり、東洋に於ける英國の勢力は茲に始めて鞏固なる基礎を樹立するに至れるなり。されば我日本も亦新に大なる脅威を感せざる能はず。幸貫は恰もかかる時勢に際して特に海防事務を管するの任に當り、乃ち先生を擢んで顧問となし、旨を諭して、歐洲諸國の事情を研究し、之に本づきて外國防禦の策を講せしむ。鴉片戦争は東洋の形勢を一轉

せしむると共に、また先生の生涯に於ける一大轉回の機會を爲せり。然も幸貫が老中として海防事務を管することなかりしならば、先生の一生の事業も亦果して如何なる形を取りしや知るべからず。先生が後年に於て我が師は眞田幸貫公なりと言へるは正に此の間の消息を示すものなり。先生が三十以後天下を以て己が任となすの抱負は此の際に至りて益、其の大を加へたるを想ふべし。時に伊豆韮山の代官江川英龍(坦庵)幕府の命によりて江戸に來り、高島流の砲術を傳ふ。十三年九月七日、先生其の門に入りて學ぶ。次で同藩の士金兒伯温等四十人もまた藩命によりて其の門に入れり。十一月、海防八策を詳論して藩主に上る。八策とは即ち次に記すがごとし。

其一、諸國海岸要害之所、嚴重に砲臺を築き、平常大砲を備へ置き、緩急の事に應じ候様仕度候事。

其二、阿蘭陀交易に銅を被差遣候事、暫く御停止に相成、右の銅を以て、西洋製に倣ひ、數百千門の大砲を鑄立、諸方に御分配有之度候事。

其三、西洋の製に倣ひ、堅固の大船を作り、江戸御廻米に難破船無之様仕度候

事。

其四、海運御取締の義、御人選を以被仰付、異國人と通商は勿論、海上萬端の奸猾、嚴敷御糾し有御座度候事。

其五、洋製に倣ひ、船艦を造り、専ら水軍の驅引を習はせ申度候事。

其六、邊鄙の浦々里々に至り候迄、學校を興し、教化を盛に仕、愚夫愚婦迄も、忠孝節義を辨へ候様仕度候事。

其七、御賞罰彌明に、御威恩益顯れ、民心愈固結仕候様仕度候事。

其八、貢士の法起し申度候事。

就中、尤も急務とする所は、大砲を鑄造すること、軍艦を造り海軍を習ふこととの二事に在るを痛論せり。此の如き時代に於て、此の如き建言を爲せるは、天下廣しと雖も、實に先生を以て其の嚆矢と爲さざるべからず。先生此の頃上田藩の友人加藤氷谷に送りたる書に、

談兵も講學家の一端にて、本より儒術中の事に御座候。迺も入りて相となり出でて將となるの規模無之候ては、正學も畢竟無用に屬し申候。

と言へり。先生は、時務を論じ兵法を談ずる事を以て、其の積年主張せる正學と矛盾するものにあらざるを辨明せるなり。先生の事を爲すや、必ず其の理由を辨す。西洋の事情を研究するは、先生に取りて、決して朱子學と相容れざるものにはあらざりしなり。十二月二十八日、先生學問所頭取を辭し、翌十四年正月葦山に赴き、江川英龍に就きて西洋砲術を學び、二月に至り免許を得て江戸に歸る。又葦山滯在中藩主の内命によりて伊豆の沿岸を視察せり。四月母の病篤しと聞き、急遽松代に赴く。母已に頽齡六十九歳なりしも、先生到りし時、幸にして癒えたり。先生滯在一月にして再び江戸に歸る。

此の年十月七日、郡中横目役を命せられ、十二月二十日、舊祿百石に復せらる。然も先生藩に歸るを好まず、洋學を興して藩國の物産を開發するの必要を論じ、尙之が爲に自ら江戸に留りて研究する所あらんとし、是に於て、十二月松代に赴き、當路者の承諾を得て、直ちに復た江戸に歸る。翌弘化元年春、藩に請ひて和蘭の百科全書シヨメール十六冊を購入す。代金四十兩なり。シヨメールの中、天文、博物、物理、化學、生理、醫學、食物、工藝等に關する部分は文化八年以來天保弘化の

頃までに互つて幕府の翻譯局に於て連續して翻譯せられ、厚生新編と名づけられたるものなり。此の年五月十三日眞田幸貫老中を辭す。六月二十一日蘭學者坪井信道の塾生たりし黒川良庵を招きて自宅に寓居せしめ、漢學と蘭學との交換教授を始む。良庵は加賀金澤の人にして、蘭學に精通せり。此の日より口授を受けたるは、カステレーンの著書中にて土壤の性質を説ける部分なり。此の頃の先生の詩に曰く、

壯歲貴苦學。博涉宜無常。旁執西洋書。日日課數章。太易本無體。至神豈有方。新舊互相發。斯理生輝光。心解眞決河。沛然誰禦防。惜無宋明賢。與共此學場。
漢士與歐羅。於我俱殊域。皇國崇神教。取善自補翊。彼美固可參。其瑕何須匿。王道無偏黨。平平歸有極。咄哉陋儒子。無乃懷大惑。

これ蓋し後年先生が佐藤一齋の遺墨に題したる文の中に、漢人所未窮知。則以歐羅巴之說補之。と言へるものと、其の意相同じ。先生が學問の規模の廣大なるや、宇宙間の眞理を説くものをば、支那と西洋とに論なく、盡く採りて之を我が國に用ふべしと爲して憚らず。先生が如何に天地萬物の眞理を窮むるに熱心なり

しかを見るべし。先生の議論よりすれば、西洋の科學も亦朱子學と矛盾するものにはあらざりしなり。先生が幼時より俊敏にして學を好み、人に屈するを屑とせざりし氣質は、終に先生をして洋學に進ましむるに至れり。此の年秋冬の交、先生松代に赴き、郡中横目役として下高井郡沓野村に出張し、其の傍、沓野山中の調査を行ひて興利に關する意見書を呈し、十一月十三日に至り、佐野、湯田中、沓野三村利用掛を命ぜられ、十二月三日復た江戸に歸る。

十二月九日より復た黒川良庵に就きて和蘭の文法書を學ぶ。これより刻苦精勵すること六十餘日、弘化二年二月中旬に至りて文法書兩卷の業を卒ふ。先生年正に三十五歳なり。此の月良庵歸郷せしを以て、それより専ら坪井信道、杉田成卿に就きて質疑す。三月チールケの兵學の書を得て之を讀み、六月またカルテンの砲術の書天保十四年に成れる杉田成卿等の譯ありて、海上砲術全書と稱す。安政元年越前大野藩より出版せらるるを得て之を讀む。是によりて江川坦庵等が從來傳ふる所の甚だ淺薄なるを感じ、更に幕臣下曾根金三郎、三河の田原藩士村上貞平等に就きて砲術を問ひしが満足を得ず、益、原書に就きて研究す

るの必要を痛感したり。此の頃又硝子の製作に没頭し、藩地より礬石を取寄せて之を試みたり。先生が西洋醫術を研究したるもまた此の間に始まりしが如し。夏梁川星巖江戸を去りて京都に歸るを以て、序を作りて之を送る。序中に記する所によれば、星巖の去りたるは、一朝外國と事起りて、敵艦房相の海上を脅さば、東海の海運杜絶して、江戸の住民忽ち饑餓に陥らんことを恐れたるなりといふ。亦以て時代の風氣を察すべし。

此の年先生屢歸藩を迫らるれども應せず、努めて洋書を涉獵し、翌年閏五月に至りて漸く歸る。浦町の舊宅住居に勝へざるの故を以て請ふ所あり、藩が他藩の使者の爲に備へたる旅舎「御使者屋」と稱するものを借りて之に居る。先生養豚の利を察し、此の時江戸より數頭を携へ歸りて之を飼ふ。又人參、甘草等の栽培を奨勵し、石灰を焼き、硝石を製し、葡萄酒を醸造す。

此の年正月、藩砲學局を開き、佐久間國達を鐵砲奉行に任ず。國達は田原藩士村上貞平に砲術を學べる人なり。金兒伯溫、忠兵衛は天保十三年葦山に赴きて江川に學びし藩士中の傑出者にして、此の年閏五月より高島流砲術の門戸を張

り、同藩の士に教ふ。翌四年三月二十四日、信濃の地大に震ひ、松代藩領内の災害甚大にして、これより藩の財政頗る紊る。六月藩五十斤砲を鑄るの議あり。先生其の不可を論じ、ベウセルの言を引きて、山地に用ふるには小砲の卻つて有利なるを建言す。是よりして先生頻に江川流を駁し、金兒と論争す。十月山寺信龍（源大夫、常山と號す）鐵砲奉行助となる。信龍は先生に長ずること三歳、學を好み、文を善くし、吏才に長じ、素より先生と親交あり。十二月、先生郡中横目役を免せらる。先生此の年始めて顏真卿の筆蹟を學び、晩年に至るまで之を究め、造詣すること頗る大なり。

翌嘉永元年、先生前年の末より藩命を奉じ、ベウセルの書に據り、且つブランドトの書を參考して、三斤地砲（ドントカノン）一門、十二拵人砲（ドイム、ホウイッスル）二門、十三拵天砲（ホルチール）三門を鑄て、松代の西郊道島に於て屢之を試射す。これ邦人が洋式に照して砲を鑄るの初なり。先生此の時より始めて砲術を子弟に教授す。

五月、同藩の士村上英俊に勸めて、佛文を讀ましむ。是より先、英俊蘭學に従事すること久しかりしが、此の年始めて化學に志し、先生を介して川本幸民が藏す

るごころのベルセリウッス化學書を借らんごす。先生曰く、余近日吾が公に請ひて佛文化學書數種を購へり、子益ぞ之を讀まざること。英俊感奮し、佛蘭對譯辭書を用ひて、刻苦して之を讀む。これ邦人が佛文を讀むの初なり。先生が後進を奨励すること概ね此の如し。英俊終に我が國佛蘭西學の泰斗となれり。

弘化元年以來、先生佐野湯田中、沓野三村利用掛となり、屢其の地に赴き、西洋の學術を應用して之を開發せんごす。此の年六月九日、また沓野に赴き、岩菅山に登り、魚野川の上流に於て銀亞鉛等の諸礦石を發見す。七月七日、松代に歸り、開礦のことを建言す。八月十日、鑛山採掘の事其の他に關する誤解によりて、沓野の民蜂起す。先生往きて之を鎮す。然るに開礦のことまた行はれず。

此の年十一月、先生藩の有司に説くに、蘭人ドーフが長崎の通詞と協力して和譯せるハルマの辭書を增補訂正して、之を増訂和蘭語彙と名づけ、藩の藏版となして廣く之を頒布し、從來寫本を以て行はれたる不便を救ひ、且つ之によりて洋學の進歩に貢獻せんことを以てす。翌二年二月、更に國老に其の意を陳せしが、採用せられず。五月、松代城南開善寺馬場に於て三斤人砲ホワイッスルを演ず。此の時先生

が砲術の門弟たりしもの十四人あり。皆同藩の士なり。此の月、先生更に藩主に上言し、自ら增訂和蘭語彙を出版することとして之に要する資金を貸與せられんことを歎願す。七月、許可を得、百石の知行を抵當として、藩財一千二百兩を借り、十月、更に江戸に赴き、數多の辭書を購入して、增訂に従事し、其の第一卷を淨寫して、之を幕府に提出し、出版の許可を請ふ。此の間、又力を盡して砲術兵學戰法築城等に關する蘭書を購ふ。中に千八百十五年の歩兵訓練書あり。先生其の式に依り、之を西洋眞傳と稱し、藩の子弟に教授す。此の時先生深川の藩邸に於て試みに砲臺を築く。此の時よりして諸藩の士往來り學ぶものあり。紀伊田邊藩の柏木義武は其の著しきものなり。十二月、又歸藩す。此の年、牛痘を種うるの術始めて傳來す。先生鍋島侯より得たる痘種を携へ歸り、其の術を知人の間に施す。信州に於て種痘を行へるは、蓋し先生を以て嚆矢となすべし。

嘉永三年、先生四十歳。二月、松代城南花水澤ホルチルに於て、天砲を演じ、三月、又江戸に出で、老中阿部正弘に上書し、早く辭書出版の許可を得んことを請ふ。然るに、四月に至り、出版終に許可せられず。前年以來、幕府に於ては、蘭學抑壓の政策を行

ひたれば、此の結果を招けることは、蓋し免れ難き運命なりしならん。先生天下の爲に早く西洋の學術を普及せしめんとし、自ら刻苦して蘭學を修めてより、茲に七年となれり。而して事屢其の志と違ひ、懊惱禁ずる能はず。不許可の命ありしより、同月三日、江戸を去りて鎌倉に遊び、沿道の砲臺を視察して、其の實用に適せざるを慨し、十二日、邊防意見を書して、幕府に上らんとせしが、藩主其の忌諱に觸れんことを恐れて、命じて之を止めしむ。四月二十七日、側繪師三村養實晴山と號すを介して、竊に衷情を藩主に訴へ、辭書出版費を借るが爲に抵當としたる領地を提供して、藩士の籍を離脱し、砲術等によりて其の身を立て、若し諸侯より招聘せらるることあらば、自由に之に應ずるの許諾を得んとす。蓋し此の時、先生天下の士を以て自ら任じ、一藩の中に踞踏するを屑とせず、事に激して往往其の慷慨の氣を露はすなり。幸貫先生の才を憐みて、深く之を咎めず、又其の請を許さずして、暫く藩士としての勤務に服することなく、江戸に居住して砲學の門戸を張ることを默認す。後年幸貫の歿せし時、先生の記したる文(先公手澤太宰府都府樓瓦硯記)の中に、

先公嘗謂三村養實曰。修理雖多疵瑕。亦英雄也。臣聞之。感激流涕。以謂其多疵瑕者。臣之實也。而英雄之稱。臣何敢當。然以先公之明。而日以英雄。其爲光榮。果如何哉。固亦知千百其身。尙不足以報其萬一也。

と言へるは、恐らくは此の時の事に關するならん。先生が畢生の事業は實に賢君幸貫の知遇に本づけるものと謂ふべきなり。

先生和蘭語彙出版の頓挫に遭ひて、六月一たび歸藩し、七月五日、復た江戸に出て、西洋眞傳砲學の門戸を張る。幕臣勝安芳、伊豫大洲藩士武田斐三郎、會津藩士山本覺馬、其他諸藩の士陸續として其の門に入る。八月三日、舊師下曾根金三郎の囑に應じ、其の門下に焮砲使用法を授けんが爲に、門人數人を伴ひて浦賀に赴く。是より先、六月歸藩の際、友人宮下主鈴に書して贈りたる詩に曰く、

春陵(周惇頤のこと)說太極。五材誤其圖。婺源(朱熹のこと)對屈問。暗中手相摹。西儒尙實測。早

已破虛誣。茫茫覆載閒。萬理轉煥乎。我亦同此地。何爲僻一隅。宜會東西言。以作一家書。學弊入骨髓。聞見養空疎。世間少人傑。誰從余所知。

と。これ即ち先生がゾンメル(Zorn)の宇宙記を讀みて作れる十首中の一なり。先生

が東西兩洋の學理を綜合して一家の學說を建設せんとするの志は、蓋し此の頃に於て定められたるなり。先生此の年正に四十歳、先生が四十以後乃知有繫五世界^ニと言へるは、茲に始まるを知るべきなり。冬十二月、先生松代に還る。此の時雜感六首あり、亦先生當年の抱負の在る所を知るべし。

海水環回祥氣浮。龍蟠虎踞帝王州。何時習服西人志。貢獻象駝交馬牛。

自非心服難防奸。英吉佛朗原傲頑。苦憶漢家王佐相。當年籌策盡征蠻。

東邊拓地三千里。曾效荷蘭設學科。吾邦空說英雄跡。百歲無人似伯多。

火輪截浪疾飛鷹。彼土近來多異能。此去浹旬到龍動。古人今起應疑冰。

生來曾慕萬夫雄。慷慨時時氣吐虹。吾手非無一尺筆。奈何爲國管羌戎。

聖賢有作順風氣。不敢後天存結繩。底事世間村學究。東方日出尙燃燈。

嘉永四年正月、先生が砲學の名聲漸く天下に高きを以て、藩主特に江戸住居の許可を與ふ。二月より三月に互りて、五十斤石（ホンデン、スナイ、セルヂル）天砲を屢松代城西の生萱村に演ず。他藩の門人の從ひ來るもの數人あり。當時、此の種の大砲は、松代藩の他には、浦賀の平根山砲臺に一門ありしのみ。先生の得意想ふべきなり。四月上

旬、母を伴ひて江戸に移る。五月、三村利用掛を免せらる。此の月木挽町五丁目に卜居す。此の年長岡藩士小林虎三郎、長州藩士吉田寅次郎（松陰）等入門す。先生の門生を教ふるや、必ず經學と砲術とを兼修せしむ。松陰の言によれば、先生は松陰に對して論語を熟讀すべきことを勧めたりといふ。先生が東西の言を會して一家の書を成さんとするの志は、此の教授法の上にも顯れたり。先生の言に、東洋道德、西洋藝術、精粗不遺。表裏兼該。因以澤民物。報國恩。とあるは、即ち是なり。先生が東西の學術を兼修するは、單に之を竝立せしめんとするものにあらず、蓋し少年の時より深く造詣せる易の理論と後に修めたる西洋の科學の理論とを融合して、之を一に歸せしめんとするにあり。東洋道德とは即ち主として易經を指し、西洋藝術とは即ち科學を指せり。當時東西の學術に對して此の如き卓拔なる識見を有せるものは、先生を措きて他に其の人有るを見ず。此の頃よりして先生始めて大星の別名を用ふ。此の年十月に至り、砲學の理論を易の睽卦に融合して、礲卦一篇を著す。先生が東西の言を會するの志は、茲に始めて其の緒を開けり。

是より先、六月、藩主眞田幸貫病歿す。年六十二。先生命を受けて、墓誌銘を撰す。十二月、勝安芳の妹順子を娶る。

此の年夏和蘭國王よりの密告書幕府に達す。曰く、明年米國必ず軍艦を率ゐりて開港を請ふべく、之に應ぜずんば必ず戦争を免れざるべしと。九月、川路聖謨幕府の海防掛となる。先生之と親交あること久し。乃ち三年四月の邊防意見を出して之に示す。聖謨之を讀みて愕然たりしが、未だ甚しくは之を信ぜず。翌年米艦來航の事あるに及び、始めて其の先見に服せりといふ。先生前年以來諸藩の依頼を受けて大砲を鑄、又砲架を製す。十二月、其の著礮學圖編の刻成る。此の年又スチールチースの陸上砲術書を讀み、之によりて六斤地砲ポンドカノン十二擲人砲ドイムホウイスルを鑄、六年春之を大森に演ず。邦人の山砲を鑄るは此に始まり。

先生の礮卦を著すや、幕府の昌平學に提出して刊行の許可を得んとせしが、許されず。先生の新學は蓋し偏狹なる儒者の忌む所となりしなり。先生が門人小林虎三郎の歸郷に際して之に與へたる文は、此の頃に於ける先生の鬱勃たる不平を寓せるものなるべし。

宇宙閒實理無二。斯理所在。天地不能異此。鬼神不能異此。百世聖人不能異此。近年西洋所發明。許多學術。要皆實理。祇足以資吾聖學。而世之儒者。皆凡夫庸人。不知窮理。視爲別物。不啻不好。動比之寇讐。宜乎。彼之所知莫之知。彼之所能莫之能。蒙蔽深固。永守孩童之見。此輩惟可哀感。不足以爲商較。大丈夫當集大塊所有之學。以立大塊所無之言。小林炳文從予游。而說吾言者也。於其歸省。書以贈之。

先生が砲學を以て江戸に鳴りしより、未だ二年ならざるに、藩の當路者の交迭あり、眞田貫道、長谷川昭道等、新に政に任じ、藩政の方針亦改まりて、興利の事業を停止し、嚴重なる儉約令を布くに會し、次ぎて先生に對して特に眷顧を垂れたる藩主幸貫病歿し、嫡孫幸教封を襲ぎしも、年尙少にして世情に疎く、先生と藩との間漸く疎隔を生ず。嘉永六年五月、藩城火を失し、藩益多事なり。此の月先生詩を作りて曰く、

火輪横恣轉江流。非是君臣愒日秋。忠義要張神國武。功名欲伐虜人謀。東圻起堵曾陳策。南島賒船盍有猷。兵事未聞巧之久。何人速解燕眉憂。

と。先生屢伐謀の語を用ふ。これ孫子が「上兵伐謀」と言へるに本づく。伐謀と

は敵の謀とする所を取りて我が謀とし敵をして我が隙に乗すること能はざらしむるものにして、先生は西人の謀が科學の應用にあるを認め、我が國もまた早く科學を用ひて國力を強盛ならしむべしと主張するなり。既にして六月三日に及び、米國水師提督ペルリ軍艦四艘を率ゐて浦賀に来る。幕府の狼狽其の極に達す。先生報を聞き、四日拂曉、直に藩邸に至りて藩主に建議し、視察の命を受けて浦賀に赴き、六日夜、江戸に歸還し、是より藩邸に在りて武備を整へ、九日、藩の軍議役となり、御殿山警備志願の事に奔走し、併せて藩地より出兵せしむる事を畫す。此の日、ペルリ浦賀に於て國書を提出し、明年の再來を約して、十二日退去せり。十八日、藩地の當路者鎌原貫唯、長谷川昭道等江戸に来り、先生の擧を以て徒に藩を騷擾せしめたるものとなし、終に藩主に上言し、先生の軍議役を免じ、七月五日、江戸住居の許可を取消し、直に藩地に歸らしむ。

米艦の來りしより、徳川齊昭、新に幕政に參し、閣老阿部正弘、勘定奉行川路聖謨等と志を合せて、海防の充實に努む。先生が此の時勢に當つて故山に退かんとするは、幕府の惜む所なり。阿部閣老乃ち藩主に交渉して、先生を江戸に留まら

しむ。先生是に於て川路聖謨を介して阿部閣老に上書し、急務十條を陳す。其の一は、人を外國に派遣して軍艦を購ひ、併せて形勢を探知せしむること、其の二は、新に江戸城下の東方に砲臺二個所を築き、且つ相房二州の砲臺を改正すること、其の三は、志氣の精銳にして筋骨の強壯なる者を選び、大砲隊を編成すること、其の四は、慶安年間所定の軍制を改正すること、其の五は、新に砲政を定め、廣く砲田を開くこと、其の六は、將材を選ぶべきこと、其の七は、其の短を捨てて其の長を用ひ、其の名に循はずして其の實を講ずること、其の八は、紀綱を正し、志氣を振ふこと、其の九は、大小銃を演習して年中間斷なからしむること、其の十は、諸藩海防の兵士を編成するに聯事の法を以てすべきこと、是なり。しかも其の言用ひられず。九月、露艦長崎に来る。先生益、外國の事情を探索するの急務を痛感し、竊に門人吉田松陰に勸め、漂流に託して外國に赴かしむ。松陰慨然として志を決す。先生之を察し、詩を作りて其の行を送る。

之子有靈骨。久厭整薨羣。振衣萬里道。心事未語人。雖則未語人。忖度或有因。送行出郭門。孤鶴橫秋旻。環海何茫茫。五洲自成鄰。周流究形勢。一見超百聞。智者貴投

機。歸來須及辰。不立非常功。身後誰能寶。

松陰長崎に赴けば、露艦既に去りて、其の志を果すを得ざりき。

此の時に當り、藩中兩黨を生じて漸く相軋る。而して先生も亦此の事に關與す。十月、藩に當路者の交迭あり。恩田貫實、山寺常山等復た政に任ず。十一月、先生藩の學校督學となる。先生が藩に於ける多年の鬱屈是に至りて始めて伸ぶ。

翌安政元年先生年四十四、これを先生の一生に於ける最も重大なる時期となす。此の年正月十五日、ベルリ再び軍艦を率ゐて來り、横濱に泊す。松代小倉の二藩、横濱警衛の命を蒙る。先生藩の軍議役となり、國老望月貫恕と共に、藩兵を督して横濱に赴く。三月三日、米國との間に和親條約締結せられ、次で此の月下旬に及びて、米艦退去するを以て復び江戸に歸れり。

先生の横濱に在るや、幕府の外國に對する態度の卑屈なるを慨歎す。既にして下田開港の議略ぼ決すと聞きて、以爲へらく、下田は僻遠にして、且つ天城日金の險あるを以て、一旦緩急あるに當りては、直に之に應じ難し、寧ろ横濱を開くの

上策なるに如かずと。乃ち二月二十一日、直に江戸に馳せて、之を幕府の當路者に説き、又水戸侯を動かさんとして、其の夜藤田東湖を訪ふ。東湖は先生が最初の遊學の時に既に友誼を結びし人にして、また先生の説を賛成したれども、事既に決するの後なるを以て、如何ともすべからず。門人小林虎三郎もまた先生の指示を受けて、其の藩主長岡侯に上書せしが、卻つて之によりて罪を得て國に歸れり。

米艦の横濱を去りて下田に泊するに當り、三月二十七日の夜、吉田松陰前年よりの渡航の志を遂げんとして、竊に米艦に投せんとせしが、ベルリ其の國禁を破るの舉なるを以て應せず、之を幕吏に付す。松陰が此の時米人に贈りたる漢文の書簡は先生の添刪を経たるものなりしを以て、先生も亦之によりて罪を得て、四月六日、江戸傳馬町の獄に繋がる。先生が憂國の至情逆る所、二人の高弟と共に、卻つて此の蹉跎を見るに至れり。歎するに勝ふべけんや。

先生獄に在ること半歲、外國の事情を探索するが國家の急務なる所以を論辯して、容易に其の罪に服せず、其の間に成る所の詩歌文章は後此の年冬、之を輯め

て一巻となし、名づけて省誓録といふ。先生が人物と識見と純情とを觀るべきもの、此の書を以て第一とす。九月十八日判決あり、藩地に蟄居することを命せらる。松陰先生と俱に傳馬町の獄に繋がれ、此の日亦同様の處分を受く。先生直に松代に護送せられ、十月三日歸著す。次ぎて母氏も亦歸り、重病に臥すこと一月にして漸く癒ゆ。母氏此の時年正に八十、先生の心痛果して如何ばかりなりしならん。

先生の松代に歸るや、故宅既に荒廢するを以て、國老望月貫恕の別墅を借りて之に住し、自ら之に匾して聚遠樓と曰ふ。樓は城南の御安町に在り。境幽にして庭廣く、四時の眺望俱に住なり。先生之を樂しみ、纔に其の悶を遣る。然も慷慨の氣憂國の念は未だ嘗て少しも挫けざるなり。十一月、藩に品川第六砲臺警衛の命下る。此の砲臺は嘉永六年に於て江川英龍の築けるものなり。先生の宿論は其の築造法を以て海岸防禦の法式に叶はざるものとなせり。仍て藩老恩田貫實に書を送りて、本年四月川路聖謨に提出したる品川砲臺に關する意見書、前年秋、川路の手を経て阿部閣老に提出したる急務十事、及び本年獄中より上

書せんとしたる腹稿を添へ、品川第六砲臺の警衛を陸地の警衛に交換せんことを請ふの策を勸む。貫實終に之を用ひざりき。

安政二年は先生蟄居の第二年なり。春、去年十二月二十三日に下されたる海内寺院の梵鐘佛具を鎔して大砲を鑄るべしとの詔勅を拜し、先生が海防八策の一の始めて採用せられたるを悦び、感激禁せず、左の詩を作る。

一 跌歸休深鎖門、不那憂國寸心存。但欣天詔在今日、有契當年狂妄言。

朝家預備未嚴森、孤憤空嗟歲月侵。若使先公久其位、不須今日勞宸襟。

八月、吉田松陰遙に其の著幽囚錄を送りて閱を乞ふ。これ先生と別れし時の約を履みて江戸獄中にて作る所の文章を輯録したるものなり。乃ち評語を加へて之を返す。此の頃又西洋數學の研究に従事す。其の理由は砲學兵術皆數學に根基するを以てなり。先生は數學を呼ぶに詳證術なる語を用ひたり。省誓録の中に、

詳證術、萬學之基本也。泰西發明此術、兵略亦大進。復然與往時別。所謂下學而上達也。孫子兵法、度量數稱勝。亦其術也。然漢與我、有孫子以來、莫不誦習而講說、而

其兵法依然如舊、不得與泰西比肩。是無他、坐於無下學之功也。今真欲修飭武備、非先興此學科不可。

と言へるによつても、先生が如何に數學を重要視して之が研究に没頭せしかを推察すべし。九月、從來作る所の文章を整頓して、之を象山淨稿と名づく。此の月、藩よりして、他人に面會し又は他人と書簡の往復を爲すことを嚴禁せらる。これ阿部閣老の命ありしによりてなり。十月二日、江戸に大地震あり、藤田東湖も亦厄に遭ふ。先生之を聞き、悲しみて詩を作る。此の詩の中に、

吾聞人天無相遠、合應之理不可御。天垂災祥豈徒然、經傳所存太鑿鑿。

とあり。先生が西洋の科學を信する傍に、猶支那古來の災祥の理を説けるは、甚だ興味あることなりとす。

三年春、先生長歌を作る。先生は歌を井上文雄に學び、巧妙の境地に達せり。此の時の長歌は能く先生鬱屈の懷を察すべきものなり。

しなのちはひなにはあれど、うらくはし、やまにもものにも、はるされば、はななきををり、秋づけば、もみぢにはへり。そをめでて、のゆき山ゆき、あまつ日の、く

るもしらす、あそぶなる、ひとさきはなり。しかれども、さすらふるみは、はるの野の、はなもかざさず、あき山の、もみぢをもみず、たらちねの、ははのかふこの、まゆごもり、こもりてながく、ごしぞへにける。

かへしうた

君がため、たちはしりせむ、すべをなみ、あたらよはひの、おいらくをしも。

ひらき

先生は作歌の場合に、啓、ひらき、衡樹等と署名せり。何れも皆同音を以て讀むべきものなり。

此の年七月、米國總領事ハリス國書を齎し、和親貿易の條約を締結せんが爲に、全權使節として下田に來る。偶、英佛二國と支那との間に戦争再び開かれ、支那の敗北の風評頻りに傳へらる。ハリス之を奇貨として幕府に迫り、堀田閣老をして外國使節優遇の方式を定めしむ。翌四年十月に至り、ハリス江戸に出でて將軍に謁見し、又閣老に面して開國の止むべからざるを説く。是に於てハリスが提出したる條約の草案に本づき、熟議を重ねて、十二月二十五日協定を了し、一

方には諸侯に此の事を傳へ、一方には林輝等を京都に遣して勅許を請はしむ。先生ハリスが將軍に謁見せるを聞き、慨然として一詩を賦す。

忽傳虜使入都城。幽憤無那雙淚生。長策蒿萊久埋沒。異言朝市尙縱橫。小童十歲統戎教。新學三年操海兵。虎狼野心非一日。將迎慎莫示吾情。

嗚呼先生の長策空しく埋沒せられて、外國に人を派することもなく、外國より教師を雇ひて海軍を練習することもなく、沿海の砲臺は皆違式にして實用に適するものなく、外國の使臣をして徒に驕慢ならしむるを聞きては、先生の悲憤誠に自ら勝ふる能はざる所ありしならん。十二月、先生外交上の辭令の參考に供せんが爲に、春秋左氏傳中之之に關するものを拔萃し、分類して、春秋辭命準繩を著し、次で書經の洪範に、國家の大疑あるときは之を卜筮に問ふことあるに本づき、洪範今解を著して、現在を救ふには、人力のみに頼らず、卜筮を用ひて神意を問ひ、之に従つて事を決すべきを論ず。此の頃山寺常山に贈りたる書簡に、

某近來つく／＼存じ候に、此御時節免ても人力のよく濟す所に無之、いづれにも其助を鬼神に求め候の外無之、鬼神に求め候には卜筮の外無之、依て本

邦神世よりの習はしに従ひ、洪範の教を以て、道を知るの人を選び、巫覡賣卜者を知らず、卜筮の人を建立し、大疑謀には必ず此人を參し、其議を聽かれ候様に相成候はゞ、必ず大神益有之べく存じ、云々。

とあり。中に「道を知るの人を選び」とあるは豈に先生竊に自ら任ずる所あるにあらざるを得んや。

林輝京都に上りて勅許を請ひしが、許されず。是に於て翌安政五年正月、朝廷更に堀田閣老及び川路聖謨を召す。先生憂國の情益禁せず、一に皇室の稜威に頼りて開國を行はざるべからざるを痛感し、遂に山寺常山に謀り、門生馬場常之助を京都に遣し、書を梁川星巖に贈りて、當今の急務を論じ、之によりて九條關白以下の縉紳を動かす所あらんとす。其の大意は「先づ朝廷より幕府に對して其の恣に條約を議了したる罪を譴責せられ、其の上にて特旨によつて其の罪を赦され、更に朝廷より斷然開國の國是を提示せられ、幕府をして専心其の事に當らしめ、早く外國の智識を吸収して國力を充實すべし」といふに在り。星巖之を諾し、池内大學を介して先生の書を九條關白に呈す。しかも堀田閣老等亦容易に

勅許を得ること能はず。三月馬場京都より還る。星巖之に託して、詳に京都の事情を報ず。先生乃ち再び馬場を遣して書を星巖に贈り、天下の事茲に至りては誠に止むべからず、仍て姑く開港の議を停め、洋式の築城法によりて先づ皇居の守備を嚴重にし、又縉紳をして砲術を練習せしめ、皇居に御親兵を置き、以て皇室の稜威を盛にし、然る後に徐に開港すべきことを陳ぶ。蓋し先生の意見の存する所は、大義名分を正して、皇室を以て眞に政令の出づる所とし、幕府以下の諸侯をして皆皇室を奉戴して、舉國一致、國力の充實を謀らしめんとするにあり。先生が後年に於ける京都の活動は實に端を此の年に發したりと謂ふべし。

三月二十六日、勅命幕府に下りて、條約締結を禁せらる。是に於て幕府は進退兩難に陥れり。先生乃ち藩老望月貫恕に獻策して、藩主の名を以て米使との交渉方法を幕府に建議せしむ。交渉方法とは、外國が通商を請へるは、天地の公理に出づるにあらずして、其の國の私利を謀るにあることを、英國が支那を侵略せる實例によりて論辯し、彼をして語塞らしめ、其の上にて更に我が國より使節を米國に遣して、本國政府と直接に交渉して、眞に天地の公理に本づく交際を開く

べしと申込ましめ、以て其の切迫せる事情を緩和せしむるなり。時に藩主幸教江戸に在り。貫恕急使を江戸に遣して其の指令を請ふ。藩主乃ち之を先生自身の上書として、川路聖謨、岩瀬忠震に紹介せしむ。其の實は先生の名を山寺常山の名に代へたり。是れ蟄居中の先生が再び罪を幕府に得んことを慮れるが爲なりといふ。しかも先生の言終に用ひられず、且つ此の事によりて先生は常山を快しとせず、終に之に對して絶交するに至れり。

既にして六月に及び、大老井伊直弼勅許を経ずして恣に條約の調印を了す。此の條約により、下田を改めて横濱を開港場となす。これ先生が往年の意見の始めて行はれたるなり。是に於て幕府の違勅を咎むるの聲騒然として天下に普く、幕府の威信殆ど地に墜ち、攘夷論は討幕論と結合して益、其の氣勢を颯ぐるに至れり。井伊大老は極力之が彈壓に務め、志士等之によりて多く縛に就く。吉田松陰も亦其の中にあり。所謂安政戊午の大獄是なり。七月、人造磁鉄を作り、之を地震の豫知に用ひんとす。八月、電池を作り、之を地雷火の點火に試む。九月、三村晴山歿す。長歌を作りて之を哭す。十月、迅發擊銃圖説を作る。これ

新工夫の元込銃にして、藩士片井京助の考案せるものに更に改良を加へたるものなり。蓋し我が國に於ける元込銃の始なり。是に於て、これを幕府に獻せしが、翌六年六月に至り、蟄居人の獻上物なるの故を以て御下せらる。

安政六年四月、吉田松陰、長門の獄中より書を裁し、門人高杉晉作をして、先生を訪ひて之に贈らしむ。中に「如先生者、當今俊傑也。中略幕府諸侯何處可恃。神州恢復何處下手。丈夫死處何處最當。右三項示此生以微言。僕之至願也。僕今生無益。死無所進退維谷。幸進之道焉。」の語あり。蓋し先生の偉大なるを知れるものは松陰に過ぎたるはなし。松陰嘗て詩を作りて曰く、

象山高突兀。雲翳可仰難。何時天風起。快望狡猊蟠。

と。其の如何に先生に推服せるかを想ふべし。晉作をして特に此の書を齎さしめし所以も亦知るべきなり。幾もなくして松陰江戸に護送せられ、十月斬らる。而して晉作が此の書を先生に傳達して、其の教を受けたるは、翌萬延元年九月二十二日のことなり。松陰の死するや、其の絶命詞傳へて信州に至る。先生之を讀み痛哭して曰く、松陰は事業に急なり、我嘗て之を用ひて偉功を成さしめ

んとせしが、今は過去のこととなれり、惜いかなと。嗚呼先生も亦能く松陰を知れるものと謂ふべし。

萬延元年正月、松代藩領防備の方法を講じ、山砲數十門を鑄て、之を四邊の要地に備へんとし、大砲を改鑄するの意見を具して、武器奉行の名を以て藩主に建議す。藩主之を納る。三月、井伊大老櫻田門外にて害に遭ふ。閏三月、先生櫻賦を作る。これ先生が尊皇愛國の衷情を披瀝し、人に知られざる深山の櫻花に自らを喩へたるものなり。蓋し時に感ずるの言なり。

翌文久元年八月七日、母荒井氏病歿す。年八十七。先生悲哀自ら勝ふる能はず、喪に居るの間、喪禮私説を著す。

文久二年、虎列剌病大に流行し、九月に至り、夫人勝氏亦此の病に罹る。先生親ら藥法を考へ、電氣治療を施し、看護到らざるなく、一箇月にして癒えたり。十一月、往年先生が作る所の櫻賦、先に便を得て京都へ送り置きしもの、正親町三條實愛の手を経て天覽に入れりとの報、京都より來る。先生欣喜止む能はず、詩を作りて其の懷を述べ。

此の年十月、勅使江戸に下り、攘夷を決行し、且つ諸藩より御親兵を徴せらるるの勅命を傳ふ。是に於て、幕府又諸藩に通牒して、廣く攘夷に關する意見を徴す。藩主乃ち先生に命じて意見を提出せしむ。先生攘夷の不可なる所以を論じて、十二月二十四日之を藩主に呈す。此の意見は終に藩主の意見として幕府に進達せられたり。書中に曰く、

抑五世界の學術智巧次第に開け、各國の勢力所作此形勢に相成候も、實に天運のしからしむる所、皇國獨り此天運を奈何せらるべき。且御鎖國の御手段も充分の御國力と御伎倆無御座候ては不被爲叶、又學術智巧は互に切磋して相長じ候もの故に、始終御鎖國にては、御國力御伎倆共竟に外國に劣らせられ、終に御鎖國も遂げさせられざるに至り可申、是本邦當今の御形勢に馴致候を以ても明に知らるべき儀に御座候。夫よりは外蕃(先生は此頃よりして外國を呼ぶに蠻夷戎狄の稱を以てすべからざるを主張し、蠻の字を改めて蕃とせり)と禮義を以て御交通、其間に公武御合體被爲在、御共々御勵精被遊、古代神聖のおのれを捨て人に従ひ、人に取つて善を爲すの御盛徳被

爲渡、萬國の長ずる筋を被爲集、外國にて追々日本領をも被爲開、御國力の御強盛も萬國の上に出で、銃砲の御修繕彈藥の御術業も萬國の上に出で、軍艦の數も萬國の上に出で、將材異能の士の衆多なるも萬國の上に出で、兵卒の鍊熟も萬國の上に出で、城製の堅固なることも萬國の上に出で、候様被爲至候はば、兼ては關關の禍心を致包藏候國々も、自然と奉懾畏、御抗拒を待たず跡を絶ち可申、又御徳化を奉慕候上よりは、貢獻を修めて奉臣服候も可有御座候。是其本に反るの説に御座候。尙書にも、力を同じうするは徳を度り、徳を同じうするは義を量ることも有之、古司馬法にも、物を見て與に侔しうする、是を兩之といふことも有之候。其國力敵國と侔しきに至らずして兵を構へ候ては、其徳其義いか様彼に超過候とも、其志を得候儀は決して難出來、是乃ち天下の正理實理明理公理に御座候。

と。誠に正正堂堂たる議論と謂ふべきなり。

此の年七月、徳川慶喜將軍家茂の輔佐役となり、松平慶永政事總裁に補せられ、大に幕政を改革し、又朝旨を奉じて、安政五年以來國事に奔走して刑罰に遭へる

ものを赦免す。先生の塾居は其の事安政五年以前に係るが爲か、猶ほ赦されず。しかも幕府の海防策は、先生の塾居中に於て、漸く先生の主張を實現するの運に向へり。十一月長門藩主毛利敬親幕府に上書して先生の赦免を請ひ、土佐藩主山内豊信(容堂)もまた熱心に運動する所あり、遂に十二月二十九日に至り、塾居赦免の報を傳達せらる。安政元年九月塾居を命せられてより正に九年、先生始めて復た天日を仰ぐを得たり。此の時、土佐藩より先生を招聘するの使者として、衣斐小平、原四郎の二人松代に來り、其の藩主の直書を松代藩主に呈して請ふ所あり。同時に、長州藩の使者として、久坂玄瑞、山縣半藏(後の宍戸璣)の二人亦先生の廬を訪ひ、懇に招聘の内意を傳ふ。先生は自藩の弊政を一洗するを急務とするが爲に、兩藩の招聘に應ずるの意なし。十二月晦日、久坂、山縣が長藩の來島麻田に贈れる手簡に、

此度水府へ廻り、直様松城へ罷越候處、最早容堂公より御書翰を以て象山翁御招被爲在候段、御乞合として御使者罷越申候。小生共公書持參も仕らぬ位に付、公然役人共へ論もならず、當人へ公意丈けは達置申候。内輪の舊弊

一洗仕らずてはならぬ事のよしに付、追々翁も此本藩に入用も可有之、他に參る事は六ヶ敷様子に候。攘夷の儀は小生共考之處とは合不申候得共、何分兵制城堡砲艦の事より、實に此大老先生無之ては不相叶、いかにも、殘念の至也。此後當分の處は有志の士を撰み、此藩に遣し、此翁に隨從して、學問致させ度ものに有之候。

とあるは、よく當時の消息と、先生が如何に天下に重んぜられたるかを知るべきものなり。先生は此の時左の詩を書して久坂等に與へたりといふ。

神州皇極崇。民德古今同。借問權謀雜。何如信義隆。深修辭命待。莫恤梯航通。切願明王道。遠傳蕩蕩風。

度德未量力。大勳何所成。同謀及卜筮。夫履戒堅貞。請用名言正。莫令變亂生。不過汎收長。俾物乃兵經。

これ恰も攘夷に關する此の年十二月二十四日の意見書と同一趣意を述べたるものにして、其の文字も亦同一のもの多し。久坂等の書簡に、攘夷の儀は小生共考の處とは合不申候とあるは、先生の開國と久坂等の攘夷と其の意見一致せざ

るを言ふなり。先生此の時久坂等に説くに洋行のことを以てす。翌年伊藤博文、井上馨等が歐羅巴に赴きたるは、久坂が此の事を傳へたるによりて決意したるなりといふ。

文久三年正月元日、先生特別の謁見を藩主幸教に請ひ、翌二日藩主に面して建言する所あり。翌三日及び五日更に登城して、藩老列座の席に於て、藩政改革の急務を論ず。藩主初め土州侯の請を拒絶せんとし、先生をして返書を起草せしめしが、八日に至り更に先生に對し、土州侯の依頼に應ずべきにより、早速江戸に赴くべしとの命下る。門人等の中連署して先生を藩に留むることを請ふものあり。十日、先生又藩主に上書して、詳に兵制學制の改革を論じ、自ら進んで其の任に當らんことを請ふ。然も其の言用ひられず。而して先生が藩を去るの事も亦止む。三月二十一日、藩主兵を率ゐて松代を發し、横濱の警衛に當る。四月、眞田貫道再び出でて政事に任ず。

前年攘夷決行の勅命下るや、幕府奏請して曰く、攘夷の舉は輕忽に手を下すべきにあらず、冀くは入朝して勅裁を請はん」と。朝廷之を許さる。三年正月、徳川

慶喜、松平慶永上京し、二月將軍家茂上京す。時に攘夷を主張する過激の浪士等京都に横行す。四月、遂に天皇御親征の事に決し、家茂、慶喜參内して勅を奉じ、五月十日を以て攘夷の期と定めらる。期到るや、長門藩は馬關に於て外國の船艦を砲撃す。次で又英國の軍艦、鹿兒島を砲撃するの事あり。六月、同藩の門人久保成、御親兵となりて京都に赴く。先生左の文章を記して之に贈る。蓋し之を以て京都に充滿せる過激の徒を戒めんとするなり。

忠義人所固有也。故雖農商走卒。未嘗無尊君愛國之心。何況學士大夫乎。然忠義之降。激爲氣節。氣節之弊。流爲忿戾。陵犯夫氣節之風。雖或出矯勵。猶近於正。故爲可嘉。至於忿戾。陵犯。則顛倒名實。墮壞公義。其害政敗化也亦甚矣。不可不戒。文久癸亥六月。門人同藩久保平甫。充親軍。役於京師。因其求言。遂書以贈。松城佐久開啓書。

既にして長州藩主の建議に本づき、天皇大和に行幸し、神武天皇の陵に謁して親征の議を決したまはんとす。京都守護職會津藩主松平容保、専ら親征の不可なるを説き、薩藩亦之に和す。是に於て朝議遂に一變し、中川宮朝彦親王入朝して

奏上する所あり、よりて親征を止めたまひ、長藩の人々を京都より退去せしめて、其の宿衛を止め、會津、薩摩等の諸藩に命じて、九門を分守せしむ。三條實美等の七卿長州に走る。時に八月十八日なり。是より先、七月二十六日、筑後の人眞木和泉の推舉により、先生を朝廷に徵さるるの内命、在京の松代藩留守居役に下り、八月十三日始めて先生に傳達せらる。先生大に悦びて命に應せんとす。然るに十八日の政變ありしを以て徵命も亦止む。此の年秋、原書につきて西洋馭馬の術を練習す。詩あり、曰く、

騰騰快馬洋裝輕。信馬離城不計程。背日林閒草轡輕。逐風堤上鐵蹄鳴。

元治元年正月、將軍家茂、諸侯を率ゐて入朝し、攘夷鎖港の容易に行ふべからざるを奏す。天皇之を聽さる。又中川、山階の二親王及び關白二條齊敬に命じて朝政を輔けしめたまふ。三月七日、幕府より先生に對して徵命あり、早速上京すべしとのことなり。三月十七日、先生松代を出發す。從者十五人、騎馬洋鞍を用ふ。同月二十九日、京都に到着す。四月三日、海陸御備向掛手附御雇被仰付雇中御扶持方二十人御手當金十五兩被下之との辭令ありて、攝津の海岸に砲臺を築

造するの事に當らしむ。先生此の徵官を得て、心平ならず、直に築造の任務を辭す。十日、山階宮の召により參殿し、時務を言上し、且つ命により、御庭上にて洋鞍の馬に乗る。此の後屢、謁を賜はり、西洋の事情を述べ。先生が安政五年、梁川星巖に書を贈りてより以來、積年の忠誠の志、皇室をして開國の止むべからず、攘夷の行ふべからざるを悟らせ奉らんとすること、茲に始めて其の端を開くを得たり。其の喜實に想ふべし。十二日、徳川慶喜に謁し、其の間によりて、詳に天下の大計を陳述す。十六日、二十人扶持金十五兩を改めて四十人扶持とせらる。五月朔日、將軍家茂に謁し、三日、中川宮に謁す。宮は安政五年、先生が梁川星巖に書を贈りし以來、既に善く先生の志を知りたまへり。後屢、謁を賜はり、詳に世界の形勢を説き、當今の大计を述べて、其の信任を得、一昨年汝若し京都に在りしならば、天下は今日の如き困難に陥らざりしならんとの仰を蒙りたり。前年八月の政變以來、攘夷を倡ふるの士等所在に事を構へ、京都の物情漸く騷然たり。既にして六月五日、浪士等が皇居に放火して、一大政變を起さんとするの隠謀發覺し、其の夜新選組の隊長近藤勇等、三條小橋の旅館池田屋を包圍して、浪士等を捕縛

す。是より後、先生、會津藩士山本覺馬、廣澤安任及び幕吏小林祐三等と相往來す。六月十八日、先生山階宮に謁し、天下治平の策を獻す。よりて山階宮より中川宮に此の事を傳へられ、二十一日中川宮の召によりて參殿す。七月朔日、又中川宮の命によりて二條關白に謁し、時事に關する意見を開陳す。先生が山階宮に天下治平の策を言上せし日、郷里にある家人に贈りたる書簡に曰く、

此方の宅へ切り込み申すべきの、外へ出候せつ手むかひ候はんのと申事は、諸方書付けにも致し、はり札など致し候よしに度々承り候へども、此方何とも存じ申さず、いつも馬にて出で候節は、西洋鞍にて候。中略、色々手むかひ申すべき様申候も、此方の申條を是迄より別に致し、無法の軍にても手始め致候様改めさせ度仕事と見え候へども、此方の論は感應院様註、真田幸貫の追號、御さかんの頃より、三十年近く、一すぢをまもり居候事にて、今始り候事にてはなく候。日本國中の御爲を末長くはかり候見込故に、其見込を改め候様の事には成り申さず、三十年も其事に骨を折り、九年の御とがめを受け候ても、其せつを替へ申さず、おそれ乍ら天皇様の御爲をも、公方様の御爲をも、

深く存じ候上の事にて、其事は、志のあるものは大てい皆知る所に候故、色々申候もの有之候ても、天道と申もの有之候へば、先は此方へ手むかひ致候事はあるまじくと安心致し居候。もし、此方の身にわざはひにても受け候事有之候はば、日本はもはや大らんと存じ申すべく候。甚ぶんに過ぎ候事を申様に候へども、當節の議論、日本國中の命脈は、此方に有之と存候。この御國と存亡を共に致し候れうけん故に、人々いろ／＼申候ても、さらにおそれ候事はなく、心中いつもやすらかに存候。是はこれ迄のしゆげふの功と存じ申すべく候。

先生は天下の事を以て自己の責任と爲し、一身を賭して其の治平策を獻じたるなり。

前年七卿の長州に下りしより、天下攘夷の志士多く長州に聚る。池田屋の變報傳はりてより、其の激昂益甚しく六月二十四日に至り、長州藩士等遂に大舉して入京し、大に爲す所あらんとす。真木和泉、久坂玄瑞等其の指揮に當る。形勢頗る不穩なり。是より先、松代藩主真田幸教、七月より九月まで皇居の御警衛に

當ることを命せられ、四月長谷川昭道等を上京せしめて形勢を探らしめ、六月十四日藩老眞田貫道等を率ゐて途に上り、六月二十七日の夜大津に來著す。先生馳せて之に赴き、藩主に説いて曰く、

長州の藩士等數千人、其君の冤罪を訴ふるを名とし、京都守護職を殺さんと欲し、兵器を携へて禁闕に迫らんとするの聞えあり。是誠に一大事なり。情、京都の形勢を察するに、防禦の利決してあるべからず。君今日此驛に來られたるは實に天幸と謂ふべし。須らく此處に駕を止められ、玉座を井伊掃部頭が彦根城に移されんことを建白ありて、琵琶湖御渡船の警衛を勤めらるべし。此の文眞田貫道著一誠齋紀實より引用す。

藩主先生の言を用ひず。先生又大津に在る彦根の藩士に會見して、琵琶湖渡船の手筈を定めんとせしが、要領を得ず。翌未明に至りて空しく歸る。二日の後、先生大津に滞在せる勝安芳に書を贈りて曰く、

天下の陋見を破て、専ら彼の所長を學び、其所長を集めて國本を牢くし候國是の定まり候様に至らず候ては成り申すまじくと存じ候へども、いつ左様

に成り可申哉。定て御傳聞も可有御座、近日長人の上り候にて、都下も戒嚴大混雜に御座候。御政事兩途に出候様にては、何分治りの付きかね候事と存じ候故、其本源之所に一策有之、乍不及盡力罷在候内、長人上京の事揆らず出來り、不都合の事に御座候。乍然只今とても拙籌の外はあるまじくと存候。只管心力を盡し候義に御座候。此事書中に認かね候。いづれ其内拜眉にて萬々可申上候。

又先生が此の頃に於て作成せる勅諭の草案あり。其の中に曰く、
〔上略〕嘉永癸丑、幕府、亞國の請ふ所を拒む事能はず、恣に先代奏聞を経て定むる所の國法を改め、かれと好みを通ずるに至て、事果てて後に奏聞す。是朕の竊に痛憤する所なり。〔中略〕然るに今大樹世を嗣ぐに及で、深く従前の過失を悔い、能く朕が意を奉遵し、姦吏を祛け、忠讜を用ひ、弊を改め、害を除き、まさに天下の兵備を修繕して、武官の職掌を盡さんとす。これ朕が積年の痛憤を舒べて、更に依頼の眷念を敦くするに足れり。〔中略〕今彼我の勢を詳にせず、猥りに兵を構ふるが如きは、滿清近く股鑿あり、戒めざるべけんや。

宜猛省奮拔して、學術技藝、國力兵備、總て外蕃の上に駕出すべきの本を務むべし。但一二の藩に在て、利を捨て義を取り、戦争を開て天下の人心を一にし、大艦巨砲は且戦ひ且備ふべしといふ議を主張し、浪士の徒これに附和するもの多く、所在に黨を集め、羣を成すを聞けり。専ら心を戦争に決して、本邦の正氣を鼓舞せんことを欲するは、烈士の志取るべきに似たり。抑亦兵は國の大事、死生存亡の係る所といはずや。其算なくして、猥にこれを動さば、宗社生靈をいづれの地に置かんとかする。朕竊に疑ひ思召す所なり。故に今これを著筮に命じ、天つ神の御心を問ひ奉り、然る後事に従はんことを嗣てまさに其得る所のうらかたを擧て商議裁度し、是を建定せしむべし。其間、爾列侯以下浪士の輩に至る迄、能く朕が意を體認し、謹飭に鎮靖して、輕忽の擧あるべからず。黨輿を集めて一方に據るべからず。若此詔に遵はざるものあらば、即ち亂逆の徒なり。刑憲の存する所、朕決して赦さず。速に幕府及び列藩に勅し、誅滅して後にやまん。普く遐邇に布告し、咸く聞知せしむること斯の如し。

と。先生が山階宮に獻じたる天下治平の策の如何なるものなりしかは、此等の文書によりて略推測することを得べきなり。思ふに先生の主張は、固より開國進取にあり。而して先生の時務策は、詔勅の渙發によりて、嚴に無謀の攘夷を戒め、之によりて過激の徒を屏息せしめんとするにあり。彦根行幸の企畫は、京都が騒亂の巷とならんことを恐れ、主上を一時安全の地に移し奉らんとせしものに外ならず。然りと雖、彦根行幸の策は、終に志士等の期する所と相容れず。先生の運動が志士等の知る所となるや、七月十一日、山階宮へ參殿の歸途、三條木屋町に於て、先生終に其の害に遭ふ。時に年五十四。京都花園妙心寺内大法院に葬る。嗚呼、先生が鬱勃たる尊皇愛國の志、時局の艱難に遭遇して、將に伸びんとして、しかも伸びず、空しく兇刃に斃る。最も悲しむべきなり。先生の死を隔つること僅に六日にして、蛤御門の變あり、會津、薩摩の兵士等善く防ぎ、志士等戰敗れて、眞木和泉、久坂玄瑞等皆死す。是より後四年、時勢は急轉して、將軍徳川慶喜大政を奉還し、世は明治の維新となり、先生が身命を賭して主張せる宿論は、茲に實現して、天皇の御親政の下に、開國進取の國是は儼然として確立し、以て我が國